

第2期 **群馬県**
教育振興基本計画

(平成26年度～平成30年度)



平成 26 年 3 月
群 馬 県

目 次

I 総論	1
第1 計画策定の基本的な考え方 (策定の趣旨、計画の位置付け、計画を定める範囲、計画の構成、計画期間、 計画の推進)	1
第2 群馬県の教育を取り巻く状況	2
1 人口減少社会の到来	2
2 東日本大震災の教訓	2
3 国際化、情報化の進展	2
4 先人から受け継がれてきた歴史文化遺産への関心の高まり	2
5 厳しい経済状況	3
6 児童生徒や教員の状況 (学力の状況、生活習慣・生活規律の状況、体力・運動能力の状況、 特別支援教育の状況、外国人児童生徒の状況、公立学校教員の状況)	3
7 家庭や地域の教育力と生涯学習の状況	5
第3 今後5年間の群馬県の教育施策が目指す方向	6
1 基本目標	6
2 施策の方向	7
3 「7つの基本施策」と「17の取組の柱」	8
4 各施策を効果的に推進するための群馬県教育委員会の取組	10
II 各論	11
第1 具体的な取組の展開	11
第2 「取組」の構成	11
第3 施策体系	12
第4 具体的な取組	13
基本施策1 時代を切り拓く力の育成	13
柱① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する	14
取組1 時代に応じたキャリア教育の充実	14
取組2 より実践的な職業教育の推進	16
取組3 特別な支援を必要とする生徒への就労支援の充実	18
柱② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する	20
取組4 文化芸術や尾瀬学校等の郷土資源を活用した学びの推進	20
取組5 古代東国文化をはじめとした文化遺産を活用した学びの推進	22
柱③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する	24
取組6 国際理解教育の充実	24
取組7 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進	26

基本施策 2	確かな学力の育成	29
柱④	基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める	30
取組 8	基礎的・基本的な知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成	30
取組 9	しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立	34
柱⑤	発展的な教育により社会へ参画する力を育成する	36
取組10	ものづくり産業等へつながる理数教育の推進	36
取組11	情報通信技術（ICT）活用能力と情報モラルの育成	38
取組12	地域を発展させる大学の充実	40
基本施策 3	豊かな人間性の育成	43
柱⑥	自他を大切にすることや自己肯定感を育み、規範意識を高める	44
取組13	ボランティア活動や体験的な活動の充実	44
取組14	「向上する心」「やりぬく心」「大切にすること」を育む道徳教育の充実	46
取組15	自らの行動につながる人権教育の推進	48
柱⑦	いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する	50
取組16	いじめの早期発見・早期解決	50
取組17	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援	52
基本施策 4	健やかな体の育成	55
柱⑧	児童生徒の体力向上を図る	56
取組18	体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実	56
取組19	運動部活動の充実	58
柱⑨	児童生徒の心身の健康を保持増進する	60
取組20	健康な体づくりを目指す健康教育・食育の推進	60
取組21	感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理	62
基本施策 5	信頼される学校づくり	65
柱⑩	教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する	66
取組22	大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上	66
取組23	児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした新たな課題への対応力の向上	68
取組24	教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康管理	70
柱⑪	特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する	72
取組25	障害の重度・重複化、多様化への対応と障害のある子とない子の交流や共同学習の推進	72
取組26	特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実	74
柱⑫	特色ある学校づくりを推進する	76
取組27	家庭や地域の意見を生かした開かれた学校づくり	76
取組28	高校教育改革の推進	78
取組29	私立学校の振興	80

基本施策 6	安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成	83
柱⑬	安全・安心な教育環境を確保する	84
取組30	学校の耐震化・長寿命化の推進	84
取組31	就(修)学確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実	86
柱⑭	災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで 推進する	88
取組32	学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進	88
取組33	学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実	90
基本施策 7	地域の教育力の向上と生涯学習社会の構築	93
柱⑮	幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進する	94
取組34	幼児期の成長と子育てを支援する社会づくり	94
取組35	市町村や民間団体と連携した家庭教育支援の推進	96
柱⑯	社会教育を推進し地域の教育力を高める	98
取組36	地域の学びを支える人材づくり	98
取組37	青少年教育の推進	100
取組38	学校支援センター等の充実	102
柱⑰	生涯にわたる多様な学びを推進する	104
取組39	読書活動の充実と県立図書館の機能強化	104
取組40	多様な課題に対応した学習機会の充実	106
第 5	達成目標一覧	108

III 資料編 115

第 1	人口の動向	115
1	年齢別人口の動向	115
2	小・中・高校の児童生徒数の動向	115
第 2	公立学校の耐震化の状況	116
第 3	国際化及び情報化の状況	117
1	県内企業の海外進出の状況	117
2	児童生徒の携帯・インターネット利用の状況	117
第 4	文化財の状況	118
1	群馬県内の指定文化財一覧	118
2	「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録に向けた動き	118
第 5	経済状況	119
1	雇用情勢	119
2	生活保護世帯数の状況	119
第 6	児童生徒や教員の状況	120
1	学力等の状況	120
(1)	公立小・中学校	120
ア	学力の状況	120
イ	学習意欲の状況	120

(2) 高等学校	122
ア 進学の状態	122
イ 就職の状態	122
2 生活習慣・生活規律の状態	123
(1) 朝食の習慣	123
(2) 家庭でのコミュニケーション	124
(3) マナーやルールを守る意識	124
(4) いじめの状態	125
(5) 不登校の状態	125
(6) 問題行動の状態	126
(7) 中途退学者の状態	126
3 体力・運動能力の状態	127
4 特別支援教育の状態	128
(1) 特別支援学校の配置状況	128
(2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導の状態	128
(3) 就労の状態	129
5 外国人児童生徒の状態	129
6 教職員の状態	130
(1) 教員の年齢構成	130
(2) 教職員の病気休職者の状態	130
第7 学校と地域の連携及び生涯学習の状態	131
1 学校と地域の連携の状態	131
(1) 学校支援センターの実施状況	131
(2) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況	131
2 ぐんま県民カレッジの入学者の状態	132
第8 平成25年度県政県民意識アンケートの結果（関連項目抜粋）	132
第9 群馬県教育振興基本計画（第1期：平成21年度～平成25年度）の 実施状況	132
（参考）策定の経緯 （策定経過、群馬県教育委員会委員名簿、第2期群馬県教育振興基本計画 策定懇談会委員名簿、同策定委員会委員名簿）	133

注）本計画書における「障害」及び「子ども」の表記について

- 1 本計画書では「障害」と漢字で表記しています。「障がい」と漢字仮名交じりで表記する場合がありますが、本計画の上位にある法令及び群馬県総合計画における表記に準じました。
- 2 本計画書では「子ども」と漢字仮名交じりで表記しています。文部科学省の文書は「子供」と漢字表記に今後統一するとされましたが政府としての統一的な対応ではなく、また、本県では上位計画である群馬県総合計画や、他部局の計画、施策等において漢字仮名交じり表記が一般的であることから漢字仮名交じり表記としました。

I 総論

第1 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

群馬県では、平成18年の教育基本法の改正を受け、平成21年3月に策定した群馬県教育振興基本計画に沿って、これまで様々な教育施策を推進してきました。

当該計画が平成25年度で最終年度となることから、教育分野において引き続き取り組むべき課題やこの間の社会情勢の変化により生じた新たな課題等に対応していくため、第2期群馬県教育振興基本計画を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、群馬県が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画として策定します。
- (2) この計画は、群馬県総合計画に連なる、群馬県の教育分野における最上位計画に位置付けます。

3 計画を定める範囲

本県の各施策分野の計画が県総合計画に連なる体系に整理されたことから、第2期群馬県教育振興基本計画では、教育施策として取り組むものについて方針を定めることとします。

従って、他の分野の計画で取組方針が定められているものは、原則としてこの計画において重複して定めないものとします。（例：本県では文化やスポーツ（学校体育を除く。）は、それぞれ別の施策分野として位置付けられています。）

ただし、各分野の施策と密接に連携し、教育施策として主体的に取り組んでいく必要があるものは、この計画において取組方針を定めます。

4 計画の構成

この計画は、総論と各論で構成しています。

(1) 総論

本県の教育を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の教育施策の基本目標及び基本目標を具体化するための視点、基本施策、取組の柱を示しています。

(2) 各論

基本施策及び取組の柱に沿って具体的に推進する取組について、その内容や数値目標等を示しています。

5 計画期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

6 計画の推進

この計画を効果的かつ着実に実施していくため、各取組に沿った事業計画を毎年度当初に「教育行政の主要施策」としてまとめます。また、毎年度終了後、取組の効果や課題等を点検・評価し、その結果を広く県民に公表するとともに、次年度以降の取組に反映させていきます。

なお、当該点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項に基づく「教育委員会の点検・評価」と併せて実施します。

第2 群馬県の教育を取り巻く状況

※ 統計的なデータ及びその分析については、「Ⅲ 資料編」を参照ください。

1 人口減少社会の到来

群馬県の人口は、既に減少に転じており、平成24年から200万人を下回る状況が続き、今後も減少していくと推計されています。

年齢別では、14歳以下の年少人口が平成22年から平成32年の10年間で16%減少し（27万5千人→23万人）、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が12%減少する（125万9千人→111万3千人）と推計されています。一方で、65歳以上の老年人口は22%増加する（47万4千人→57万8千人）と推計されています。

こうした状況から、児童生徒数が減少していく中での学校教育の活力の維持、社会的・職業的に自立し地域社会を支える人材の育成、高齢者を含めた地域の教育力の活用等が今後の課題として挙げられます。また、人口の維持に向け、家族をもつことや親になること、男女が協働して育児を行うことの大切さについての理解を促進していくことも求められています。

2 東日本大震災の教訓

平成23年3月に発生した東日本大震災では、「釜石の奇跡」と言われる出来事から、いざというときに自ら判断して行動することの重要性に改めて気付かされました。群馬県は比較的災害が少ないという意識が強いことから、地震、火山災害、水害等に対する備えや防災意識の向上を一層推進する必要があります。また、防災に関する知識だけでなく、危機を乗り越え、命を守るための判断力や想像力を育むことも必要です。

さらに、震災直後の対応やその後の復興への努力の中で、困難に向かって諦めることなく、状況を自らの確に把握し、考え、行動する力をもつことや、地域社会、ボランティア等の多様な人々とつながりを持ち、支え合うことができる力が、社会生活を営んでいく上で大切であることも再認識されました。

3 国際化、情報化の進展

群馬県では平成24年3月に群馬県国際戦略を策定し、著しい経済発展が進む東アジアの勢いを取り込み本県経済の活性化につなげていくための取組を積極的・戦略的に進めています。本県は内陸県ですが製造業を中心に海外に事業展開している企業も多く、さらに今後は農畜産物輸出や外国人観光客受入の増加も見込まれます。今後、県民が世界と直接関係をもつ機会が一層増えていくことから、群馬県人としてのアイデンティティを高めるとともに、幅広い視野で異文化を理解する力や自ら発信し行動できる力を育成していくことが課題となっています。

また、タブレットパソコンやスマートフォン等の情報通信機器が急速に普及してきています。それらを活用した効果的な授業の実施や、情報モラルを理解した上で学習や社会生活の中でそれらを使いこなす力の育成が必要です。

さらに、高齢者も情報通信機器を活用することにより、自立、生きがいの創出や社会への貢献が図れることが期待されます。

4 先人から受け継がれてきた歴史文化遺産への関心の高まり

県民が心の豊かさを実感し、郷土への愛着や誇りを育むためには、地域の多様な歴史や文化に触れる機会を充実させるとともに、特色ある地域の歴史を学び、本県のすばらしさを誇りに思う心を育てることが大切です。

本県には世界遺産を目指している「富岡製糸場と絹産業遺産群」や古代東国の文化的中心であったことを示す数多くの古墳をはじめ、貴重な歴史文化遺産が豊富に存在します。これらを積極的に活用することにより、郷土への誇りや豊かな心を育成していくとともに、国内外に発信していくことが求められています。

5 厳しい経済状況

群馬県の経済状況は、平成20年度及び平成21年度の実質経済成長率がリーマンショックの影響から大きなマイナス（20年度：-3.5%、21年度：-4.5%）になるなど厳しい状況が続きました。その後は、東日本大震災の影響による一時的な落ち込みはありましたが徐々に持ち直しつつあり、本県の経済関連指標は全国平均を上回っている状況にあります。（有効求人倍率（平成25年7月）：本県1.07倍、全国0.94倍。被生活保護世帯の割合（平成24年12月）：本県0.70%、全国1.69%）また、日本再興戦略の策定（平成25年6月）や2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等、新たな経済成長への期待も高まっています。

しかし、現在も被生活保護世帯数が増加傾向にあるなど、依然として厳しい状況は続いており、学ぶ意欲のある者が経済的な制約にかかわらず、しっかりとした教育の機会を得られるようにしていくことが今後必要です。

また、企業の雇用形態が多様化する中で、その時代に応じた勤労観、職業観を育み、本県のものづくり産業等の将来を担う若い労働力を育成することも必要です。

6 児童生徒や教員の状況

(1) 学力の状況

全国学力・学習状況調査の結果では、小学校の国語・算数で「知識」、「活用」がともに全国平均を下回っており、特に「活用」については全国平均を大きく下回っています。一方、中学校では国語・数学の「知識」、「活用」とともに全国平均を上回っている状況にあります。引き続き基礎基本の確実な定着を図るとともに、知識・技能を活用する能力を育成することが課題となっています。

また、家や図書館で、1日当たり30分以上の読書をしている児童生徒の割合は小学校で40.4%、中学校で33.1%と全国平均を上回っていますが、読解力はあらゆる面での基礎となり、学習指導要領にある「言語活動の充実」とも結び付くことから読書活動を推進していくことが今後必要です。

高校においては、民間の教育研究機関の調査結果によると、全国的な傾向として、学校外における学習時間の減少や各教科の理解度が低い傾向にあることが指摘されています。高校においても思考力・判断力・表現力を育む観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図り、確かな学力を育成する必要があります。

(2) 生活習慣・生活規律の状況

全国学力・学習状況調査等の結果では、食習慣等から群馬県の児童生徒の生活習慣の状況や規範意識は全国平均に比較するとよい状況にあると言えます。

一方で、児童生徒一人ひとりに、社会の構成員としての自覚をもたせることが必要と考えられますが、こうしたことを育成する体験的な学習の場面が学校や家庭、地域において少なくなっていると言われており、体験学習やボランティア活動の充実が必要です。

さらに、いじめ、不登校、問題行動、中途退学等の問題は依然として発生しており、規範意識や社会性を向上させ実際の行動に結び付けていくことが課題となっています。

(3) 体力・運動能力の状況

児童生徒の体力については、健康の保持増進のみならず、学習意欲や気力といった精神的な面の充実にも大きく関わり影響します。

全国体力・運動能力調査の結果では、中学校は全国平均をやや上回っているものの、小学校は大きく下回っており、さらに、肥満傾向の児童生徒の割合も高い状況となっています。将来的には生活習慣病等、健康へ影響を及ぼす可能性があることから、特に小学校段階で運動の楽しさを体感させ、運動習慣を身に付けさせることが課題となっています。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、児童生徒がスポーツに関心をもって積極的に活動できるように取り組んでいくことが大切です。

(4) 特別支援教育の状況

特別支援教育を受けている児童生徒の数は、児童生徒全体の数が減少している中で増加傾向にあり、今後も特別な支援を必要とする子どもへの支援を充実させていくことが必要です。

また、障害の有無に関係なく、子どもたちが共に生活し、互いに尊重し合う感性を、幼少期から教育の場を通じて育み、共生社会の実現を目指していくことが必要です。

さらに、本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率は全国で上位にありますが、一般就労できる生徒をより増やしていくことが必要です。そのためには、地域社会との積極的な交流による障害に対する理解の促進や企業セミナー開催等による生徒一人ひとりの希望や障害の特性と雇用を求める企業の業務内容とのマッチング等、障害のある生徒の就労支援を一層充実していくことが求められています。

本県では、現在、特別支援学校が設置されていなかった地域への特別支援学校の整備を進めていますが、引き続き地域的な偏在の解消に努め、特別支援学校のセンター的機能の充実等を図っていくことが必要です。

(5) 外国人児童生徒の状況

県内には、人口比で外国人の占める割合が全国的に高い市町村があります。外国人児童生徒数は厳しい経済状況から減少傾向にありますが、平成24年度現在で2,500人を超える外国人児童生徒がおり、その教育の充実を引き続き図っていく必要があります。また、すべての児童生徒に、広い視野から異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人々と共に生きていくための資質や能力を育成し、多文化共生社会への対応を図っていくことが必要です。

(6) 公立学校教員の状況

本県の公立学校教員の年齢構成は、第2次ベビーブーム世代が学齢期の頃に採用された50歳代が多く、今後10年間に退職者数がピークとなることから、学校運営の中核となる中堅教職員であるミドルリーダーの育成等、大量退職への対応が課題となっています。また、病気休職者数が毎年100人を超え、その約半数は精神疾患が原因となっていることから、教員の心の健康を保持・増進するメンタルヘルス対策にも引き続き取り組む必要があります。

さらに、協働型・双方向型の新しい学びへの授業の変革、児童生徒の心のケアの充実、体罰禁止の徹底等に対応するため、教員の資質向上を図ることも課題となっています。

7 家庭や地域の教育力と生涯学習の状況

近年、少子化や核家族化の進展等の家族形態の変化、地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。また、社会情勢が大きく変化する中で、県民一人ひとりが生涯を通じて、自らを磨き高め、自己実現を図るための生涯学習が重要となっています。

こうしたことから、学校、家庭、地域、企業、市民団体等が連携した様々な活動により家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、生涯学習で習得した知識や学習成果等を地域社会の中で生かすための環境整備が課題となっています。

第3 今後5年間の群馬県教育施策が目指す方向

1 基本目標

(1) 基本目標

今後5年間の基本目標は、群馬県教育が目指す10年後を見通して策定した第1期計画の目標を継続し、次のとおりとします。

**たくましく生きる力をはぐくむ
～自ら学び、自ら考える力を～**

その上で、この5年間の社会情勢の変化を踏まえ、次の2つの視点からこの計画に掲げる基本施策を推進し、生涯にわたる学びの中で、たくましく生きる力を育んでいきます。

(2) 基本目標を具体化するための視点

① 一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自ら学び自ら考える力を身に付け、自己実現が図れるようにする

本県では、平成21年3月に第1期の群馬県教育振興基本計画を策定し、「たくましく生きる力をはぐくむ～自ら学び、自ら考える力を～」を基本目標に、様々な教育施策を推進してきました。

この間、社会情勢に多くの変化が生じていますが、第1期計画を策定するに当たり課題とした、少子・高齢化、情報化、国際化・グローバル化、環境問題の深刻化、雇用の多様化、社会意識の変化等の社会全体の大きな動向は、引き続き対応を考えていかなければならない状況にあります。

さらに、東日本大震災という未曾有の災害を通じ、困難に向かって諦めることなく、状況を自らの確に把握し、考え、行動する力をもつことの大切さが再認識されました。

こうした中で、一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自ら学び自ら考える力を身に付け、自己実現が図れるように「たくましく生きる力」を育成することは、教育において引き続き最も重要な課題として取り組みます。

② 共に支え合い、高め合いながら未来を創造していけるようにする

東日本大震災とその後の復興へ向けた努力の中から、我々が生活を営み、社会を形成し、新たな価値を作り出していくために、一人ひとりの自己実現を通して個の充実を図りつつ、共に支え合い、高め合いながら未来を創造していくことの重要性も再認識されました。こうした側面からも「たくましく生きる力」の育成に取り組みます。

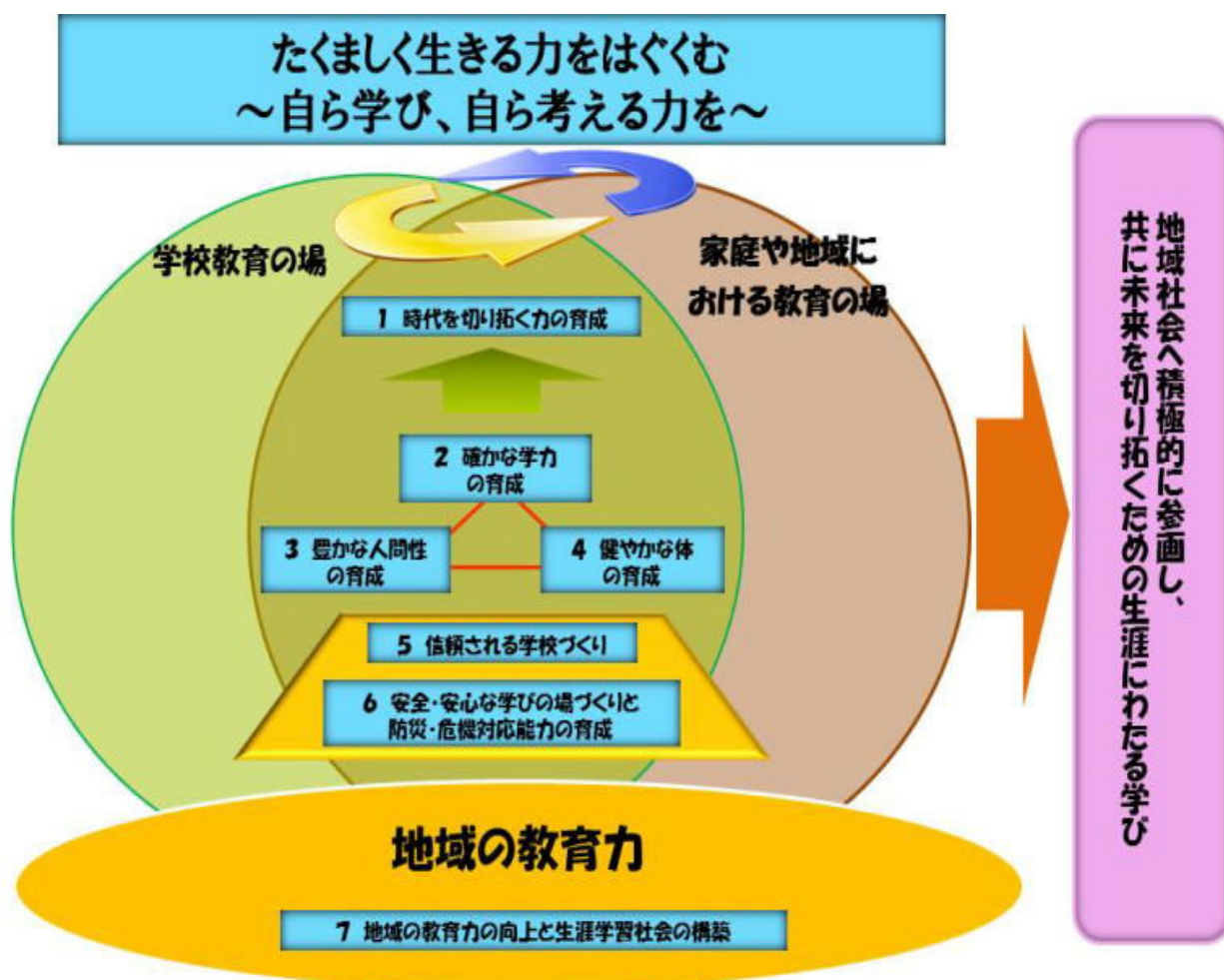
2 施策の方向

基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ ～自ら学び、自ら考える力を～」の下、次の7つの基本施策を展開することにより「生きる力」を身に付け、「地域社会へ積極的に参画し、共に未来を切り拓くための生涯にわたる学び」の実現を目指していきます。

具体的には、生涯にわたる学びを通じて一人ひとりが個性や能力を生かし社会の一員として時代を切り拓いていくことができる力を育成します。

学校教育では、その基礎となる資質・能力を養うため、確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、健やかな体の育成を図ります。

家庭や地域における教育では、学校・家庭・地域が連携し、子育て支援や社会教育を一層充実することにより、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、個人が直面する課題や社会の多様な課題に対応した生涯にわたる学びを推進します。



3 「7つの基本施策」と「17の取組の柱」

基本目標を実現するため、次の7つの「基本施策」と17の「取組の柱」に取り組みます。

基本施策1 時代を切り拓く力の育成

発達段階に応じたキャリア教育を充実させ、時代に応じた勤労観や職業観を根付かせるとともに、地域社会を支える人材育成を進めます。また、特別な支援を必要とする生徒の就労支援を充実させ、社会への円滑な接続を目指します。

さらに、群馬県の歴史や文化を学ぶことで、群馬県民としてのアイデンティティや文化芸術に対する理解を深めさせます。その上で、グローバル化へ対応した教育として、主体性や積極性を身に付けさせ、異文化への理解力を高めます。

取組の柱① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

取組の柱② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

取組の柱③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する

基本施策2 確かな学力の育成

児童生徒の読解力、コミュニケーション能力、自らの考えを表現し活用する力、多面的に物事を捉える力、学習を日常生活と結び付ける力を育成するとともに、「ぐんま方式」による少人数学級編制を通して、意欲をもって学ぶ学習習慣や規則正しい生活習慣を身に付けさせます。

さらに、本県のものづくりを担い新規産業分野に挑戦する児童生徒の知的好奇心や独創性を育成するため理数教育の充実を図ります。また、社会への関心を持ち、様々な情報の中から物事の本質を見極め、自らの行動に結び付けていく情報活用能力を高めます。

取組の柱④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める

取組の柱⑤ 発展的な教育により社会へ参画する力を育成する

基本施策3 豊かな人間性の育成

一人ひとりに自他を大切にする心や自己肯定感を育み、多様な体験学習やボランティア活動への参加、道徳教育や人権教育を充実させる中で、児童生徒に社会性や規範意識を身に付けさせるとともに、困難に立ち向かい最後までやり抜く力を育成します。

また、いじめの未然防止と早期発見・解決に向けた取組を進めるとともに、児童生徒による自主的な活動を支援することにより、いじめを許さない心を育てます。

取組の柱⑥ 自他を大切にする心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組の柱⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

基本施策4 健やかな体の育成

学校体育や運動部活動を充実させ、教育活動全体の中で継続的に体を動かすことの大切さを学び、運動したときの喜びや楽しさを体感させながら児童生徒の体力の向上を図ります。

また、健康と食の大切さや健康な体づくりを意識させるとともに、児童生徒の健康状態を的確に把握し、感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。

取組の柱⑧ 児童生徒の体力向上を図る

取組の柱⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する

基本施策5 信頼される学校づくり

教員の指導力や新たな課題への対応力を高めるとともに、相互に高め合う職場づくりを推進します。また、退職者の急増に備えて、ミドルリーダー等を育成します。

さらに、支え合う共生社会の構築に向けて、障害のある子とない子の交流及び共同学習を推進します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中・高校における特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実や特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化への対応を図ります。

また、開かれた学校づくりや各学校の特性を生かした教育を推進するとともに、建学の精神に基づく特色ある私立学校教育の振興を図ります。

取組の柱⑩ 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

取組の柱⑪ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

取組の柱⑫ 特色ある学校づくりを推進する

基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

県立学校の耐震化を進めつつ、校舎等の長寿命化を計画的に推進します。また、学校で学ぶ意欲のある児童生徒が経済的理由により就（修）学が困難とならないための支援等を一層充実させるとともに、外国人児童生徒等への教育の充実を図ります。

さらに、児童生徒が主体的に災害や事件、事故から身を守るための力を育む安全教育を充実させ、地域ぐるみで推進します。

取組の柱⑬ 安全・安心な教育環境を確保する

取組の柱⑭ 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する

基本施策 7 地域の教育力の向上と生涯学習社会の構築

社会全体で子育てを支援する機運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、社会や地域の力を学校の教育活動に積極的に生かします。

さらに、個人や社会が直面する様々な課題に対応できる生涯学習社会の実現を目指し、多様な学習機会等の充実を図ります。

取組の柱⑮ 幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進する

取組の柱⑯ 社会教育を推進し地域の教育力を高める

取組の柱⑰ 生涯にわたる多様な学びを推進する

4 各施策を効果的に推進するための群馬県教育委員会の取組

(1) 群馬県教育委員会の活動の活性化

法律に定められた教育委員会としての責務をしっかりと果たすとともに、知事等との意見交換や、地区別教育行政懇談会、学校訪問等の調査活動を積極的に行い、引き続き教育委員会の活動の活性化に取り組みます。

また、国で検討されている教育委員会制度改革の動きへの対応等、教育行政体制の確立に努め、教育現場の課題に迅速かつ的確に対応していきます。

(2) 広報・広聴の実施

教育施策の実施状況や教育に関する情報について、Web ページや広報紙、報道機関を通じて、適時適切に県民にお知らせします。

また、教育施策に関する県民等からの照会や相談に的確に対応します。

(3) 教育行政の総合的・計画的な推進

本基本計画を実行性あるものとするため、教職員をはじめ、関係機関・団体等に対する周知を徹底します。

また、法律に基づき教育委員会が自ら毎年度実施する点検・評価を本基本計画に沿って行い、その結果を次年度以降の取組に反映させて改善していくことにより、教育行政の総合的・計画的な推進を図ります。

Ⅱ 各論

第1 具体的な取組の展開

「総論」で示した基本目標の達成に向けて、基本施策、取組の柱に沿った40の取組を、平成26年度から平成30年度までの間に具体的に推進していきます。

第2 「取組」の構成

「取組」は、1つの項目について概ね見開き2ページで記述し、次の内容で構成しています。

1 現状

「取組」を展開する上で、前提となる現在の状況（客観的事実やその背景）を記述しています。

2 課題

現状を踏まえ、よりよい教育を提供できるようにするための課題を記述しています。

3 取組の方向

基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ ～自ら学び、自ら考える力を～」の達成に向け、課題を解決していくための取組の方向性を記述しています。

4 主な取組内容

取組の方向に沿って、今後具体的に進めていく取組の内容を記述しています。

5 達成目標

取組の効果を検証するため、計画の最終年度である平成30年度における達成目標を原則として数値で示しています。

6 他の施策分野における関連した取組

教育分野以外の施策分野において行われている関連した取組の主なものについて、その概要を記述しています。（ただし、取組12「地域を発展させる大学の充実」及び取組29「私立学校の振興」については、教育委員会と連携した取組を記述しています。）

第3 施策体系

平成26年度からの5年間に講じる具体的な取組 ～ 7つの基本施策、17の取組の柱、40の取組 ～

基本目標	たくましく生きる力をはぐくむ ～ 自ら学び、自ら考える力を ～
基本目標を具体化するための視点	1 一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自ら学び自ら考える力を身に付け、自己実現が図れるようにする 2 共に支え合い、高め合いながら未来を創造していけるようにする

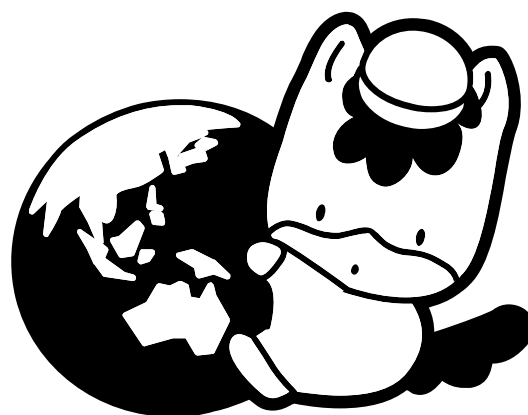
基本施策	取組の柱・取組
1 時代を切り拓く力の育成	① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する
	取組1 時代に応じたキャリア教育の充実
	取組2 より実践的な職業教育の推進
	取組3 特別な支援を必要とする生徒への就労支援の充実
	② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する
	取組4 文化芸術教育や尾瀬学校等の郷土資源を活用した学びの推進
	取組5 古代東国文化をはじめとした文化遺産を活用した学びの推進
2 確かな学力の育成	③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する
	取組6 国際理解教育の充実
	取組7 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進
	④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める
	取組8 基礎的・基本的な知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成
	取組9 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立
	⑤ 発展的な教育により社会へ参画する力を育成する
3 豊かな人間性の育成	取組10 ものづくり産業等へつながる理数教育の推進
	取組11 情報通信技術(ICT)活用能力と情報モラルの育成
	取組12 地域を発展させる大学の充実
	⑥ 自他を大切にする心や自己肯定感を育み、規範意識を高める
	取組13 ボランティア活動や体験的な活動の充実
	取組14 「向上する心」「やりぬく心」「大切にできる心」を育む道徳教育の充実
	取組15 自らの行動につながる人権教育の推進
4 健やかな体の育成	⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する
	取組16 いじめの早期発見・早期解決
	取組17 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援
	⑧ 児童生徒の体力向上を図る
	取組18 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実
	取組19 運動部活動の充実
	⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する
5 信頼される学校づくり	取組20 健康な体づくりを目指す健康教育・食育の推進
	取組21 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理
	⑩ 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する
	取組22 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上
	取組23 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした新たな課題への対応力の向上
	取組24 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康管理
	⑪ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する
6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成	取組25 障害の重度・重複化、多様化への対応と障害のある子とない子の交流や共同学習の推進
	取組26 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実
	⑫ 特色ある学校づくりを推進する
	取組27 家庭や地域の意見を生かした開かれた学校づくり
	取組28 高校教育改革の推進
	取組29 私立学校の振興
	⑬ 安全・安心な教育環境を確保する
7 地域の教育力の向上と生涯学習社会の構築	取組30 学校の耐震化・長寿命化の推進
	取組31 就(修)学確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実
	⑭ 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する
	取組32 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進
	取組33 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実
	⑮ 幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進する
	取組34 幼児期の成長と子育てを支援する社会づくり
	取組35 市町村や民間団体と連携した家庭教育支援の推進
	⑯ 社会教育を推進し地域の教育力を高める
	取組36 地域の学びを支える人材づくり
	取組37 青少年教育の推進
	取組38 学校支援センター等の充実
	⑰ 生涯にわたる多様な学びを推進する
	取組39 読書活動の充実と県立図書館の機能強化
	取組40 多様な課題に対応した学習機会の充実

第4 具体的な取組

基本施策1 時代を切り拓く力の育成

発達段階に応じたキャリア教育を充実させ、時代に応じた勤労観や職業観を根付かせるとともに、地域社会を支える人材育成を進めます。また、特別な支援を必要とする生徒の就労支援を充実させ、社会への円滑な接続を目指します。

さらに、群馬県の歴史や文化を学ぶことで、群馬県民としてのアイデンティティや文化芸術に対する理解を深めさせます。その上で、グローバル化へ対応した教育として、主体性や積極性を身に付けさせ、異文化への理解力を高めます。



取組 1	時代に合ったキャリア教育の充実
------	-----------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 特別支援教育室】

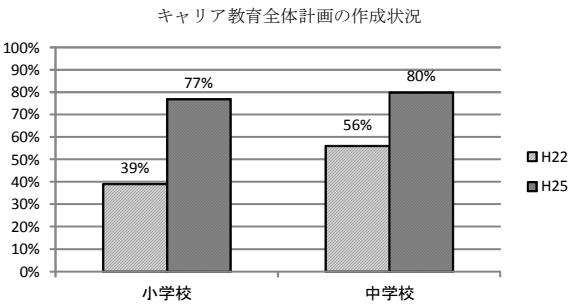
1 現状

産業・経済の構造の変化や雇用の多様化・流動化等が進む中、生徒の進路（進学・就職）をめぐる環境は大きく変化しています。また、精神的・社会的自立が遅れる傾向や目的意識が希薄なまま、進学・就職する者が増加していること等が指摘されています。このような中、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育が重要になっています。

(1) 小・中学校

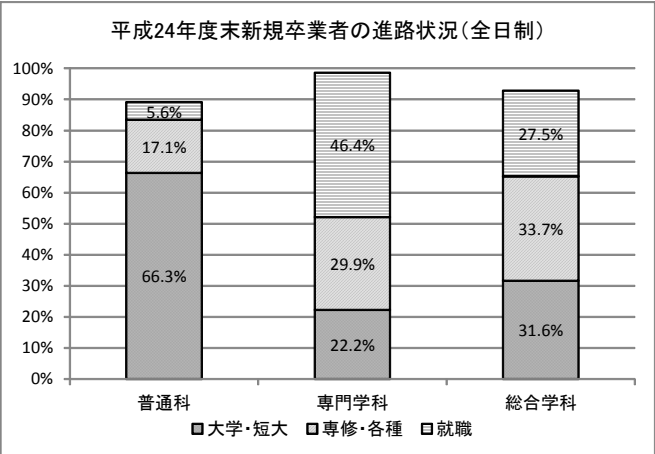
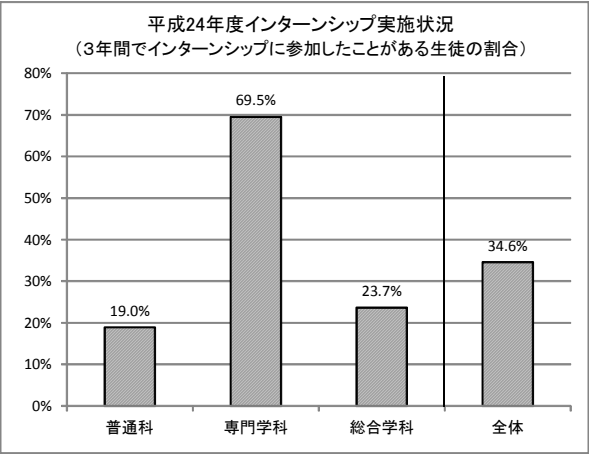
県教育委員会では、社会で活躍する人材を小・中学校に講師として派遣し、夢や希望を育むなど、キャリア教育の推進を図ってきました。

また、県内のすべての中学校では、自分の生き方について考えられるよう、全校で職場体験活動を実施し、事前・事後の学習を含め、効果的な取組になるよう質的な充実を図っています。そのうち3日以上職場体験活動を実施している学校の割合は74%となっています。



(2) 高等学校（※1）

- ① 学校から社会への移行を生徒自身が現実的問題として考え、計画的に夢や希望の実現が図れるよう、インターンシップ（就業体験）や大学等の訪問見学等、体験的活動を中心に生徒の社会的・職業的自立に向けた学習活動を推進しています。
- ② 産業界と連携した生徒一人ひとりの能力・適性・興味・関心等に対応した進路相談や進路情報の提供を行い、進学や就職等、進路希望が達成できるよう、きめ細かな指導を行っています。
- ③ 労働市場の現状、魅力的な中小企業の情報、家庭におけるキャリア教育の実施方法等を内容とする保護者向けの講演会を実施しています。
- ④ 高校と大学のキャリア教育等の円滑な接続を図るため、高大連携協議会や高大連携フォーラムを開催し、県内各高校における高大連携の取組を推進しています。



(3) 特別支援学校

キャリア教育は、障害のある子どもが自立・社会参加をするために必要な知識や技能、態度を身に付ける上で重要であり、特別支援学校高等部では、3年間を通して計画的に就業体験実習を行ったり、ホームルーム活動の時間を活用して、生徒自身に合った進路選択・決定に係る学習を行うなど、積極的に取り組んでいます。また、キャリア教育に関する教職員の研修を、各県立特別支援学校の進路指導主事や学年主任を対象に実施しています。

※1 特段の記述がない限り、高等学校には中等教育学校後期課程が含まれます。（以下、本計画において同じ。）

2 課題

- (1) 学校の教育活動全体を通じてコミュニケーション能力等、社会的・職業的自立に向けた基盤を形成することの重要性を十分意識し、職業観・勤労観の育成に結び付くよう、職場体験活動やインターンシップ（就業体験）を効果的に実施すること
- (2) 普通科高校において、大学等の先にある社会を意識させること

3 取組の方向

- (1) 小学校
キャリア教育の目的や各教科等の中で取り組むべき活動や場面を明確にし、将来に対する児童の夢や希望を育みます。
- (2) 中学校
自己の理解を深め、職業の実像をつかみながら、望ましい勤労観、職業観を身に付けることができるよう、キャリア教育の目的や内容を明確化・具体化し、家庭や地域、企業等と連携して推進します。
- (3) 高等学校
望ましい勤労観、職業観を育み、自己の在り方や生き方を考え、社会的自立に向けて主体的に自己の進路選択に取り組むことができるように、産業界等と連携してキャリア教育を推進します。
- (4) 特別支援学校
進学や就労への実感を高めることができるよう障害のある子どもの社会的自立や社会参加に向けて、小・中・高等部等の連携による体制を整備しキャリア教育を推進します。

4 主な取組内容

- (1) 小・中・高校を通して身に付けさせたい力やその活動例を示した「群馬のキャリア教育」を作成・改善します。
- (2) 小・中学校
義務教育9年間を見通したキャリア教育を学校と地域が一体となって推進するための組織及び計画について、指定地域において実践研究を行い、全県に普及します。
- (3) 高等学校
 - ① 高校でのキャリア教育をより一層組織的・体系的に行うため、キャリア教育担当教員の情報交換や生徒の卒業後の進路調査・分析等を行います。
 - ② インターンシップについて、その目的、内容を明確化・具体化し産業界等と連携して推進します。
 - ③ 企業や大学等の研究機関、行政機関、医療機関等で普通科高校の生徒を対象としたインターンシップを実施し、生徒の望ましい勤労観や職業観を育成します。
- (4) 特別支援学校
 - ① 小・中学部において基本的な生活習慣や生活に結び付いた具体的な指導に取り組み、キャリア教育を充実させます。
 - ② 高等部1年生の時から生徒や保護者への進学・就職に係る啓発を図ります。また、必要に応じて中学校、特別支援学校中学部段階から進路指導の機会を設けます。
 - ③ 関係機関の協力を得ながら、地域の自治体や企業への働きかけを強化し、身近な地域において生徒が就業体験しやすい環境を整備します。
 - ④ 高等部の生徒の特性や職業教育、就業体験について、企業関係者の理解を深めるための取組を推進します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 小・中学校におけるキャリア教育全体計画の作成状況	小 77.0% 中 79.3%	小 100% 中 100%
(2) 将来就きたい仕事や夢について児童に考えさせる指導をしている小学校教員の割合	70.0%	100%
(3) 3日以上職場体験を実施している中学校の割合	74.0%(H24)	85%
(4) 公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	34.6%(H24)	50%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者やその家族が様々な支援を受けながら自ら動き出せるよう、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更正保護等の関係機関によるネットワークである「群馬県子ども・若者支援協議会」を設置しています。（少子化対策・青少年課）
- (2) 若者サポートステーション（前橋・太田）を国と共同で設置し、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を図るため、相談等により家族も含めた支援を行っています。
- (3) 群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）（高崎・桐生・沼田）を設置し、就職を目指す若者に、カウンセリングから職業紹介、就職後の定着まで一貫したきめ細かな支援を行っています。（以上、労働政策課）

1-① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

取組 2

より実践的な職業教育の推進

【担当所属：高校教育課 管理課】

1 現状

職業教育は、農業、工業、商業、福祉等の職業教育に関する専門学科を設置する高校及び職業に関する系列を設置する総合学科高校（以下「専門高校」という。）を中心に行われています。

専門高校は、本県の産業経済の発展を担う有為な人材を輩出しており、専門分野の基礎的・基本的な知識や技術・技能の習得を通して、将来のスペシャリストの育成や、地域産業界等と連携した実践的な職業教育の推進による将来の地域産業を担う人材の育成等、重要な役割を果たしています。

そのため、専門高校では、産業現場等におけるインターンシップ（就業体験）や社会人講師の活用等の取組を実施し、地域産業界のニーズに沿った教育の充実に努めるとともに、産業教育に必要な実習設備の整備充実等を図っています。

また、全日制公立専門高校を平成25年3月に卒業した生徒の進路状況は、就職46.4%、専門学校等への進学29.9%、大学・短大への進学22.2%であり、上級学校への進学者が就職者よりも多くなるなど、進路は多様化しています。

(1) 専門高校の状況（職業教育に関する系列を設置する総合学科高校を含む。）

① 農業高校

生命を愛し、育てるとともに、食料や地域環境を守るための学習を基本として、植物の栽培や動物の飼育、バイオテクノロジー、食品加工、自然環境の整備、地域の開発、生活環境や地域福祉等の学習ニーズに積極的に応えながら、農業の各分野における将来のスペシャリストを育てています。



トリミング実習に取り組む農業科生徒



建築材料に墨付けをする工業科生徒

② 工業高校

ものづくりや実験・実習等の実際的・体験的な学習を通して、基礎的・基本的な知識や技術・技能から先端技術まで幅広く習得し、工業の各分野において活躍できる人材の育成を目指しています。



コンピュータ実習を行う商業科生徒

③ 商業高校

卸・小売や金融、サービス、情報通信等の第3次産業や製造業の事務関係に従事する人材の育成を目指し、ビジネス活動の流通、事務、経営、情報等に関する知識や技術を身に付けています。



車椅子実習に取り組む福祉科生徒

④ 福祉科を設置する高校

福祉の知識と技術の基礎・基本の習得とともに、福祉施設や在宅福祉サービスを支える中核的な役割を担う介護福祉士等の資格取得を目指しています。

(2) 産業教育設備の状況

生徒が技術を習得するための産業教育設備について、時代の変化に応じたものにしていくため、計画的に修繕や更新を進めています。

2 課題

- (1) 地域や産業界等との連携を図り、産業現場等におけるインターンシップの機会を積極的に設け、一層推進するとともに、受け入れる企業や学校の実態を考慮した上で長期間の実習を進めること
- (2) 産業技術専門校や認定職業訓練校をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、専門的な技能を有する社会人講師等を活用し、職業教育を充実させること
- (3) 産業教育設備を時代に応じたものに更新すること

3 取組の方向

- (1) 産業構造の変化、技術の進歩等に柔軟に対応できる人材の育成のため、地域や産業界等との連携を強化し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術等の定着を図るとともに、職業選択能力や職業意識を育成します。
- (2) 雇用のミスマッチの防止のため、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどのインターンシップの機会を積極的に設け、実践的な職業教育を一層推進します。
- (3) 第一線で活躍する産業界の技術者等を学校に招き、専門分野の最新の知識や技術、優れた技術・技能を習得させるとともに、望ましい勤労観・職業観を育成します。
- (4) 上級学校への進学を希望する専門高校の生徒が多くなり、進路選択の多様化が進んでいることから、こうした状況も考慮して高大連携を推進します。
- (5) 産業教育設備の計画的な更新及び修繕を行います。

4 主な取組内容

- (1) 専門高校と地域や産業界等が連携して実施する「次代を担う職業人材育成」を一層推進します。
 - ① 人材育成委員会において、指定校の取組内容の成果と課題を明確にします。
 - ② 指定校における取組内容の成果を普及し、すべての専門高校において、技術者等による学校での技術指導や現場実習、職員研修等を一層充実します。
 - ③ 工業系高校において、熟練技能者による技術指導をより充実します。
 - ④ 企業・研究機関等から、豊かな経験と知識をもつ人材を講師として招へいします。
 - ⑤ 介護職員初任者研修の事業を実施する学校と介護福祉士国家試験受験可能校を対象に、医師、看護師等を社会人講師として積極的に招へいします。
- (2) 企業等との連携により、産業現場等での系統的なインターンシップを実施し、生徒の専門分野における実際的な知識・技術の体得を進めるとともに、望ましい勤労観・職業観を育成します。
- (3) 高校と大学の連携により生徒の専門分野への学習意欲を高め、個々の興味・関心をもつ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択能力を育成します。
- (4) 基礎技術を学ぶ設備、先進技術を習得する設備及び農場等を維持する設備の更新及び修繕に努めます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 公立専門高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	69.5% (H24)	100%
(2) 全日制専門高校の新卒者の進路希望達成率 (進路希望達成者／卒業者)	98.6% (H24)	100%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 本県農業を支える意欲ある人材を育成するために、農業・農学系の新たな教育機関について、地域のニーズや全国的な動向の調査等を行い、県全体で検討します。(技術支援課・高校教育課)
- (2) 産業技術専門校と高校が連携して、職業生活に必要な技術・技能講習や職業人の基礎知識講習等、実践的な職業プログラムを産業技術専門校において高校の授業の一部として実施しています。(産業人材育成課)
 - ① 産業技術専門校におけるスキルアップセミナーの受講を通して、定時制や通信制で学ぶ生徒の勤労観・職業観を育成し、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、ものづくり産業等への就業意欲を涵養しています。
 - ② 工業高校及び農業高校と産業技術専門校が連携し、技能検定取得に向けての指導やコンクリート製品・窯製品の取扱に関する指導を実施しています。



産業技術専門校における溶接実習

1－① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

取組 3 特別な支援を必要とする生徒への就労支援の充実

【担当所属：特別支援教育室 高校教育課 労働政策課】

1 現状

(1) 特別支援学校

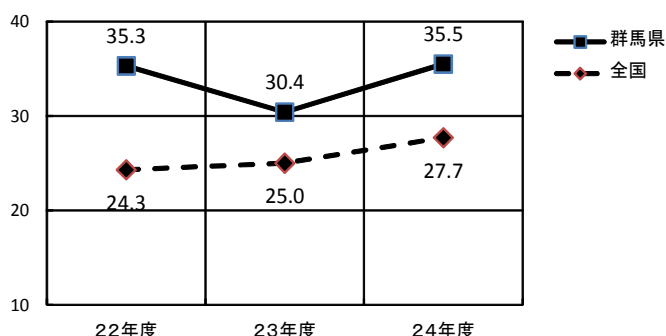
依然として厳しい経済環境の中で、企業等への就労や就業体験実習先の確保が難しい状況にあります。一方で、民間企業の法定雇用率については、平成25年4月1日から引き上げられ、障害者雇用の対象となる企業が拡大されました。

群馬労働局による平成25年6月1日現在の障害者雇用状況の集計結果では、県内の民間企業における障害者の実雇用率は1.73%であり、法定雇用率2.0%を下回り、法定雇用率達成企業の割合も48.1%と、未達成企業が過半数となっています。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成30年度からは新たに精神障害者が雇用義務の対象に加えられ、法定雇用率の更なる引上げも見込まれています。

こうした状況の中、本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率（民間企業等への就職率）は、就労支援員による就業体験先の新規開拓等により、毎年30%以上を維持しており、全国的に見ても高い数値となっています。しかし、職業学科において一般就労に至らない生徒もおり、就労意欲を高めたり、就労に必要な技能を身に付ける指導を充実させることが必要です。本県の障害者雇用をより一層促進する観点からも、新たな職域開拓、企業等に対する理解啓発等に取り組むとともに、流通、介護分野への職域の拡大に努めるなど、関係部局が連携し、高等部生徒に対する一般就労への支援を推進しています。

特別支援学校高等部卒業生の就職率(%)
学校基本調査(文部科学省)



就業体験（スーパーでの商品の陳列）

(2) 高等学校

県立高校に在籍する発達障害等、特別な支援を必要とする生徒の就労について、適性に合った就労先を見つけるため、各高校が就労支援機関等に相談しながら、一人ひとりの生徒に合った指導を行っています。

2 課題

- (1) 一般就労(民間企業等への就職)につながる技能や意欲を一層向上させること
- (2) 関係部局、関係機関の連携強化による一般就労につながる取組を一層推進すること
- (3) 特別な支援を必要とする生徒の就労へ向けて、企業・地域等への理解を進める取組を充実させること
- (4) 各地域において、地方自治体や企業での就業体験を充実させる学校の取組を一層推進すること

3 取組の方向

(1) 特別支援学校

- ① 特別支援学校高等部において、生徒及び保護者への進路指導の機会を拡充し、進学や就労への意識を高めます。
- ② 一般就労率を高めることができるよう、関係部局・関係機関の連携を強化して、企業の理解を深めます。
- ③ 地域における生徒の就労支援体制を拡充するため、関係機関との連携を強化します。
- ④ 新たな職域を広げるため、高等部における新しいコースの設置等について研究します。

(2) 高等学校

高校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の就労について、特別支援学校高等部や関係機関と連携し、進路指導を充実します。

4 主な取組内容

(1) 特別支援学校

- ① 生徒及びその家族が、生徒の卒業後の進路に対する意識を早い段階から高められるよう、高等部1年生の時から企業関係者や関係機関の協力を得ながら、進路指導の充実に努めます。

【取組1再掲】

- ② 生徒の特性や職業教育、就業体験について、企業関係者の理解を深めるための取組を推進します。【取組1再掲】
- ③ 関係機関の協力を得ながら、地域の自治体や企業への働きかけを強化し、身近な地域において生徒が就業体験しやすい環境を整備します。

【取組1再掲】

- ④ 在学中からの就労支援を強化するため、障害者就業・生活支援センターの利用登録を在学中から推進するなど、関係機関の支援を積極的に取り込んでいきます。
- ⑤ 新たな職域開拓を目指して、福祉・サービス等の職業教育を充実させ、専門コースや専攻科（※1）の設置を研究します。
- ⑥ 関係機関と連携し、特別支援学校卒業生の相談支援を充実させフォローアップを進めます。

(2) 高等学校

- ① 特別な支援を必要とする生徒の進路希望、適性等を十分に把握した上で、高校と特別支援学校の進路指導担当者が協力して就労を進めます。
- ② 特別な支援を必要とする生徒について個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、授業や進路指導の充実に図ります。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 県立特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	35.5%(H24) (全国の平均27.7%)	40%
(2) 就労支援員の就業体験先の新規開拓件数	228件(H24)	300件
(3) 介護人材育成研修会参加生徒数（年間の延べ人数）	72名	90名

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 一般就労を目指していくためのはじめの一步として、特別支援学校高等部の低学年の生徒を中心に、県庁で職場体験を実施することにより、早い時期から生徒の就労意欲を高めています。
- (2) 新規就業や再就職が困難となっている障害者に対し、各地域の障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校と連携し、求人及び職場実習先の開拓を行っています。
- (3) 企業が障害者雇用の取組を進めるきっかけづくりとして、企業の経営者、人事担当者を対象に、障害者雇用の具体的な事例紹介等を行うセミナーを開催し、企業側の障害者雇用への理解を促進しています。
(以上、労働政策課)

※1 専攻科：高等学校、特別支援学校高等部等を卒業した者に、専門分野を深めるために設置されるもので、その修業年限は1年以上となっています。

1-② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

取組 4	文化芸術や尾瀬学校等の郷土資源を活用した学びの推進
------	---------------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 文化振興課 自然環境課】

1 現状

生活意識や価値観の多様化に伴い、暮らしの中に「心の豊かさ」を求める意識が高まっています。そして、本県には、全国でも数少ないプロのオーケストラである群馬交響楽団、優れた景観と貴重な生態に恵まれた尾瀬等、「心の豊かさ」を高める郷土資源があります。

各学校では、音楽、図工・美術、総合的な学習の時間等の授業や文化部活動、尾瀬学校等を通して、これらの郷土資源を活用した学びを推進しています。

(1) 移動音楽教室・高校音楽教室の現状

昭和22年5月から、県内各公立小・中・高校の児童生徒に、群馬交響楽団の演奏を直接鑑賞させ、音楽経験を豊かにするとともに、音楽性を高めるため、移動音楽教室・高校音楽教室を実施しています。

なお、平成24年度からは幼児を対象とした幼児移動音楽教室を開始するなど、本物のクラシック音楽との出会いの場を提供しています。

平成24年度	移動音楽教室（小・中学生）	78公演（336校）	<45,065人>
	高校音楽教室（高校生）	24公演（27校）	<14,684人>
	幼児移動音楽教室（保育園児・幼稚園児）	15公演（15園）	<2,834人>

(2) 県立美術館等を活用した鑑賞学習の現状

各県立美術館では、各館の教育普及事業を活用し、児童生徒が美術作品を直に鑑賞し、芸術に関心をもち、見る心を養う機会となるよう、鑑賞活動を支援しています。

① 群馬県立近代美術館

（学校団体の受入れ）			（学校への出張授業）		
年 度	受入学校数	受入人数	年 度	実施学校数	実施人数
平成24年度	33校（延べ）	1,783人	平成24年度	12校（延べ）	1,036人

② 群馬県立館林美術館

（学校団体の受入れ）			（学校への出張授業）		
年 度	受入学校数	受入人数	年 度	実施学校数	実施人数
平成24年度	45校（延べ）	1,952人	平成24年度	17校（延べ）	1,683人

(3) ふるさと（地域の歴史、伝統や文化、自然等）のよさを生かした特色ある教育活動の実施

各小・中学校において、それぞれの地域にあるよさを生かした特色ある教育活動の充実に取り組んでいます。

（特色ある教育活動を実施している小・中学校の割合）

平成24年度	小学校	96.9%	中学校	80.5%
--------	-----	-------	-----	-------

(4) 尾瀬学校の現状

群馬県は、我が国における「自然保護の原点」といわれる「尾瀬」に代表されるように、豊かな自然に恵まれています。このため、平成20年度から、小・中学生を対象に、尾瀬の認定ガイドが自然解説を行う質の高い自然体験を通して、自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育む「尾瀬学校」に積極的に取り組んでいます。その中では、公衆トイレの浄化槽について施設見学をするなど、環境教育の充実にも力を入れています。このほかに尾瀬学校の引率指導者等を対象とした教職員研修を実施し、「尾瀬学校」の一層の充実を図っています。

年 度	参加学校数	参加人数
H21	135校	10,113人
H24	154校	11,224人

(5) 群馬県高等学校総合文化祭

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供するため、県高等学校文化連盟と連携し、本県高校教育の芸術・文化活動の総合的・象徴的イベントである「群馬県高等学校総合文化祭」を平成7年度から毎年開催しています。県内公立高校及び特別支援学校高等部の生徒による芸術・文化活動に関する総合的・象徴的な祭典で、文化部活動を含めた高校教育における芸術・文化活動の一層の活性化を図っています。また、県の代表生徒が全国高等学校総合文化祭に出場し、着実に成果をあげています。

2 課題

- (1) 児童生徒が、本物の文化芸術に触れる機会をより一層増やすこと
- (2) 各教科等と結び付く地域学習や伝統文化教育を充実し、郷土を学ぶこと
- (3) 本県が誇る自然保護の原点である尾瀬のよさを知り、自然やふるさとの学びを推進すること
- (4) 身近な環境資源を活用した環境教育を推進すること
- (5) 高校生の主体的な芸術活動等の場である文化部活動の質の向上を図ること

3 取組の方向

- (1) 児童生徒が、本物の自然や文化に触れることができるよう、本県のもつ様々な郷土資源を活用した、各学校の特色ある教育活動の推進に努めます。
- (2) 尾瀬学校について、更なる内容の充実と安全の確保を図り、「ぐんまの子どもを一度は尾瀬に」という目標の達成を目指します。
- (3) 「群馬県環境学習推進行動計画（仮称）」に基づく環境教育を推進し、生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養います。
- (4) 文化部活動の成果を発表する場や生徒同士が交流する場を設け、生徒の意欲を高めるとともに、文化部活動の質の向上を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 小・中・高校生を対象とした群馬交響楽団の音楽教室により、本物のクラシック音楽との出会いの場を提供します。
- (2) 地域的美術館・博物館で行われている展覧会の鑑賞や教育普及活動を学校教育で活用することを促します。
- (3) 特色ある教育活動に取り組んでいる小・中学校の実践例を周知します。
- (4) 郷土資料集を活用して、「道德の時間」の指導の充実を図ります。
- (5) 各教科において、上毛かるたをはじめとした郷土かるた等、郷土資源を活用した指導例を紹介します。
- (6) 尾瀬学校の学習プログラムの充実を図るとともに、山小屋への宿泊を含め、市町村教育委員会や各学校の理解を進めます。また、引率教員等を対象とした研修を引き続き開催します。
- (7) 環境教育に係る教科、科目等の優れた実践事例の蓄積と普及により、授業の改善・充実を図ります。
- (8) 身近な環境資源を活用した環境教育を支援できる関係機関や外部人材を学校に紹介します。
- (9) 総合文化祭等の開催により、文化部活動の発表の場や生徒同士が交流する場を設けるとともに、本県の芸術・文化活動の一層の発展の基盤を作ります。また、全国高等学校総合文化祭への積極的な取組を推進します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) ふるさと（地域の歴史、伝統や文化、自然等）のよさを生かした特色ある教育活動をしている小・中学校の割合	小 96.9% 中 80.5%	小 100% 中 100%
(2) 住んでいる地域の歴史や自然について関心がある小・中学生の割合	小6 66.3% 中3 41.0%	小6 80% 中3 80%
(3) 尾瀬学校に参加している小・中学生の人数	11,224人 (H24)	20,000人
(4) 全国高等学校総合文化祭における入賞数	4	8

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 県立美術館・博物館では、分かりやすい展示と解説を心がけるとともに、教育普及等の事業を通して、多くの県民の文化芸術への関心を高め、県民の文化意識の向上を図っています。
- (2) 優れた文化芸術活動を行っている県内のアマチュア団体を、幼稚園・保育所、児童館等に派遣し、子ども向けの公演やワークショップ（※1）等文化体験ができる場の提供を行っています。
- (3) 小・中学生を対象に日本舞踊、邦楽及び人形芝居の鑑賞や体験等の伝統文化に親しむ機会を提供するとともに、保存・継承・発展のための実践活動に学校と連携して取り組んでいます。（以上、文化振興課）
- (4) こどもエコクラブ登録団体の環境活動を、学習会、交流会の開催によるクラブ間交流、情報の提供等で支援することにより、地域の子どものに向けた環境教育を推進しています。
- (5) 県内小・中学校において総合的な学習の時間等に行われるエコムーブ号「動く環境教室」では、地域人材を講師として派遣することにより、体験型の環境学習の機会を提供しています。（以上、環境政策課）
- (6) 群馬県緑のインタープリター等の森林環境教育の専門家を小・中学校に派遣し、ネイチャーゲームや自然観察、間伐体験等の指導を行っています。（緑化推進課）

※1 ワークショップ：参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学び合ったり創り出したりする、双方向的な学びと創造の手法

1-② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

取組 5	古代東国文化をはじめとした文化遺産を活用した学びの推進
------	-----------------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 文化財保護課 世界遺産推進課 文化振興課】

1 現状

群馬県は古代東国における文化の中心として栄えた歴史をもち、歴史的価値のある文化遺産が豊富にあり、児童生徒が文化遺産に触れる場が数多くあることから、本県の歴史や文化の学びを進め、郷土への誇りを醸成しています。

(1) 小・中学校における歴史学習

我が国や地域社会に対する誇りと愛情を育てることをねらいとして、地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事等の地域の歴史から、我が国の歴史の大きな流れまで、人物の働きや文化遺産を取り上げながら、発達段階に応じて学習しています。その際、児童生徒により関心を持たせるために、自分たちの住む県や市町村が指定する重要文化財等を扱っています。

<東国文化副読本の制作>

東日本最大の古墳大国であったという群馬のルーツを子どもたちに知ってもらうため、古墳や埴輪等の出土品、住居跡等、群馬で生きた人々の暮らしの一端を見せながら、わかりやすく解説した「東国文化副読本」を作成し県内の中学1年生全員、県内図書館及び公民館等へ配布しました。



「東国文化副読本 ～古代ぐんまを探検しよう～」

(2) 高等学校での取組

日本史の授業において、県内に多数点在する歴史文化遺産や明治時代の殖産興業政策として建てられた富岡製糸場について学習し、これら地域の生きた教材を一層活用して遺産への理解を深め、群馬の歴史と文化を広く情報発信できる人材の育成に努めています。

(3) 「富岡製糸場と絹産業遺産群」に関する取組

平成26年度の世界遺産登録を目指している「富岡製糸場と絹産業遺産群」（富岡製糸場・田島弥平旧宅・高山社跡・荒船風穴）について、ボランティアが学校に出向き、児童生徒に同遺産群を中心として県内の絹産業に関する歴史と文化を楽しく学ばせる学校キャラバンを実施しています。また、現地の郷土文化学習の場としての活用も始めています。

(4) 重要文化財等に関する取組

上野国分寺跡や観音山古墳をはじめとする県内各地の文化財の価値を明らかにし、指定等により保存、整備、活用を進めています。（国、県指定等文化財 871件（平成24年度末））

平成24年度には上信自動車道建設工事に伴う発掘調査で6世紀初頭の榛名山噴火災害の被災者と考えられる甲着装人骨が発見されました。また、上野国分寺跡では平成24年度から再開された発掘調査で中門、回廊等の新たな発見がありました。

文化財は生涯にわたる様々な学習や地域振興及び観光振興まで幅広い活用が期待できることから、文化財関連事業は、地域を元気にする行政施策として益々重要度が増しています。



史跡観音山古墳 小学生的社会科見学の様子

2 課題

- (1) 県内の歴史的価値ある文化遺産に関する学びを推進し、郷土に誇りを持たせること
- (2) 文化財に関する知識の普及や広報活動等において本県の古代東国文化を積極的に発信していくこと
- (3) 文化財の活用につながるよう、文化財の保護、文化財指定、調査研究等を計画的に進めること

3 取組の方向

(1) 県内の文化遺産についての学び

- ① 古代東国文化や「富岡製糸場と絹産業遺産群」について学ぶことで、故郷への誇りと愛着を育みます。
- ② 歴史的価値のある文化遺産を体感する機会を増やす学習を推進します。
- ③ 県内の文化財や歴史的遺産を授業で一層活用します。

(2) 文化財の活用

- ① 文化財を教材として活用するための情報提供を行います。
- ② 広く県民が文化財に親しみ、理解を深めることができるよう広報啓発に努めます。

(3) 文化財の保護保存と整備

市町村等と連絡を密にし、文化財の歴史的価値を明確にして文化財の国、県指定等に努めます。



史跡上野国分寺跡現地説明会の様子

4 主な取組内容

- (1) 古墳・遺跡等の身近な文化財や「富岡製糸場と絹産業遺産群」に触れる体験活動を、学校教育の中に導入します。
- (2) 中学校歴史分野の授業において、身近な地域の文化財や歴史的遺産を取り上げる機会をより一層増やしていくために、「東国文化副読本」の活用に努めます。
- (3) 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の社会科見学用副読本を作成・配布するなど、学校教育への活用を促し、郷土への誇りを育みます。
- (4) 長期休業を利用した群馬県立歴史博物館や群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館における企画展の見学、体験学習等への積極的な参加を促します。
- (5) 史跡上野国分寺跡の整備事業を進め、発掘調査成果等を広く情報発信するとともに、史跡観音山古墳を含め、学校教育、生涯学習での一層の活用促進を図ります。
- (6) 日本古代史の授業において、古代東国文化の学習が円滑に行われるよう教員研修を推進します。
- (7) 埋蔵文化財調査センターにおける教員や市町村文化財担当者向けの専門講座の内容を充実していきます。
- (8) 文化財の国、県指定等の取組
 - ① 県文化財保護審議会による県内文化財の調査検討を計画的に進めるとともに、文化財の保存整備を支援します。
 - ② 古墳総合調査や金井東裏遺跡出土の甲着装人骨等の詳細調査等、文化財の新たな価値の発見や磨き上げに努めます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 中学校の歴史的分野の授業において、東国文化副読本を活用した学校の割合	43.0%	100%
(2) 県埋蔵文化財調査センター発掘情報館の展示解説や体験学習プログラムを教育活動に利用した団体数	36団体 (H24)	50団体

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 「富岡製糸場と絹産業遺産群」4資産の保存活用を支援しています。(世界遺産推進課)
- (2) 群馬県が東日本最大の古墳大国であり、古代東国文化の中心地であったことを県内外へ再認識してもらうため「古代東国文化サミット」を開催しています。
- (3) 「上野三碑」(多胡碑、山上碑、金井沢碑)の県内外での知名度向上を図るため、シンポジウムや講演会等を開催し、啓発を図っています。(以上、文化振興課)

1－③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する

取組 6	国際理解教育の充実
------	-----------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 総合教育センター】

1 現状

急激に進展するグローバル化の中で、自らの将来を開拓していく子どもたちは、自国の文化を深く理解するとともに、他国の文化や社会情勢等について、積極的に理解をしようとする意欲と態度をもつことが必要です。本県では、多数の日系外国人が居住していることもあり、積極的に国際理解教育に取り組んでおり、ALTの積極的活用や、地域に居住する外国人の文化を取り入れた体験学習の実施等を推進しています。

今後は、我が国の産業構造の変化から、海外の大学への進学や、外国企業への就職が珍しくなくなる状況も想定でき、国際的な進学や就職に対応できる人材育成も急務となります。

また、著しい経済発展が進む東アジアの勢いを取り込み、本県経済の活性化につなげることを目指した「群馬県国際戦略」との関わりから、東アジア諸国との交流を視野に入れた国際理解教育をより一層進展させることが求められています。こうしたアジア近隣諸国との交流活性化や県内に居住する日系外国人との共生に向けて、これらの国々の文化や言語にも児童生徒の興味・関心を喚起する必要があります。

(1) 小・中学校

「外国人とのコミュニケーションを図る能力の育成につながる体験的な学習活動」については、外国語活動が導入されたこともあり、全小学校で行われています。また、児童が授業外でも日常的にALT (Assistant Language Teacher) とふれ合う機会がもてるようになってきています。

平成25年度教育課程実施状況調査によると、県内の小学校の5割、中学校の3割が、総合的な学習の時間において、「国際理解」をテーマにした学習に取り組んでいます。

「地域に住む外国人との共生・相互理解」については、外国人児童生徒を多く抱える地域を中心に、総合的な学習の時間や特別活動等で多文化共生教育を進めています。

(2) 高等学校

① 県立高校では、姉妹校交流等の海外研修を実施しています。

・平成24年度に姉妹校交流等海外研修を実施した学校数 20校 (参加者計 301人)

② 平成24年度から「高校生留学支援事業」を開始し、国際感覚をもった群馬県の国際化に貢献する人材の育成を図っています。

・留学者数 (留学者：3ヶ月以上留学した者のこと)

H20	H21	H22	H23	H24
29人	17人	15人	13人	12人

※留学者数とは、3ヶ月以上留学した生徒であり、当該年度に出国した者と、帰国した者の合計です。

③ 県観光物産課との連携により、台湾からの修学旅行生との交流活動等を、実施しています。



平成25年度群馬県高校生等留学説明会

2 課題

(1) グローバル人材の育成を目的とする国際理解教育について、県内各学校への一層の広がりを持たせること

(2) 「群馬県国際戦略」と結び付く東アジア諸国に関する国際理解教育を推進すること

(3) 異文化理解を推進するため、高校生の留学等の一層の促進を含めた国際交流を推進すること

3 取組の方向

- (1) 県内各学校において、コミュニケーション能力、主体性、積極性、異文化理解等を備えたグローバル人材の育成を目的として、国際理解教育を更に推進します。
- (2) 総合的な学習の時間における「国際理解」をテーマにした学習が、より目的や趣旨にあった活動となるよう支援に努めます。
- (3) 外国語活動の時間に、語学力の育成を図るとともに、英語圏の文化だけでなく、広く世界の様々な国々や地域の文化を取り上げるなど、グローバル人材の育成に結び付くよう努めます。
- (4) 「群馬県国際戦略」との関連から、関係機関と連携を図った東アジア諸国に関する国際理解教育を推進します。
- (5) 県内高校生の留学を支援し、国際感覚をもった人材の育成を図ります。



中学校の「国際理解授業」の状況

4 主な取組内容

- (1) 講師が自身の海外生活体験等を紹介する「小・中学生のための国際理解講座」を一層活用します。
- (2) 総合的な学習の時間や外国語活動の時間における異文化への理解や多文化共生等に結び付く実践例を周知します。
- (3) コミュニケーション能力や異文化理解の育成に結び付くようなALTの活用を進めます。
- (4) 県内の公立私立高校に在籍し留学を希望する生徒を対象に、留学に係る経費補助等の支援を行います。
- (5) 県立高校における姉妹校交流等の海外研修を推進します。
- (6) 国際理解をテーマとした講演、留学幹旋団体からの説明、留学を体験した生徒からの報告、個別相談会等を実施し、高校における留学機運を高めます。
- (7) 小・中・高校の教員を対象に、外国語教育を通じて自国と外国の文化理解を深めるための内容を研修講座に取り入れます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 総合的な学習の時間で「国際理解」をテーマに取り組んでいる小・中学校の割合	44.9%	60%
(2) 高校生の海外研修者数及び留学者数	313人(H24)	400人

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 小・中学生を対象に、様々な国の文化・生活について、広く紹介することにより国際感覚を身に付けることを目的とした国際理解講座を行っています。(国際戦略課)
- (2) 県立女子大学外国語研究所の明石康所長（元国連事務次長）を塾長に迎え、平成14年度から「国際舞台で活躍できる、高い志と行動力に富んだ若者を育てる」ことを目的に県内高校から選考された高校生20名程度を対象として約8ヶ月間の実践的な研修を行っています。(県立女子大学)

1-③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する

取組 7	豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進
------	------------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 総合教育センター 県立女子大学】

1 現状

近年、グローバル化の加速的な進展により、様々な人々と協働し、問題を解決したり新たな考えや方策を生み出したりすることのできる人材が求められています。国際舞台で活躍していくためには、日本の文化に対する深い理解を前提とした、語学力が必要です。言語は、コミュニケーションツールとして重要なだけでなく、その能力を育むことで社会性も培われます。特に、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力の育成について、小・中・高校が連携し、効果的・系統的に取組を進めていく必要があります、小学校からの積極的な取組が求められています。

(1) 小・中学校

小学校では、平成23年度から外国語活動が完全実施され、県内すべての小学校5・6年生でそれぞれ週1時間の授業が行われています。コミュニケーション能力の素地を養うことを目的として、ALTと担任のTT（チームティーチング）を中心とした様々な取組が行われ、県内の92.4%の小学校では月2回以上ALTとのTTが行われています。

中学校では、平成24年度から週当たりの時数が3時間から4時間になり、指導すべき語数の増加や言語活動の一層の充実により、「読むこと」「書くこと」にも力を入れた総合的なコミュニケーション能力の育成を図っています。

＜小中連携の現状＞

- ・校区内の小学校で行っている外国語活動の内容を把握している中学校の割合 47.2%
 - ・校区内の小学校で行っている外国語活動の内容を踏まえて授業を行っている中学校の割合 30.0%
- (第2回基礎基本習得状況調査(H24)群馬県教育委員会)

＜本県生徒の英語力の状況＞

① 中学校

- ・英検3級以上を取得及び3級以上相当の英語力を有する生徒（中学3年生）の割合 37.1%

② 高校

- ・県立高校において英検準2級相当以上の英語力を有する生徒（高校3年生）の割合 36.2%

(英語教育実施状況調査 H25 文部科学省)

(2) 高等学校

県立高校では、英語による言語活動を授業の中心とすることで、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成と、情報や考え等を的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力の育成を推進しています。また、平成25年度は24名のALTを配置し、TTにより生徒の英語コミュニケーション能力の向上を図っています。

(3) 県立女子大学

大学に付設する外国語教育研究所では、4技能（読む、書く、聞く、話す）の調和のとれた総合的英語能力の育成や、英語学習の動機付けと環境づくりを提言し、その実現のために、広く小学生から高校生、大学生、一般県民に対して様々な取組を実施しています。

2 課題

- (1) 小・中・高校における英語教育の円滑な接続を進めること
- (2) グローバル化の進展に対応できる人材を育成するための英語によるコミュニケーション能力を向上すること
- (3) 授業中、生徒が実際に英語を使用する機会を一層充実すること
- (4) 英語担当教員の英語力・指導力を更に強化すること
- (5) 英語教育における小・中・高・大学の連携を推進すること

3 取組の方向

- (1) グローバル化の進展に対応できる人材を育成するために、小学校1年から英語教育を導入します。
- (2) コミュニケーションのツールとして英語を使うことができるよう、小学校での学習を踏まえた中学校の授業改善を進めます。
- (3) 小・中・高校において、生徒の英語能力の到達目標を明確に設定します。
- (4) 小・中・高校の外国語活動担当教員及び英語科教員の英語運用能力を向上させます。
- (5) 英語教育における県内の小・中・高・大連携の在り方を検討します。

4 主な取組内容

- (1) 小・中学校における効果的な英語カリキュラムを開発し、モデル校での試行・実践を行い、全県に普及させます。
- (2) A L Tや英語に堪能な地域人材を効果的に活用した小学校英語の授業を行います。
- (3) 小・中・高校における英語教育の円滑な接続を図るため、各校種の授業を見合う機会を増やします。
- (4) 英検等の外部検定試験を活用して児童生徒の英語力や課題等を分析し、それらを指導の改善に生かします。
- (5) 英語を用いてできることを明確にするための小・中・高校で一貫した到達目標（CAN-DOリスト）の作成と運用に係る実践研究を推進します。
- (6) 県立高校に外国語指導助手（A L T）を配置し、T T等の活動を通して生徒が生きた英語に触れたり、実際に英語を使ったりする機会を充実します。
- (7) 外国語を使う機会の飛躍的増加、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養を身に付けさせる教育を行うスーパーグローバルハイスクールの指定を受け、グローバル人材の育成に取り組みます。
- (8) 国際的な大学入学資格を得ることができる教育プログラムである国際バカロレアについて、情報収集等に努め、導入の可能性について検討します。
- (9) 教員の英語力・指導力強化を図るため、英検、TOEFL、TOEIC等の外部検定試験を受験するよう促します。
- (10) 小・中・高校の英語学習の一層の充実を図るため、教員の教科指導力や英語運用能力を向上するための研修を実施します。
- (11) 英語教育における県内の小・中・高・大連携を推進する「群馬フレームワーク」を提唱し、英語教育講演会等を開催します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 中学校において実用英語検定3級以上相当の英語力を有する生徒の割合	中3 37.1%	中3 50%
(2) 県立高校において実用英語検定準2級相当以上の英語力を有する生徒の割合	高3 36.2%	高3 60%
(3) 中学校において授業の半分以上の時間、生徒が英語で活動している割合	48.8%	80%

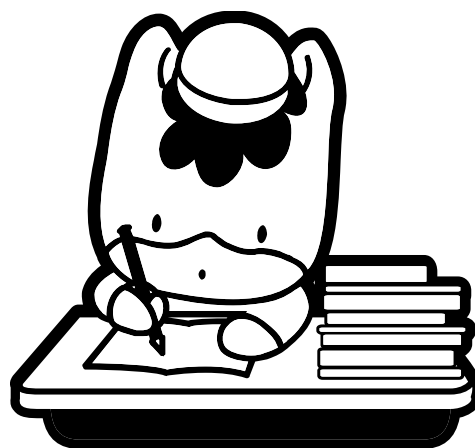
6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 県内高校と連携し、各連携校で年度内に3回ずつ、コミュニケーション活動を中心としたモデル授業を提供しています。
- (2) 本県の高校生に英語で発表する機会を提供し、英語によるコミュニケーション能力の向上に寄与することを目的として、「明石杯高校生英語コンテスト」を行っています。
- (3) グローバル人材育成を目的として、県内高校生を対象に「明石塾」を実施し、国際情勢、日本の現状や多文化理解に関する研修、35時間の英語研修等を行っています。
(以上、県立女子大学（外国語教育研究所）)

基本施策２ 確かな学力の育成

児童生徒の読解力、コミュニケーション能力、自らの考えを表現し活用する力、多面的に物事を捉える力、学習を日常生活と結び付ける力を育成するとともに、「ぐんま方式」による少人数学級編制を通して、意欲をもって学ぶ学習習慣や規則正しい生活習慣を身に付けさせます。

さらに、本県のものづくりを担い新規産業分野に挑戦する児童生徒の知的好奇心や独創性を育成するため理数教育の充実を図ります。また、社会への関心をもち、様々な情報の中から物事の本質を見極め、自らの行動に結び付けていく情報活用能力を高めます。



2－④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める

取組 8－1	基礎的・基本的な知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成（小・中学校）
--------	-------------------------------------

【担当所属：義務教育課 学校人事課】

1 現状

(1) 「全国学力・学習状況調査」の実施

小学校については、知識に関する問題、活用に関する問題ともに、全国平均を下回っています。中学校については、いずれも全国平均は上回っていますが、小・中学校共通して、特に、必要な情報を取り出して自分の考えを述べたり、考えた方法や理由を説明したりすることには、課題が見られます。

また、この調査では、質問紙調査を行っています。国語と算数・数学についての関心・意欲等は全国平均を上回っています。

＜平成25年度「全国学力・学習状況調査」結果：平均正答率、（ ）内は全国＞

小学校	国語A 61.3 (62.7)、	国語B 47.5 (49.4)
	算数A 76.4 (77.2)、	算数B 55.0 (58.4)
中学校	国語A 78.1 (76.4)、	国語B 68.8 (67.4)
	数学A 64.9 (63.7)、	数学B 42.8 (41.5)

(※A：主に知識に関する問題 B：主に活用に関する問題)

小学校	国語は好き 59.0 (57.9)、	算数は好き 69.4 (66.2)
	国語は大切 92.1 (91.0)、	算数は大切 92.8 (92.1)
中学校	国語は好き 59.1 (57.7)、	数学は好き 56.7 (55.5)
	国語は大切 90.2 (88.4)、	数学は大切 81.7 (80.5)

(2) 「ぐんまの子どもの基礎・基本習得状況調査」の実施

本県では、「全国学力・学習状況調査」で実施していない社会や英語、音楽、図画工作・美術等の教科について、平成22年度と24年度に本県独自の学力調査として、筆記調査だけでなく、実技調査も行い、幅広く学力の状況を把握・分析しました。その結果、国語、算数・数学だけでなく、これらの教科についても、自分の言葉で説明したり、自分なりに工夫したりすることに課題が見られ、また、自分ではできると考えているが、実際にはできていない技能があることも明らかになりました。

(3) 「はばたく群馬の指導プラン」に基づく授業改善の推進

「全国学力・学習状況調査」や、本県独自の学力調査の結果分析を基に、本県の児童生徒において伸ばしたい資質・能力や、各教科の指導の基本を示した指導資料「はばたく群馬の指導プラン」を平成24年3月に作成し、全教員に配付しました。また、平成25年度は、小学校の13教科・領域で、平成24年度は中学校の13教科・領域で公開授業を行い、延べ約1,600人が参観しました。



(4) 指導体制（ぐんま少人数クラスプロジェクト）

さくらプラン・わかばプランによる群馬県独自の少人数学級編制により、学年の発達段階に応じた指導体制を充実させ、基礎学力の定着を目指しています。

学年		小学校						中学校		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
1学級 の人数 (人)	国の標準	35	40	40	40	40	40	40	40	40
	本県の指導体制	30	30	35	35	40	40	35	40	40
		さくらプラン						わかばプラン		

また、さくらプラン、わかばプランの対象とならない小学校5・6年生、中学生2・3年生では、算数・数学の授業での少人数指導を支援してきました。

2 課題

- (1) 児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ること
- (2) 児童生徒に知識・技能を活用し課題解決できる力を育成すること

3 取組の方向

- (1) 基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせ、それらを日常生活と結び付けて活用し課題を解決していく思考力・判断力・表現力等を以下の取組を通じて育みます。
- ① 発達段階に応じた少人数学級編制を推進するとともに、各学校の実態や課題に応じた学力向上計画に基づく指導体制を充実させます。
- ② 「はばたく群馬の指導プラン」及び「はばたく群馬の指導プラン：実践の手引き」を活用した授業改善に取り組みます。

4 主な取組内容

- (1) 発達段階に応じたきめ細かな指導を充実させ、基礎学力の定着を図ることを目的とした本県独自の少人数学級編制や少人数指導を推進します。
- (2) 各学校が、これまでに以上に組織的・継続的に学力向上に取り組めるよう、学力向上委員会を充実させるとともに、学校の組織体制の強化を図るための教員を特別に配置します。
- (3) 「確かな学力」を育成するための校内研修の在り方や各教科の指導の手立て等、学力向上を図るための方策を学校全体で研究するための指定校を設置し、その成果を全県に普及します。
- (4) 「はばたく群馬の指導プラン」を活用して、年間1人1授業以上の公開授業の実施を推進します。
- (5) 学習内容の達成度を確認するための評価テストを作成し、小学校において活用できるようにします。
- (6) 外部有識者や市町村教育委員会等により組織する「確かな学力育成プロジェクト会議」を開催し、本県の学力向上の課題や今後の方向性、学力向上を推進するための具体的な施策について協議します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 「全国学力・学習状況調査」における全国の平均正答率との差 (小学校)	小6 -1.9	小6 +2.0
(2) 「全国学力・学習状況調査」における全国の平均正答率との差 (中学校)	中3 +1.4	中3 +3.0

《コラム》

第2次群馬県初代県令 楫取素彦

優れた指導力で群馬県の教育の充実と産業の発展に大きな功績を残しました。特に教育分野に関しては県内に義務教育の理解を推進するとともに、小学校の建設を進め、就学率を当時の全国トップレベルにしました。さらに、幼稚園、中学校、女学校、師範学校等を整備し、教育環境を整えました。また、世界遺産登録を目指している「富岡製糸場」の存続や、現在全県的に取り組んでいる「東国文化推進」の中心となっている古墳をはじめとした歴史的価値ある多くの文化財の保全にも力を入れました。現在の本県教育の礎を構築し郷土の誇りとなる数多くのものを次世代に残した偉人の1人です。

2-④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める

取組 8-2

基礎的・基本的な知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成（高等学校）

【担当所属：高校教育課】

1 現状

高校においては、全日制、定時制、通信制のすべての課程において、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力を育み、確かな学力の育成を推進しています。

- (1) 高校における各教科・科目等の指導に当たっては、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、評価計画を含めた年間指導計画及びシラバス（授業計画・概要）を作成し、指導と評価の一体化を図った教育を推進しています。

また、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、自ら学び、自ら考える力を育成する観点から、問題を探究的に解決する活動を積極的に取り入れることや、生徒が主体的に学習に取り組めるように、思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動を推進しています。

- (2) 各学校に、授業改善推進委員会を設置し、授業改善推進計画を作成して、教員相互の授業研究等の充実と職員研修の推進、授業中の生徒指導の充実と授業評価の推進、保護者等への授業公開や校長が直接授業を見て指導・助言を行うことで、授業改善の推進に取り組んでいます。

また、これからの学校教育の在り方についての認識を深め、諸課題に適切に対応していけるよう、校内研修の一層の充実を図ったり、県総合教育センターにおける研修講座等を活用しています。

- (3) 高校教育における質の保証を図るために、学び直しの時間の設定や、生徒一人ひとりに応じた指導の充実等、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を推進しています。また、思考力・判断力・表現力等を育成するために、グループやペアによる協同学習を推進し、知識基盤社会を生き抜くためのコミュニケーション能力や課題解決能力等の育成を目指しています。



共に学び合う協同学習の様子

- (4) 生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、各教科・科目や総合的な学習の時間及び特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、計画的、組織的なキャリア教育・進路指導を推進しています。

2 課題

- (1) 高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせること
- (2) 生徒の学習意欲を伸張り、学習習慣の定着を図るために、授業における問題解決的な学習や体験的な学習を推進するとともに、思考力・判断力・表現力等を育成するため協同型、双方向型の授業改善を進めること

3 取組の方向

- (1) 各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験、レポートの作成、論述等、知識・技能の活用を図る学習活動を充実していきます。
- (2) 主体的に学習に取り組む態度を養う上で、生徒の発達段階を考慮した、思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動を充実していきます。
- (3) すべての県立高校において、生徒一人ひとりの学習状況や授業の理解度を把握するなど、個に応じたきめ細かな指導や、生徒一人ひとりの学習状況等を適切に把握して、指導の改善に生かすための観点別学習状況の評価を推進します。
- (4) キャリア教育を念頭においた教育課程を編成し、生徒が学習意欲を高め、主体的に進路選択ができる態度を育成します。

4 主な取組内容

- (1) 「毎時間の授業で伸ばしたい生徒の資質・能力」を明確にし、そのための適切な学習活動を設定します。
- (2) グループ学習やペア学習等を活用した思考力・判断力・表現力等の育成や指導と評価の一体化等を目指した授業改善を推進します。
- (3) 学習内容の確実な習得や学習意欲の伸長、学習習慣の定着を目指して、学び直し学習や協同学習についての研究を行います。
- (4) 生徒の学習内容の習熟の程度等に応じて、少人数指導や習熟度別学級編成を活用するなど、生徒一人ひとりに応じた指導を推進します。
- (5) 学ぶことの意義を実感できるよう、各教科・科目等とも連携し、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。
- (6) 各校における取組についての情報交換やキャリア教育及び進路指導実施上の当面する諸課題について研究協議を行い、各校におけるキャリア教育・進路指導を推進します。
- (7) 進学指導に活用できる資料を作成し、各高校における進学指導を推進します。
- (8) 学校や生徒の実態に応じて、土曜日における教育活動の活用方法を検討します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 学習内容の確実な定着を図るための学び直しや思考力・判断力・表現力等を育成する協同学習を重点的に行う推進校の数	4校	10校
(2) 公立高校における進路希望達成率 (進路希望達成者／卒業者)	90.8% (H24)	95%

《コラム》

「確かな学力」とは

以前は基礎的・基本的な知識・技能の育成と自ら学び自ら考える力の育成は別のものと考えられていましたが、この両面を総合的に育むことが必要とされ、これらが「確かな学力」と定義付けられました。学校の教育活動の中では、各教科の基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるとともに、それらの知識・技能を日常生活の中で活用する力の育成を図っています。

2-④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める

取組 9	しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立
------	---------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 生涯学習課 健康体育課 学校人事課 総務課】

1 現状

(1) 小・中学校

全国学力・学習状況調査の結果等を見ると、本県の児童生徒は、全国と比べ家庭学習の状況はよい傾向にありますが、まだまだ習慣化が必要な児童生徒も見られます。

現在、各学校では学習習慣を育むために、家庭と連携しながら家庭学習の習慣化を図ったりしています。また、「挨拶運動」や「早寝・早起き・朝ご飯」、「朝読書」等、児童生徒が望ましい生活習慣を身に付けられるようにするための様々な取組も行っています。

① 家庭における学習習慣、生活習慣、読書の状況

i 学習習慣の状況 ※ () 内は全国 (%)

項 目		H25
自分で計画を立てて家庭での勉強をしている児童生徒の割合	小6 中3	60.0 (58.9) 46.3 (44.5)
家庭等での学習時間が1日当たり平均1時間以上の児童生徒の割合(平日)	小6 中3	63.5 (63.2) 74.1 (68.6)
家庭等での学習時間が1日当たり平均2時間以上の児童生徒の割合(休日)	小6 中3	21.7 (25.2) 47.5 (40.6)

ii 生活習慣の状況 (%)

項 目		H25
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	小6 中3	80.9 (78.9) 74.5 (74.3)
毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合	小6 中3	91.9 (90.9) 93.4 (92.3)

iii 読書の状況 (%)

項 目		H25
家や図書館で1日30分以上読書をしている児童生徒の割合	小6 中3	40.4 (36.6) 33.1 (29.5)
「朝の読書」等の一斉読書の時間を週に複数回又は毎日行った学校の割合	小6 中3	51.5 (61.9) 86.1 (79.4)

全国学力・学習状況調査(文部科学省)

② 学校の指導体制(ぐんま少人数クラスプロジェクト)

児童生徒の基本的な生活習慣の確立を図るため、さくらプラン・わかばプランによる群馬県独自の少人数学級編制により、一人ひとりにきめ細かな指導を行い、学年の発達段階に応じた指導体制を充実させています。

③ 小学校1年生全員に、当たり前だけれども大切な礼儀や生活習慣をまとめた「ぐんまの子どものためのルールブック50」を配布しています。

(2) 高等学校

高校では、生徒の自尊感情が低下し、主体性の確立が困難となっているような場合には、生徒の自己指導能力(生徒が正しく判断し行動する力)の育成を目指し、生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意した学習指導・生徒指導を行っています。

学習指導においては、生徒の学習意欲を高め、自ら学ぶ習慣を身に付けさせるため、「わかる授業」を展開するとともに、ペア活動やグループ活動等を多く取り入れることにより、思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動の活発化と生徒同士の学び合いの促進を図っています。

ホームルーム活動や学校行事等の特別活動においては、生徒に自己決定させる場を多く設けたり、振り返り活動を行ったりするなどして生徒の内面の成長を促しています。

生徒指導においては、挨拶の励行や授業中の生徒指導等を全教職員が一致団結して行うこと等により、よりよい人間関係づくりと生徒の規範意識の醸成に努めています。また、教育活動全体を通じた道徳教育と人権教育を充実させ、思いやりと社会性を兼ね備えた生徒の育成に取り組んでいます。

2 課題

- (1) 児童生徒の学習意欲を更に高め、自ら学ぶ学習習慣を定着させること
- (2) 学習の基盤となる自律的な生活習慣を育成すること
- (3) 読書の習慣を定着させること

3 取組の方向

- (1) 発達段階に応じた少人数学級編制及び少人数の学習集団やチームティーチングによる授業により、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行います。
- (2) 自分で計画を立てて、家庭での継続した学習習慣が身に付くように努めます。
- (3) 規範意識の醸成や基本的な生活習慣の確立を積極的に行っていきます。
- (4) いじめや不登校、問題行動等の根底には、良好な人間関係を築くことができない生徒の実態があると考えられることから、社会性の育成を図る指導を工夫し、人間関係づくりを促す指導を推進します。
- (5) 児童生徒の健全育成推進のため、家庭、地域、学校の更なる連携を図ります。
- (6) 高校においては、生徒が自己決定できる場を与え、自己有用感を高めることができるように引き続き指導します。
- (7) 学校、家庭、地域との連携により、児童生徒の読書習慣が身に付くように努めます。

4 主な取組内容

- (1) きめ細かな指導を充実させ、基本的な生活習慣を確立するとともに社会性を育成することを目的とした本県独自の少人数学級編制を推進します。【取組8－1再掲】
- (2) 授業と関連した質の高い家庭学習の取組を各学校へ紹介するとともに、学校全体で共通した学び方の指導を行うよう促します。
- (3) きちんとした礼儀作法をはじめとしたルールを身に付けるために、学校、家庭、地域における取組の中で「ぐんまの子どものためのルールブック50」の活用を促します。
- (4) 挨拶の励行、交通マナー、服装マナー等について、「マナーアップ運動」や授業中の生徒指導等において全職員が一致した指導を引き続き行うことにより、児童生徒の規範意識の醸成を図るとともに、落ち着いた学習環境を確保します。
- (5) 家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させます。
- (6) 生徒の道徳性や社会性を涵養するために、道徳教育や特別活動等を引き続き計画的、効果的に実践します。
- (7) 生徒の積極的な社会参加を促すため、ボランティア活動の推進を支援するとともに、母校の小学校におけるボランティア・チューター（児童への講話、授業補助等）への参加を促進します。
- (8) 各教科の年間指導計画に、学校図書館の利用を位置付け、司書教諭・学校司書等を活用した読書への興味・関心を高める指導を行います。
- (9) 公立図書館と連携し、児童生徒の読書意欲を喚起する取組を推進します。
- (10) 市町村と連携し、児童生徒の読書活動の意義等について普及啓発を図ります。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 家庭等での学習時間が1日当たり平均1時間以上の小・中学生の割合	小6 63.5% 中3 74.1%	小6 70% 中3 80%
(2) 毎朝、同じくらいの時刻に起きている小・中学生の割合	小6 91.9% 中3 93.4%	小6 95% 中3 95%
(3) 県立高校における欠席率	全日制 2.0%(H24) 定時制 14.5%(H24)	全日制 1.0%以下 定時制 10.0%以下

2-⑤ 発展的な教育により社会へ参画する力を育成する

取組 10 ものづくり産業等へつながる理数教育の推進

【担当所属：義務教育課 高校教育課 総合教育センター】

1 現状

21世紀は「知識基盤社会」の時代と言われており、科学技術が国際的な競争力と生産性向上の源泉となっています。特に、ナノテクノロジー（※1）、情報科学等の分野を中心に学術研究や科学技術をめぐる世界的な競争が激化しています。このような競争を担う人材の育成が各国において国力の基盤として認識され、国際的な人材争奪競争も現実のものとなっています。

また、少子・高齢化といった我が国の人口構造の変化のほか、環境問題やエネルギー問題といった地球規模での課題については、人類社会の持続可能な発展のために科学技術に何ができるかが問われています。

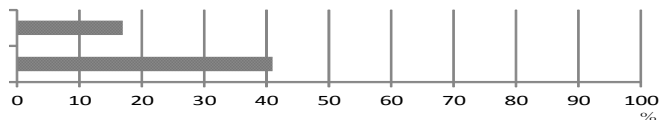
こうしたことから、次代を担う科学技術系人材の育成が重要な課題になっているとともに、科学技術の成果が社会全体の隅々にまで活用されるようになってきている今日では科学に関する基礎的素養の向上も必要であり、科学技術の土台である理数教育の充実を図っています。

(1) 小・中学校

① 平成24年度全国学力・学習状況調査において正答率が低かった問題（群馬県）

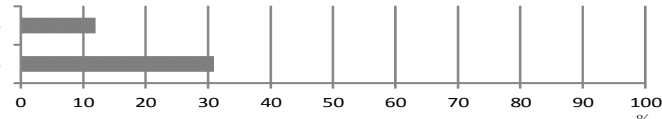
小学校

天気と気温の関係について分析しその理由を記述する
水の温度によって状態が変化する性質を適用して考察する



中学校

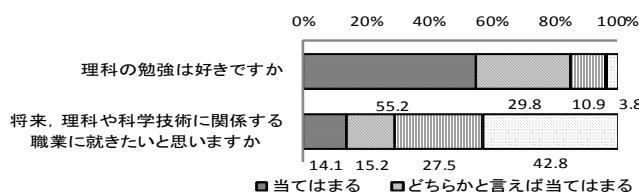
1つの回路で2つの実験と同じ結果を得るための測定方法を説明する
観察結果から分析・解釈して地層の傾きの方向を指摘する



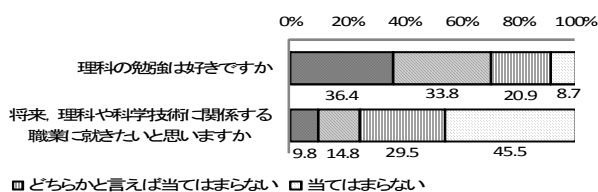
- ・観察・実験の結果を整理し考察する力が弱い状況が見られます。
- ・科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりすることが苦手です。

② 平成24年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の結果（群馬県）

小学生



中学生



小学生の8割以上、中学生の7割が理科の勉強が好きと回答していますが、将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたいと答えた生徒は小・中学生とも3割に満たない状況です。

(2) 高等学校

県立高校ではSSH（※2）やSPP（※3）を活用し、将来の科学技術系人材育成のため理数教育の充実に向けた取組を行っています。本県ではこれまでに高崎高校（H14～23）、高崎女子高校（H15～24）、桐生高校（H19～28）、前橋女子高校（H25～29）がSSHの指定を受けました。それぞれの学校が特色ある活動を実践し、成果発表会等を通して県内各高校へその成果を広め、理数教育の充実に大きな役割を果たしています。また、科学部活動振興プログラム（H25：公立高校等7校）を実施している高校では大学等の研究機関と連携し、先進的な研究を行っています。

2 課題

- (1) 科学的な知識・技能を積極的に活用する能力や態度を育成するために、児童生徒が科学を学ぶ意義、有用性、楽しさを実感できるよう授業改善を推進すること
- (2) 問題解決的な学習活動を充実させ、科学的な思考力や表現力を育成すること
- (3) 小・中・高校で連続性をもたせた理数教育を推進すること

※1 ナノテクノロジー：10億分の1といった極めて細かな単位で加工・設計を行う超精密技術であり、半導体や機械加工、生物や医学分野等への応用を目指す技術

※2 SSH（スーパーサイエンスハイスクール）：文部科学省が指定する将来の国際的な科学技術系人材を育成することを目指し、理数系教育に重点をおいた研究開発を行う高校

※3 SPP（サイエンス・パートナーシップ・プログラム）：独立行政法人科学技術振興機構が支援する大学等の研究機関と連携して実験や実習等の体験的活動を行うプログラム（平成25年度は県内公立高校で10校採択されています。）

3 取組の方向

- (1) 日常生活との関連を重視する授業を推進し、観察・実験等、本物に触れる科学的な体験を一層充実させ、理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会を増やします。
- (2) 科学的な思考力・表現力の育成のため、観察・実験、探究活動等において、実感を伴った理解が図れる問題解決的な学習を推進します。
- (3) 数学的な見方や考え方を深め、数学的な知識・技能を積極的に活用する態度を養います。
- (4) 発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能や科学の基本的な見方の確実な定着を図るため、小・中・高校を通じた理科の内容の系統性（連携）を図ります。
- (5) 理数教育に係る教員の資質向上を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 観察・実験の結果を分析し解釈して、自らの考えをまとめ、表現する力を育成します。
- (2) 中学生の理科学研究発表会、科学の甲子園ジュニア等への参加や、高校生の科学の甲子園、数学コンテスト等への参加を促進します。
- (3) S S H・S P P・科学部活動振興プログラムにおいて取り組んだ研究の成果を発表し、科学に対する知的好奇心を高め、科学に対する考え方を深めます。
- (4) 総合教育センターの各種実験・観測の施設・設備を開放し、学校では実施が難しい研究活動を支援します。
- (5) 小・中・高校間の理数学習の円滑な接続を図るための検討会等を組織し、研究等を進めます。
- (6) 大学のもつ専門知識や技術を小・中学校の授業に生かせるようにします。
- (7) 県独自の学力調査の結果から明らかになった課題を解決するための効果的な指導方法等を習得するために、研究協議会や授業公開等を実施します。
- (8) 算数、数学及び理科の学習が日常生活とつながるよう、「はばたく群馬の指導プラン」に基づく授業実践とグループ協議、ワークショップ型研修等を充実させます。
- (9) 地域や学校の理科教育における中核教員の育成を目指し、小学校に特別に配置している理科を専門に教える教員を対象とした研修の一層の充実を図ります。
- (10) 採用3年目研修の小学校教員全員に対して、理科観察・実験実習を行います。
- (11) ぐんま昆虫の森等の県立生涯学習施設や県立自然史博物館、県内大学等との連携を図り、理科研修関係講座の一層の充実を図ります。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 理科の授業で学習したことは、普段の生活や社会に出たときに将来役立つと考えている小・中学生の割合	小5 84.0%(H22) 中2 64.8%(H22)	小5 90% 中2 70%
(2) 理科室で観察や実験をする授業を1クラス当たり週1回以上行った小・中学校の割合	小6 65.7%(H24) 中3 74.5%(H24)	小6 70% 中3 80%
(3) 将来、理科や科学技術に関する職業に就きたいと答えた小・中学生の割合	小6 29.3%(H24) 中3 24.6%(H24)	小6 40% 中3 35%
(4) 科学の甲子園（予選）参加高校数	9校	15校
(5) 数学コンテスト参加生徒数	435人	500人

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 女子高校生及びその保護者を対象に、女子生徒が理工系領域に進む契機とすることを目的として、生徒対象の理工系領域の講義・実習、企業・研究所見学（理工系出身の女性研究者とのディスカッションを含む。）、保護者に対する講演会を行っています。（ぐんま男女共同参画センター）

2－⑤ 発展的な教育により社会へ参画する力を育成する

取組 1 1	情報通信技術（ＩＣＴ）活用能力と情報モラルの育成
--------	--------------------------

※ICT:Information and Communication Technology
【担当所属：義務教育課 高校教育課 総合教育センター】

1 現状

インターネットがグローバルな情報通信基盤となり、経済社会に変革をもたらしています。また、パソコンや携帯電話、タブレット型端末等が広く個人に普及し、誰もが情報の受け手だけでなく送り手としての役割も担うようになってきています。こうした情報化が進展する中で、大量の情報の中から物事の本質を見極めて取捨選択できる力や、情報の表現やコミュニケーションの効果的な手段としてコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用する能力が求められています。

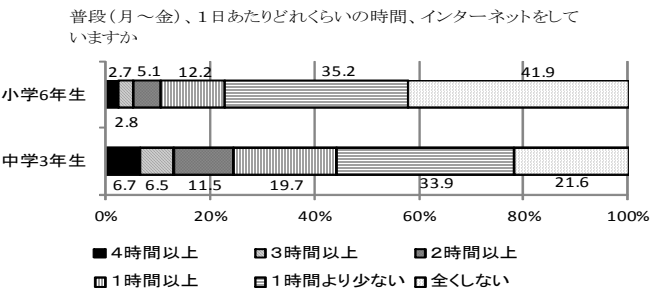
さらに、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信等、情報化の影の部分への対応も喫緊に求められています。

こうした状況を踏まえて、情報通信ネットワーク等の情報手段を適切に活用できる能力（ＩＣＴ活用能力）とともに、正しく利用しようとする倫理観・危険回避能力（情報モラル）の育成に努めています。

- (1) ＩＣＴ活用能力の育成
- 各学校では、児童生徒の発達段階に応じて、ＩＣＴ活用能力の育成を計画的・系統的に行っています。

校 種	主な教科等	主な学習
小学校	総合的な学習の時間	・調べ学習における、インターネットを利用した情報収集 ・ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト等を利用した調べ学習のまとめや発表
中学校	技術・家庭科	・情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組み等の理解 ・情報に関する技術の適切な評価と活用
高 校	情 報	・課題や目的に応じて情報手段を適切に活用すること ・情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解

- (2) 情報モラルの育成
- 児童生徒の携帯電話の所持率が高くなる中で、インターネット上でのいじめや犯罪被害が発生しています。各学校では、日常の指導に加え外部講師による「情報モラル講習会」等を開催（H24小学校49.2％、中学校80.5％）し、児童生徒が携帯電話等の正しい利用方法を身に付け、被害者や加害者にならないよう、特別活動の時間等で指導しています。



- (3) 教員の指導力・学校における情報環境 （ ）内は全国

教員のＩＣＴを活用した指導力	・児童生徒のＩＣＴ活用を指導できる教員 ・授業中にＩＣＴを活用して指導できる教員	63.5 (63.7)％ 66.9 (67.5)％
学校における情報機器等の整備状況	・コンピュータ1台当たりの児童生徒数	6.2(6.5)人/台

学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成24年度文部科学省）

- (4) 教員への支援
- 学校の情報化推進を目指して、総合教育センターでは「授業におけるＩＣＴ活用」「校務におけるＩＣＴ活用」「情報モラル教育の推進」を中核とする、情報活用及び情報教育関連の研修講座を実施しています。また、学校の情報化推進を図る上での課題解決に向けた技術的な支援等も実施しています。
- また、総合教育センター内にあるカリキュラムセンターでは、教職員が開発した教育用ソフトウェアを提供し、児童生徒にとって分かりやすい授業を実施できるよう支援しています。
- （提供可能ソフト309タイトル、平成24年度提供数2,680本）

2 課題

- (1) 児童生徒のＩＣＴ活用能力の実態を正確に把握し、指導を充実すること
- (2) 情報モラルに対する理解を含めた、成長段階に応じた情報リテラシー（※１）教育を充実させること
- (3) 児童生徒の教科学習をより効果的にするために、学習指導の中でＩＣＴを活用し効果的な授業の推進を図ること

3 取組の方向

- (1) 小・中・高校の１２年間を見通して児童生徒に系統的にＩＣＴ活用能力と情報活用能力の育成を図ります。
- (2) インターネット上でのいじめ問題を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化する特性を教員が理解した上で、児童生徒の情報モラルの育成に努めます。
- (3) 各高校では一斉学習に加え、個別学習、協働学習のためＩＣＴを有効活用します。
- (4) 教員のＩＣＴを活用した指導力向上のため、研修の充実を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 各教科や総合的な学習の時間等で、目的に応じて必要な情報を集めたり、取り出したりする活動を充実させます。
- (2) 発達段階に応じて身に付けさせたいＩＣＴ活用能力について明らかにし、児童生徒によるＩＣＴ活用の場面を取り入れた授業を推進します。
- (3) ＩＣＴを活用した協働型・双方向型の授業の実践例を周知します。
- (4) 各高校において、生徒のＩＣＴ機器活用能力の達成目標を設定します。
- (5) インターネット上でのいじめ問題を含めた情報モラルの育成・啓発のため、児童生徒や保護者向けの講習会を行います。また、教員研修等を通じ、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を伝え、教員の理解を深めます。
- (6) 総合教育センターにおいて、デジタル教科書、タブレット型端末等を利用した授業実践力を高める研修を行います。また、校内研修を支援するために、講師が各学校へ出向いて研修を実施します。
- (7) Ｇ－ＴaK（デジタル機器用の教材）の更なる充実を図るとともに、それら教材等をより利用しやすくするために、Ｇ－ＴaKのＷeｂページを充実します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 小・中学生のＩＣＴ活用能力		
① コンピュータで文字を打つなど基本的操作が身に付いている小学生の割合	89.1%	100%
② コンピュータ等の情報手段を積極的に活用している中学生の割合	76.6%	100%
(2) 授業中にＩＣＴを活用して指導できる公立学校教員の割合	66.9%(H24)	100%
(3) インターネット利用時に守るべきルールやマナーを身に付けている小・中学生の割合	H26から調査実施	100%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 子どもたちを取り巻くインターネットの有害情報環境の実態や影響を把握し、その問題解決を図る基本的な技能を習得したセーフネット活動委員会インストラクターによる啓発活動を進めています。
- (2) 子どもにインターネットの危険性やルールを分かりやすく伝えるために考案したセーフネット標語「おぜのかみさま」（※２）による広報啓発を進めています。（以上、少子化対策・青少年課）

※１ 情報リテラシー：情報機器やＩＴネットワークを活用して、情報・データを管理、活用する能力のこと

※２ セーフネット標語「おぜのかみさま」：おくらない（写真）、ぜったいに会わない！、のせない（個人情報）、かきこまない（悪口）、みない（有害サイト）、さがさない（出会い）、まもる（ルール）の頭文字を使って、小中学生に親しみのある「尾瀬」をモチーフに、ぐんまちゃんを使ったイメージキャラクター「尾瀬守さま」を作成しました。

取組 1 2 地域を発展させる大学の充実

【担当所属：女子大学 県民健康科学大学 農林大学校】

1 現状

専門的な知識・技能をもつ人材育成のため、県立の高等教育機関として3つの大学等を設置しています。

(1) 県立女子大学

生涯にわたり学び続け主体的に考える力を育むため、教育の質を確保するとともに、「国際化」と「地域貢献」を2本の柱として国内外で活躍できる人材の育成に努めています。

- ① 外国語教育の充実・グローバル人材の育成に対応した教育機能の整備（少人数教育、多数のネイティブ教員、最新鋭の学習システム、全国トップレベルの海外留学支援、外国語教育研究所設置等）
- ② 真の国際化に対応しうる日本語教育や教養教育の充実（日本語表現プログラムの新設、総合教養学科の新設、群馬学センター及び地域日本語教育センターの設置等）
- ③ 各分野の第一線で活躍する講師の招聘（駐日大使、NGOリーダー、地元企業経営者、国際社会で活躍する女性等）
- ④ 地域に根ざした研究・教育活動の展開（自治体、企業、福祉施設等と連携したフィールドワーク、企画・開発、ワークショップ開催等）
- ⑤ 学生が卒業後の社会的、職業的自立を図るために必要な能力を培う支援活動の実施（キャリアプランニング関連科目の開講、進路支援事業、進路情報室等）



県立女子大学の講義

(2) 県民健康科学大学

未来の社会を支え、よりよいものにしていくため、豊かな人間性と専門的な知識・技術をもち、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職（看護師、保健師、診療放射線技師）を養成しています。

平成21年4月に、近年における医療技術の高度化・専門化や、県民の医療に対するニーズの多様化に対応して、より高い専門性を有し指導的役割を担う人材を養成するため、大学院（修士課程）を開設しました。

また、平成24年4月に、地域貢献活動を行う組織として「地域連携センター」を開設し、大学が有する人的資源や研究成果を、県民をはじめ、広く教育機関、医療従事者、行政等にフィードバックしていくための取組を行っています。



診療放射線学部の実習

(3) 農林大学校

本県唯一の公立農業系高等教育機関として、本県農業を担う人材を育成するため、就農者を養成する「農業経営学科」と農林業関連団体等への就職を目指す「農業ビジネス学科」の2学科を設置し、農林業後継者や農林業関連産業の従事者を養成しています。

一方、農業回帰を志向する中高年者の就農や他産業から農業への新規参入に対するニーズに応えるため、就農に必要な農業技術の研修を行う「ぐんま農業実践学校」を研修部に設置し、農林部においても社会人を対象とした社会人コース（1年制）を設け、多様な担い手育成に取り組んでいます。



農林大学校の実習

2 課題

(1) 県立女子大学

- ① 急速な社会の進展や変化する県民のニーズに適切に対応するため、各学部・学科の特色を生かした教育内容や方法の一層の工夫、改善を図ること
- ② 学生の卒業後の社会的、職業的自立を促進するための進路支援の体制を充実させること
- ③ 真の国際化や地域貢献を図るため、地域志向性を重視した教育・研究を一層進めること

(2) 県民健康科学大学

- ① 社会の変化や技術の高度化・専門化に対応し、社会の発展を支えることのできる、より高い専門的知識や技術・技能をもった人材を育成すること
- ② 大学における知的財産や研究成果等を県民をはじめ、教育機関、医療機関、医療従事者、行政等に還元することにより、県民福祉の向上に広く寄与すること

(3) 農林大学校

- ① 公立農業系高等教育機関として、即戦力となる農林業の担い手を育成すること
- ② 非農家出身者や普通高校等農業系高校以外からの入校者の増加、大学・短大卒業生の入校者等、多様化する入校者ニーズに応える教育を実施すること
- ③ 農業回帰を志向する中高年者・農業への新規参入を目指す社会人等、多様な担い手を育成すること

3 取組の方向

(1) 県立女子大学

- ① 国際社会で活躍できる女性リーダーの育成を目指し、英語によるコミュニケーション能力を高める教育の充実を図ります。
- ② 早期から進路について考える機会を提供し、様々な進路支援事業を実施します。
- ③ 群馬学の確立とその深化・継承や、多文化共生のための日本語教育の実践・研究の拡充をはじめ、各学部・学科において地域に根ざした教育・研究を進めます。

(2) 県民健康科学大学

- ① 「何を教えるか」よりも「何ができるようになるか」を重視した教育を行い、専門的知識・技術及び高い倫理的判断力を身に付けた職業人や高度専門分野を担う人材を育成します。
- ② 大学の研究成果等を、広く県民に情報提供するとともに、県内の医療現場や地域における課題解決に向けて大学が果たす役割を積極的に提示します。

(3) 農林大学校

- ① 農林業に関する体系的なカリキュラム編成により、本県の次代を担う農林業後継者、農林業関連産業の従事者を育成します。
- ② 時代の変化に対応できるマネジメント能力や行動力を養成します。
- ③ 雇用就農を目指す学生の増加等、多様なニーズに対応したカリキュラム編成により、農業の基礎技術・知識習得を促進します。
- ④ 多様な担い手を育成するため、農業回帰を志向する中高年者や新規参入を目指す人の円滑な就農を支援します。

4 主な取組内容

(1) 県立女子大学

- ① ネイティブ教員を中心とした英語の少人数教育を提供し、英語運用能力の評価方法としてTOEICSW(Speaking & Writing)を導入します。
- ② 外国語教育研究所における外国人研究員を活用した英語指導や海外留学等への支援を一層充実します。また、海外留学奨励金等、海外留学支援プログラムを展開します。
- ③ 学生と企業のマッチング支援を行うキャリアアドバイザー制を導入します。
- ④ 地域でのフィールドワークや地元企業・福祉施設等と連携した教育、研究活動を進めます。

(2) 県民健康科学大学

- ① 豊富な臨床経験と高い研究能力を兼ね備えた教員が、少人数を単位とした実習や実技指導に重点を置いた教育を展開します。
- ② 看護学教員の養成、県立病院との連携事業、看護職への研究支援、放射線教育に関わるセミナーや教育支援、MRIを用いた撮像技術向上のための研修会、県民向け公開講座等による教育普及活動等、地域貢献活動を推進します。

(3) 農林大学校

- ① 生産から流通・販売にいたるまでの理論(講義)と実践(実習)を有機的に結び付けた実践教育を実施します。
- ② 学生1人1課題の課題研究に取り組み、問題解決能力の向上を図るとともに、生産技術に加え農産加工・直売等、先進農林家体験学習の受入先を充実させます。
- ③ 農業経験の乏しい入校生の基礎的な知識・技術の早期習得を図り、その後の新技術等の習得につなげます。また、農業法人協会との連携を進め、雇用就農に係る就農先の確保に努めます。
- ④ ぐんま農業実践学校の運営を充実させ、中高年者等を対象に農業の知識・技術の習得に向けた研修を実施します。また、社会人コース(1年制)での就農支援を促進します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 県立女子大学の「群馬学連続シンポジウム」来場者累計数(H16～)	10,969人(～H24)	14,000人(～H30)
(2) 県民健康科学大学における国家試験合格率 保健師国家試験 看護師国家試験 診療放射線技師国家試験	100.0%(H24) 100.0%(H24) 94.3%(H24)	100% 100% 100%
(3) 農林大学校の卒業生が就農又は農林業関係産業に就職する割合	70.0%	80%

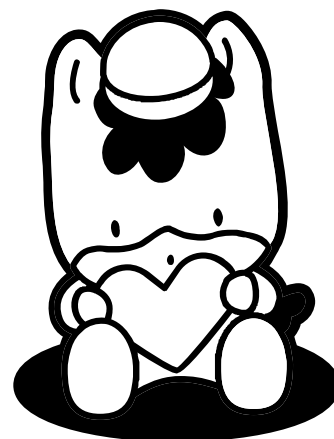
6 教育委員会と連携した取組

- (1) 外国語教育研究所における高校連携英語授業や小学校英語活動への支援の充実を図っています。
(県立女子大)
- (2) 県内の全大学等、県及び全市町村にて「ぐんま地域・大学連携協議会」を組織し、相互に交流を深め協働し、地域は地域活性化策に大学の知等を活かし、大学等は特色ある教育・研究活動と地域貢献を推進しています。
(新エネルギー推進課)
- (3) 農業について興味・関心のある県内高校生に、現在抱えている農業の諸問題や未来像等について考える機会を提供するため、先進農家の見学や農林大学校生との意見交換等を実施し、将来農業を担う人材の育成と確保に役立てています。
(技術支援課)

基本施策 3 豊かな人間性の育成

一人ひとりに自他を大切にする心や自己肯定感を育み、多様な体験学習やボランティア活動への参加、道徳教育や人権教育を充実させる中で、児童生徒に社会性や規範意識を身に付けさせるとともに、困難に立ち向かい最後までやり抜く力を育成します。

また、いじめの未然防止と早期発見・解決に向けた取組を進めるとともに、児童生徒による自主的な活動を支援することにより、いじめを許さない心を育てます。



3－⑥ 自他を大切にできる心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組 1 3	ボランティア活動や体験的な活動の充実
--------	--------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 生涯学習課】

1 現状

群馬県の次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、たくましく生きる力を身に付け、社会の一員として使命と役割をもって自立することは県民すべての願いです。青少年教育を取り巻く課題に対応するためには、直接的な体験が大変重要で必要不可欠です。

(1) 小・中学校

総合的な学習の時間等において、児童生徒が地域の福祉施設を調べ、実際に訪問する交流活動や、高齢者疑似体験・ブラインドウォーク（盲目疑似体験）・車椅子体験等の福祉・ボランティア体験活動を行っています。また、体験的な活動では、林間学校や本県独自の「尾瀬学校」（H24：154校11,224人参加）を実施し、自然体験活動に取り組んでいます。

＜ボランティア活動の状況＞

① 総合的な学習の時間の中で、「福祉・健康」を課題として取り上げている学校数

学校種	小学校	中学校
学校数（割合）	312校（95%）	109校（64%）

（平成24年度 教育課程調査）

② 地域社会等のボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合

学 年	小6	中3
児童生徒の割合（全国平均）	39.1%（37.5%）	52.4%（44.6%）

（平成25年度 全国学力・学習状況調査）

＜体験活動の状況＞

① 小学校：林間学校・臨海学校の実施校数（H24）

種別・学年 日 数	林間学校実施校数（割合）			臨海学校実施校数（割合）		
	小4	小5	小6	小4	小5	小6
1泊2日	23(7%)	171(52%)	2(1%)	0	0	0
2泊3日以上	0	52(16%)	24(7%)	0	78(24%)	68(21%)

② 中学校：集団宿泊活動の実施校数（H24） ※修学旅行を含めず

日数・方面	実施なし	1泊2日	2泊3日	方面
1年	45(27%)	38(23%)	89(53%)	赤城、榛名、高山、尾瀬
2年	120(72%)	22(13%)	27(16%)	東京、赤城、榛名、湯沢

(2) 高等学校

卒業後の進路が決まった高校生が、母校の小学校でボランティア・チューター（児童への講話、授業補助等）として活動することによって、社会性の伸長を図るとともに、自己有用感や自己を生かす能力を養っています。また、小学生が、自己の将来のモデルとして高校生と交流することを通して、今後の学校生活への夢や希望を育んでいます。

＜平成24年度高等学校（全日制）ボランティアチューター参加校数・参加者数・実施率＞

設置者	高校数	実施学校数	参加者数	実施率
県 立	64	39	152	60.9%
市・組合立	6	5	27	83.3%
公 立 計	70	44	179	62.9%
私 立	13	7	52	53.8%
公 立 計	83	51	231	61.4%

(3) 県立青少年教育施設

県立青少年自然の家では、青少年を対象としたボランティア活動の場の提供や指導者養成等の「社会体験活動」、登山やキャンプ等の「自然体験活動」を行っています。また、群馬県青少年会館では、中学生から大学生に向けた学校種別のボランティア体験事業を実施しているほか、ぐんま天文台やぐんま昆虫の森では理科に対する興味・関心を喚起する活動を提供しています。

2 課題

- (1) 共に支え合う心を育成するため、ボランティア活動を充実させること
- (2) 児童生徒に生きる喜びや命がかけがえのないことを実感させるための体験的な学習を一層充実すること
- (3) 家庭や地域と連携し、ボランティア活動や体験活動を通じて、自己肯定感や社会性、規範意識を育成すること

3 取組の方向

- (1) ボランティア活動を充実させるために、学校と関係機関との連携を支援します。
- (2) 地域や学校の特色を活かした体験活動が一層充実するよう支援します。
- (3) 命の大切さが実感できる体験活動の充実を図ります。
- (4) 社会教育団体の活動や地域行事への児童生徒の参加を一層推進するための仕組みづくりを図ります。
- (5) 「社会を生き抜く力」を育むため、「自然体験活動」「社会体験活動」の機会提供を推進します。
- (6) 「群馬県環境学習推進行動計画（仮称）」に基づく環境教育を推進し、生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養います。【取組4再掲】



異年齢集団による自然体験

4 主な取組内容

- (1) ボランティア活動や体験活動において特色のある学校を表彰し、その取組を周知します。
- (2) 学校と社会福祉協議会等とが連携した福祉体験等の取組が充実するよう、環境づくりをします。
- (3) 各学校における「動物ふれあい教室」が充実するよう、学校獣医師を指定します。
- (4) 尾瀬学校や林間学校等の自然体験活動を充実します。
- (5) 各学校のJRC（青少年赤十字）活動等をはじめとする地域貢献や奉仕活動を推進し、学校周辺の清掃活動や地域行事への参加等、地域との交流に努めます。また、高校生に対して母校の小学校におけるボランティアチューターへの積極的な参加を呼びかけます。
- (6) 自然体験や社会体験、地域貢献や奉仕活動を県内全域で行っている青少年団体に対し、支援や助言等を行うほか、協働で指導者養成等を実施します。
- (7) 「自然体験活動」「社会体験活動」に係る県主催事業の内容を工夫・改善し、より幅広い層が参加できるように努めます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 地域社会等のボランティアに参加している小・中学生の割合	小6 39.1% 中3 52.4%	小6 50% 中3 60%
(2) 母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数	231人(H24)	280人
(3) 「自然体験活動」「社会体験活動」に係る事業への参加者数（県立青少年自然の家 3施設合計）	2,435人(H24)	2,800人

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 高校生ボランティアの活動支援、夏休み学生ボランティアの情報提供をNPO・ボランティアサロンぐんまでしています。（NPO・多文化共生推進課）
- (2) 県内の小・中・高・特別支援学校を対象に、県助産師会が開発した教材とビデオ、出産模擬体験教材等を用いて生命の成り立ちや出産に関わる体験学習を行っています。（保健予防課）
- (3) 子どもたちが動物とのふれあいを通じて動物の生態や正しい飼い方等を体験し、動物愛護の精神の普及を図るとともに、動物由来感染症防止対策を講じ、子どもたちが安全で快適に学べる保育、教育の場を提供しています。（衛生食品課）
- (4) 県内小・中学校において総合的な学習の時間等に行われるエコムーブ号「動く環境教室」では、地域人材を講師として派遣することにより、体験型の環境学習の機会を提供しています。【取組4再掲】（環境政策課）
- (5) 質の高い自然体験により県内小・中学生の自然保護意識の醸成を図り、郷土を愛する心を育むため、尾瀬でガイドを伴った環境学習を実施した場合、学校の設置者に対してガイド料及びバス代等を補助しています。（自然環境課）
- (6) 群馬県緑のインタープリター等、森林環境教育の専門家を、小・中学校に派遣し、ネイチャーゲームや自然観察、間伐体験等の指導を行っています。【取組4再掲】（緑化推進課）

3－⑥ 自他を大切にする心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組 1 4	「向上する心」「やりぬく心」「大切にする心」を育む道德教育の充実
--------	----------------------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 保健予防課】

1 現状

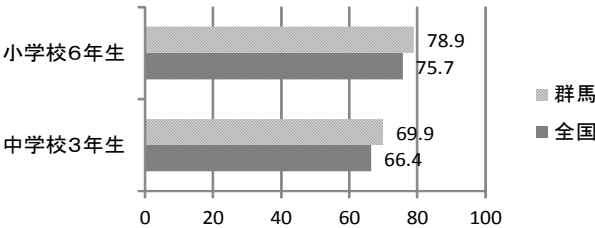
道德教育は基本的な生活習慣や社会生活を送る上で、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、規範意識、家族愛等、児童生徒がよりよく生きていくための基盤である道德性を育成する教育活動です。道德性とは、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度等であり、学校の教育活動全体を通じて指導するものです。従って、道德の時間だけでなく、各教科等においても、道德教育を進める必要があります。学校では、『3つの心』を育成するために、道德の時間を要として、教育活動全体で道德教育を推進しています。

県教育委員会では『3つの心』を「はばたく群馬の指導プラン」において、次のとおり示しています。

- ・「向上する心」 → 自分のよさに気づき、夢や希望をもつことができる
- ・「やりぬく心」 → 最後まであきらめずに取り組むことができる
- ・「大切にする心」 → 友達、学級、学校、地域等を大切にする事ができる

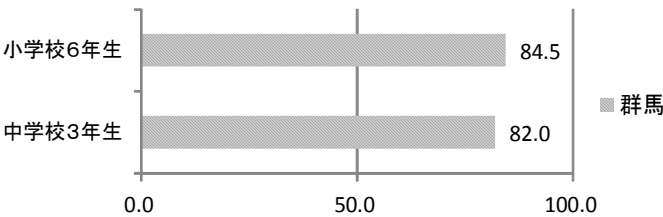
(1) 小・中学校

自分には、よいところがあると思いますか
(当てはまる＋どちらかといえば当てはまる)



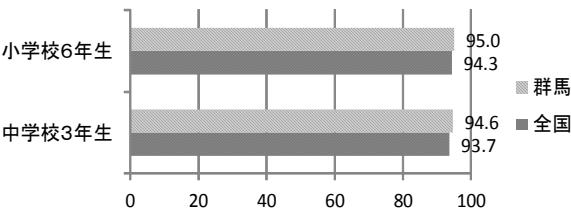
平成25年度全国学力学習状況調査児童生徒質問紙調査結果（文部科学省）

困っている人を見かけたら進んで助けている
(当てはまる＋どちらかといえばあてはまる)



平成25年7月「はばたく群馬の指導プランに係る学習・生活実態調査

ものごとを最後までやり遂げて、
うれしかったことがありますか。
(当てはまる＋どちらかといえば当てはまる)



平成25年度全国学力学習状況調査児童生徒質問紙調査結果（文部科学省）

(2) 高等学校

高校における道德教育は、学習指導要領での位置付けに基づき、学校の教育活動全体を通じて行っています。各校では、道德教育の全体計画を作成するとともに、公民科や特別活動を中心として、自他の生命を尊重する精神、自立の精神及び社会連帯の精神や態度を身に付け、差別のない、よりよい社会を実現しようとする態度を養う学習の充実を図っています。

県では道德教育実践推進校を指定し、道德教育の組織的な実践方法とともに、生徒の道德的実践力の育成について研究を行い、他の高校にもその成果を周知し、各校での道德教育の充実に役立てています。

- ・道德教育実践推進校：富岡東高校（H21～22）、館林女子高校（H23～24）、伊勢崎清明高校（H25～26）

2 課題

- (1) 他教科との関連を図りながら、「向上する心」「やりぬく心」「大切に作る心」の3つの心を育成するための指導内容を一層重点化すること
- (2) 自他の生命を尊重する心の育成に向けた道徳の時間を推進すること
- (3) ライフステージにおける、家族をもつことや親になること、男女が協力して育児をすることの大切さを理解させる教育を推進すること

3 取組の方向

- (1) 学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育の全体計画を作成し活用することを通し、充実した道徳教育の実践となるよう、指導の工夫を図ります。
- (2) 学校における各教育活動について、学年段階ごとに示されている道徳教育の内容項目を踏まえた内容や方法で進めていきます。
- (3) 魅力ある資料の開発・活用等、道徳の時間の指導の充実を図ります。
- (4) 公民科や特別活動において、人間としての在り方や生き方に関する学習の充実を図ります。
- (5) 児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会と連携した道徳教育の推進を図ります。
- (6) 教育活動全体を通じて、規範意識の醸成を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 「はばたく群馬の指導プラン」や実践事例集、道徳教育実践事例集等を基に、「向上する心」「やりぬく心」「大切に作る心」の3つの心を育成するための指導方法の工夫・改善を図ります。また、自他の生命の尊重や家族愛、男女の協力についての指導の充実を図ります。
- (2) 郷土の偉人や自然、伝統文化を題材とした読み物資料及び指導資料を作成し、道徳の時間等における積極的な活用を促します。
- (3) 家庭や地域社会と連携し、積極的に道徳の時間の授業公開をするとともに、各種通信等を通じて情報提供を行い、保護者等の道徳教育への理解を促進します。
- (4) 小・中学校において、学校全体で道徳教育を推進するため、道徳教育推進教師を中心とした推進体制を整えます。
- (5) 高校において、道徳教育実践推進校を指定して、道徳教育の組織的な実践方法とともに、生徒の道徳的実践力の育成についての研究を行います。また、その成果を全校に周知し、よりよい実践を推進していきます。
- (6) 道徳の教科化への適切な対応を図ります。
- (7) 挨拶の励行、交通マナー、服装マナー等について、「マナーアップ運動」や授業中の生徒指導等において全職員が一致した指導を引き続き行うことにより、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。【取組9再掲】
- (8) 県内の小・中・高・特別支援学校を対象に、県助産師会が開発した教材とビデオ、出産模擬体験教材等を用いて生命の成り立ちや出産に関わる体験学習を行います。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合	小6 78.9% 中3 69.9%	小6 100% 中3 100%
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合	小6 84.5% 中3 82.0%	小6 100% 中3 100%
(3) 県立高校で道徳の目標と各教科の学習内容との関連表(※1)を作成している学校の割合	4.7% 道徳教育全体計画についてはすべての県立高校で作成済み	100%

※1：各教科等の学習内容と道徳教育の目標を結び付けたもの

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 子どもたちが動物とのふれあいを通じて動物の生態や正しい飼い方等を体験し、動物愛護の精神の普及を図るとともに、動物由来感染症防止対策を講じ、子どもたちが安全で快適に学べる保育、教育の場を提供しています。【取組13再掲】(衛生食品課)

3-⑥ 自他を大切にする心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組 15	自らの行動につながる人権教育の推進
-------	-------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 生涯学習課】

1 現状

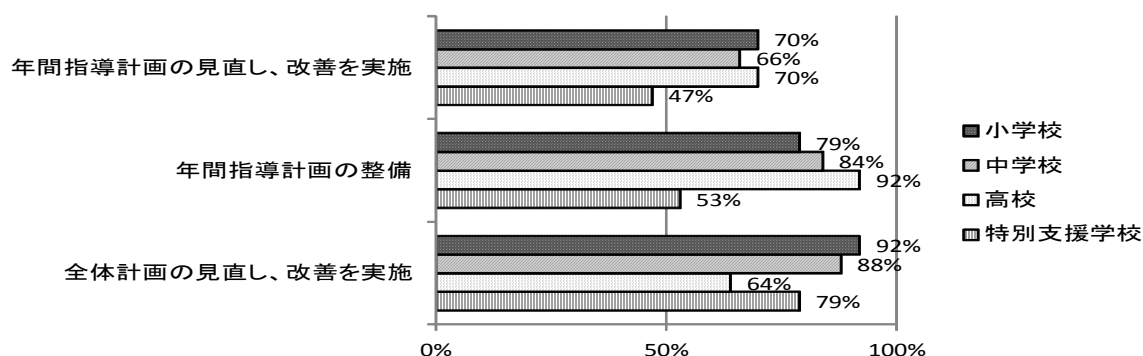
人権を相互に尊重し合う「人権の共存」の考え方を理念とし、人権という普遍的文化を構築するため、平成14年1月に「群馬県人権教育の基本方針」を決定し、人権教育を計画的かつ総合的に推進しています。

平成19年3月には、「群馬県人権教育充実指針」を策定し、学校教育や社会教育、家庭教育における取組の方向性を示すとともに、人権に関する重要課題を、①女性、②子どもたち、③高齢者、④障害のある人たち、⑤同和問題、⑥外国籍の人たち、⑦HIV感染者等の人たち、⑧ハンセン病元患者の人たち、⑨犯罪被害者等、⑩インターネット等による人権侵害、⑪その他の人権問題（北朝鮮による拉致問題、アイヌの人々に関する人権問題等）の11項目とし、その解決に向けた取組を進めています。

(1) 学校教育

各学校では、人権教育主任（担当者）を置き、人権教育に計画的に取り組むことにより、児童生徒の発達段階に応じて人権教育を行い、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、具体的な態度や行動に現れるようにしています。

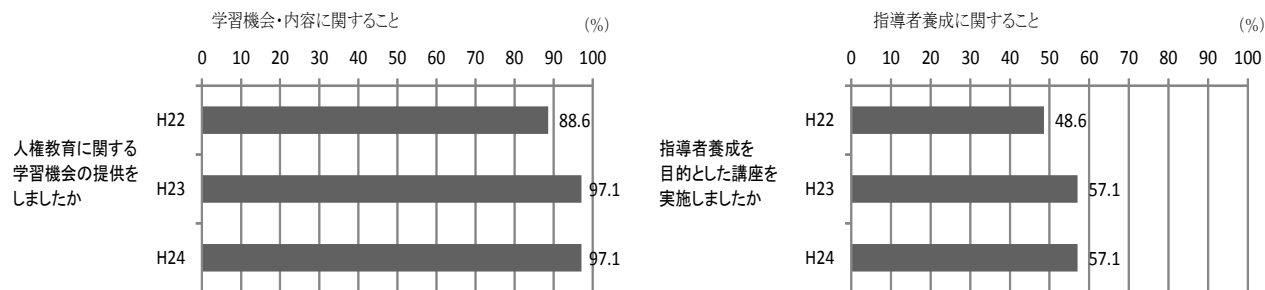
＜人権教育に関する全体計画・年間指導計画の整備、見直し、改善の状況＞



※全体計画については、すべての学校で作成済みです。（平成25年2月 人権教育推進状況調査（公立学校））

(2) 社会教育

社会教育では、様々な人権問題の解決のためには、県民一人ひとりの人権意識を高めることが重要であるとの観点から、人権教育に係る地域の指導者の資質向上や養成に係る取組を県内全域で行っています。また、各市町村では、人権教育市町村協議会等の人権教育推進体制を整備し、人権教育に取り組んでいます。



（平成25年1月 平成24年度人権教育推進状況調査（市町村））

2 課題

- (1) 人権問題を自分のこととして捉えさせるとともに、自らの行動につながる人権教育を推進すること
- (2) 人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図ること
- (3) 県民の人権意識を一層高めること

3 取組の方向

- (1) 「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。
- (2) 教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導を充実します。
- (3) 教職員自身が人権尊重の理念を十分認識し、人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚等を図ります。
- (4) 各学校における校内研修を充実します。
- (5) 情報提供を通じて保護者の啓発に努めます。
- (6) 地域及び関係機関等との連携に努めます。
- (7) すべての県民が人権感覚を高め、人権を尊重した考え、行動を取ることができる社会の実現を目指します。

4 主な取組内容

- (1) 人権教育の全体計画・年間指導計画を改善・充実するとともに、人権教育の推進体制を充実します。
- (2) 人権週間、人権集中学習における学習内容を充実するとともに、体験的な活動を取り入れるなど指導方法の工夫を進めます。
- (3) 人権に関する重要課題について正しく理解するとともに、自尊感情をもったり、他人を大切にしたりするなど、人権尊重の考え方が正しく身に付くよう、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のねらいと人権教育との関連を明確にして取り組みます。
- (4) 人権学習指導教材「共に生きる」を活用した学習をロングホームルーム等の年間指導計画等に位置付けるとともに、『「共に生きる」学習指導案集（重要課題編）』を活用し、教職員で共通理解を図った上で指導に当たります。
- (5) 教職員が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識をもって児童生徒の指導に当たります。
- (6) 人権教育に関わる校内研修の機会を確保するとともに、生徒が就職する際の公正な採用選考に向けた指導の充実を図ります。
- (7) 校内研修等で活用できるいじめや人権に関わるDVDを総合教育センター内にあるカリキュラムセンターで貸し出して、人権教育の啓発に努めます。
- (8) 各学校において、人権教育の取組の点検・評価を行います。
- (9) 人権教育の指導者養成のための講座を市町村と協力して開設します。
- (10) 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者の資質向上を目的に研修を実施します。
- (11) 地域の集会所等を拠点として実施する人権教育を支援します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合【取組1 4再掲】	小6 78.9% 中3 69.9%	小6 100% 中3 100%
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合【取組1 4再掲】	小6 84.5% 中3 82.0%	小6 100% 中3 100%
(3) 人権教育年間指導計画の見直し、改善を実施している学校の割合	小 70.0% (H24) 中 66.1% (H24) 高 70.5% (H24) 特別支援47.4% (H24)	全校種 90%
(4) 人権教育指導者研修の実施回数	8回	各教育事務所において年1回以上実施

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 人権・同和問題に対する県民の理解と認識を深め、この問題の早期解決を図るため、人権啓発活動の市町村への委託、新聞・ラジオによる広報啓発、関係機関との連携強化等を推進しています。
(人権男女共同参画課)

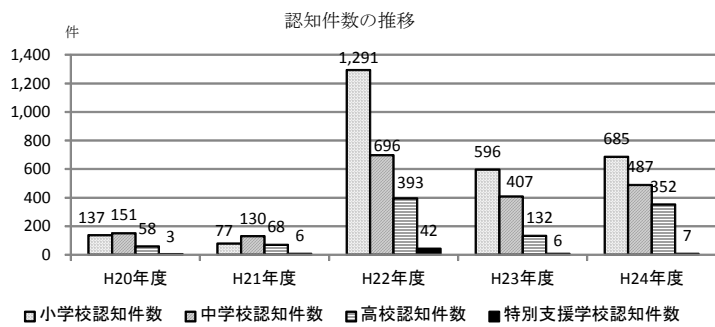
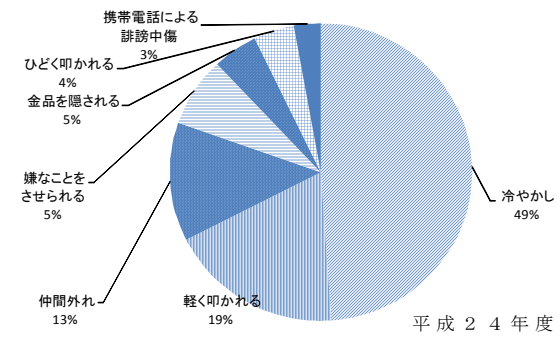
取組 1 6

いじめの早期発見・早期解決

【担当所属：義務教育課 高校教育課 特別支援教育室】

1 現状

平成24年度のいじめ認知件数は、小学校685件、中学校487件、高等学校352件、特別支援学校7件、合計1,531件でした。パソコンや携帯電話等を使ったいじめは、発見することが難しくなっているため認知件数は少ないですが、アプリケーションソフトを使った事案が増えています



児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

(1) 小・中学校

① いじめの早期発見

県内のすべての公立小・中学校において、いじめの実態把握のためのアンケート調査に毎月取り組んでおり、いじめ発見のきっかけの多くを占めています。（表1）

また、いじめられた児童生徒は、主に教職員や保護者・家族に相談しています。（表2）

【表1】いじめの発見の主なきっかけ（平成24年度）（単位：件）

きっかけ	学校種	小 学 校	中 学 校
アンケート調査など学校の取組により発見		198 (29%)	197 (40%)
本人からの訴え		225 (33%)	124 (25%)
学級担任が発見		115 (17%)	34 (7%)
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え		85 (12%)	51 (10%)

【表2】いじめられた児童生徒の主な相談の状況（平成24年度）※複数回答（単位：件）

相談相手	学校種	小 学 校	中 学 校
学級担任に相談		607 (89%)	411 (84%)
学級担任以外の教職員に相談		41 (6%)	113 (23%)
保護者や家族等に相談		111 (16%)	122 (25%)
S C等の相談員に相談		32 (5%)	27 (6%)

※表1、2の（ ）は認知件数に対する割合

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

② いじめの早期解決

平成24年度、認知されたいじめについては、小学校では98%、中学校では96%が学校の指導の結果、解消しています。

各学校において、学級内でのトラブルを含め、学級の諸問題を自分たち自身で見付け、解決方法を考え、協力して実践していく自主的、自発的な活動の充実が大切です。

(2) 高等学校

① すべての学校が、きめ細かな生徒観察や学期ごとのアンケート調査・個別面談等を通しいじめの早期発見に努めています。

② 公立高校及び県立特別支援学校におけるいじめ問題を含めた生徒指導上の諸問題について、各校の生徒指導主事等を対象とした生徒指導対策協議会を年3回行い、各学校の生徒指導の充実・改善を図るとともに、生徒指導体制の確立に資する活動を行っています。

③ メールやインターネット上のサイトに係る生徒間のトラブルやいわゆる「ネット上のいじめ」等への対応として、「学校非公式サイト等調査・監視」事業を行い、生徒による不適切な投稿の監視や各校への情報提供・支援を行っています。また、生徒・保護者への啓発活動にも力を入れています。

(3) 特別支援学校

① 県立特別支援学校では、教職員が日常的に児童生徒一人ひとりの状態を確認できる状況にあり、体調等の変化を素早く把握し、いじめの早期発見・早期解決に取り組んでいます。

② 児童生徒へのアンケート調査等を通し、学校全体でいじめの早期発見・早期解決につなげています。

2 課題

- (1) 各学校において、早期発見のための取組や相談体制の整備を組織的に推進すること
- (2) いじめに対する教職員の対応力を高め、いじめが起こりにくい学級づくりに努めること

3 取組の方向

- (1) 自らの学校としてどのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、適正に対応します。
- (2) いじめの早期発見や適切な指導ができるよう各教職員の指導力の向上を図り、早期解決に向けて迅速かつ組織的に学校全体で取り組んでいきます。
- (3) いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努めます。
- (4) 校内の教育相談体制を充実させ、児童生徒一人ひとりの個性を尊重する細やかで温かな指導を行うとともに、個別の課題に対して速やかな対応を図ります。
- (5) いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指します。
- (6) インターネット上でのいじめ問題を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化する特性を教員が理解した上で、児童生徒の情報モラルの育成に努めます。【取組 1 1 再掲】

4 主な取組内容

- (1) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを全教職員が十分認識し、いじめを許さない校風の醸成及び児童・生徒集団の育成に努めます。
- (2) あらゆる教育活動を通して、児童生徒の健全育成に向けた一貫性のある指導を行うために、校長を中心とする全職員が、自校の課題についての共通の理解を持ち、組織的な指導の展開に向けて校内体制を充実させます。
- (3) きめ細かな生徒観察や定期的なアンケート調査、個人面談の実施等により、早期発見に努めます。
- (4) 学級において、話し合いで学級の諸問題を解決する体験を充実させます。
- (5) 連絡ノートを活用、電話連絡、家庭訪問等により保護者と連絡を密にし早期発見・早期解決を図るとともに、地域行事への参加等、地域と日常的に連携し、児童生徒の情報共有を図ります。
- (6) 公立の小・中・高校へのスクールカウンセラー配置により相談体制を充実します。また、教職員がスクールサポーターや生徒指導担当嘱託員と緊密に連携し、早期発見・早期解決を図ります。
- (7) いじめ等の問題行動の早期解決に向けた「いじめ問題対策チーム」を設置し、家庭環境等に起因するいじめに対応するため外部専門家（スクールソーシャルワーカー）を学校に派遣します。
- (8) いじめが発生した場合は、詳細な事実確認及び当該保護者への説明責任を果たします。さらに、法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求めます。
- (9) インターネット上でのいじめ防止のため、児童生徒や保護者向けの講習会を行い、情報モラルの育成を図ります。また、教職員研修等を通じ、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を伝え、教員の理解を深めます。【取組 1 1 再掲】

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 認知したいじめのうち、指導の結果、解消した件数の割合	小 98% (H24) 中 96% (H24) 高 85% (H24) 特別支援100% (H24)	全校種 100%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 中学校等で薬物乱用防止教室を開催し、薬物の怖さのほかにいじめ問題に共通する児童生徒にとって対処が難しい方法（友人の誘いの断り方や先生への相談方法）についても重点的に説明を行っています。（薬務課）
- (2) 少年相談活動や少年警察補導員、スクールサポーター等の学校訪問活動により、いじめ事案の早期発見に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら的確な対応をしています。（県警少年課）

3-⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組 17	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援
-------	---------------------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 特別支援教育室】

1 現状

学校が、いじめ問題の解決に向け「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という早期発見・早期対応を図ることも大切ですが、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、「被害者も加害者も短期間に入れ替わる」という実態を考えると、いじめを許さない児童生徒を育成することが重要です。

また、いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域社会と協働して解決を図ることが重要です。家庭や地域社会との連絡を密にしながら、情報の共有化や連携した活動を行い、学校、家庭、地域、すべての関係者が一丸となって、県民総ぐるみでいじめに向き合う社会を築いていくことが重要です。

県教育委員会は、平成25年度、いじめ問題対策推進事業において、県内の国公立すべての学校を対象とした、児童生徒によるいじめ防止活動に取り組みました。

具体的には、下表にあるように、児童生徒が自分たちの力でいじめをなくす活動（学級会、児童会・生徒会活動等）を年間を通じて意図的・計画的に推進することで、児童生徒にいじめを許さない意識と態度を育て、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを見て見ぬ振りをしない」という気運の醸成を図りました。

児童生徒のいじめ防止活動
4月…各学校でいじめ防止計画作成
5月…春のいじめ防止強化月間
6月…いじめ防止フォーラム
7月…県内12地区で代表児童生徒が、「いじめをなくすために、私たちができること」を協議
8月…いじめ防止サミット 県内代表児童生徒による協議で、「いじめ防止宣言」採択
9月…いじめ防止宣言の活用
10月
12月…冬のいじめ防止強化月間
1月…いじめ防止子ども会議
3月…児童会・生徒会での振り返り

ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」
私たちは、いじめは必ずなくすことができると信じ、いじめの問題から目を背(そむ)けずに、私たち自身の問題として考えます。そして、笑顔にあふれた学校生活のために、自分から行動を起こすことを約束し、ここにいじめ防止を宣言します。 一、勇気 わたしたちは、困っている人がいたら、自分のこととして考え、進んで行動します。 一、思いやり わたしたちは、相手のことを思い、お互いを大切にします。 一、協力 わたしたちは、周りの人とよい関係をつくり、何事にも全員で取り組みます。 平成25年8月18日 群馬県いじめ防止サミット

2 課題

- (1) 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団づくりを進めること
- (2) あらゆる教育活動を通じた人間関係づくりを進めること

3 取組の方向

- (1) 学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒は自分たちの力でいじめを防止する活動を推進します。
- (2) 学校間の連携を密にして、児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。
- (3) 児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりに努めます。
- (4) 地域や関係機関との連携を図り、いじめ防止を地域の取組とします。

4 主な取組内容

- (1) 学級会、児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒が自分たちの力でいじめをなくす活動を進め、児童生徒一人ひとりに、いじめを自分のこととして考えさせます。
 - ① 定期的実施するいじめに関するアンケート結果を基に、学級や児童会・生徒会で、いじめをテーマとして話し合います。
 - ② いじめで悩む児童生徒を児童生徒同士で互いにサポートできる体制を考えさせ、実践に結び付けさせます。
 - ③ 地域ごとに小・中・高校生の代表が年齢や学校種を越えて一堂に会し、保護者や地域の人々と一緒に、いじめ防止について考えます。
- (2) 各教員が授業中の積極的な生徒指導等により、いじめを許さない「集団づくり」や「授業づくり」に取り組みます。
- (3) P T Aや地域の関係団体等と、いじめ問題等について定期的に協議する場を設けるなどして、日常的な協力体制を築いていきます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進した学校の割合	小 57.4% (H24) 中 63.5% (H24) 高 48.2% (H24) 特別支援 42.3% (H24)	全校種 100%
(2) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた学校の割合	小 14.3% (H24) 中 12.9% (H24) 高 6.0% (H24) 特別支援 0% (H24)	全校種 100%
(3) 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた小・中学生の割合	小 96.6% (H25) 中 94.9% (H25)	小 100% 中 100%

《コラム》

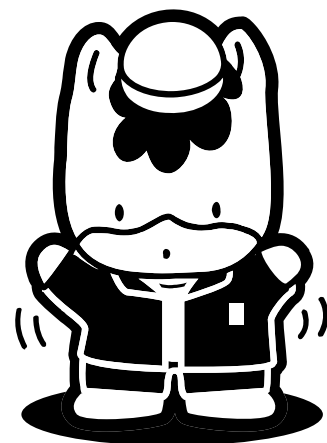
群馬県いじめ防止基本方針

本県では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、県内すべての学校の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、「群馬県いじめ防止基本方針」を策定しました。これは、策定の意義及び基本的な方向、基本理念、学校支援のための取組、保護者・地域支援のための取組、市町村・市町村教育委員会との連携、関係部局及び関係機関との連携、重大な事態への対応等に関する基本的な考え方を示したものです。組織として「いじめ問題対策連絡協議会」の設置や、第三者機関である「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」の活用を規定しています。この方針に基づき県全体でいじめ防止に向けた取組を推進していくこととしています。

基本施策 4 健やかな体の育成

学校体育や運動部活動を充実させ、教育活動全体の中で継続的に体を動かすことの大切さを学び、運動したときの喜びや楽しさを体感させながら児童生徒の体力の向上を図ります。

また、健康と食の大切さや健康な体づくりを意識させるとともに、児童生徒の健康状態を的確に把握し、感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。



4-⑧ 児童生徒の体力向上を図る

取組 1 8 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実

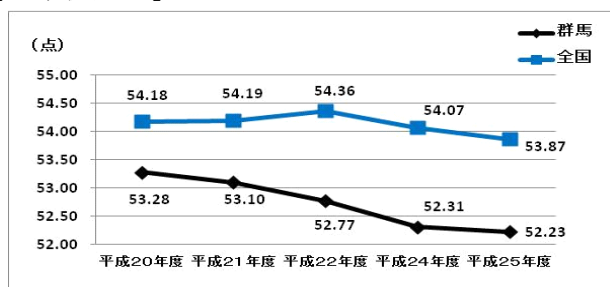
【担当所属名：健康体育課 総合教育センター】

1 現状

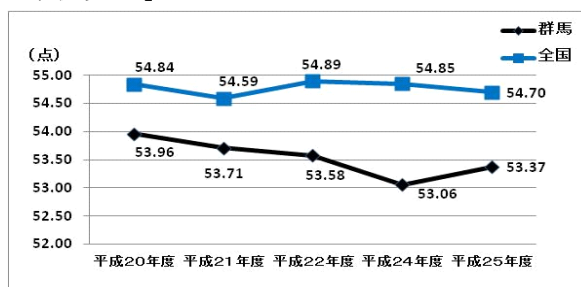
本県の小・中学生の体力は、中学生は全国平均を上回っているものの、小学生の低下傾向に歯止めがかかっていません。その要因として、外遊びの減少、車社会の進展等の生活環境の変化、睡眠や食生活等の生活習慣の乱れといった様々なことが絡み合い、結果として子どもが体を動かす機会が減少していると考えられます。

(1) 全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果

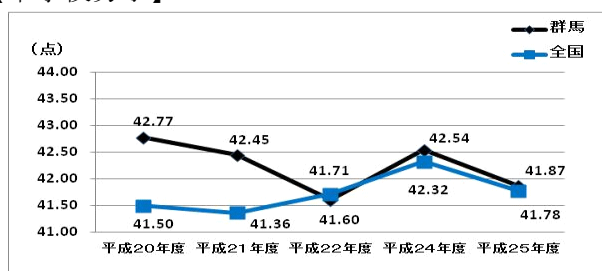
【小学校男子】



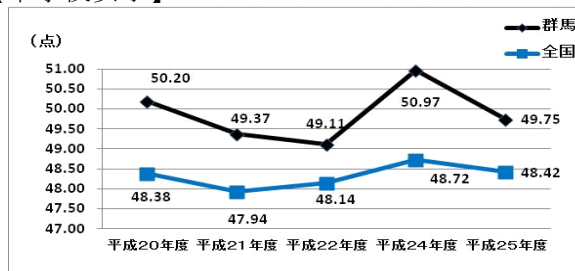
【小学校女子】



【中学校男子】



【中学校女子】



- ① 小学校男子は、全国平均と比較し合計得点が、1.64点低く、小学校女子が1.33点低い状況で、全国的に見ても下位に属します。
- ② 中学校男子は、全国平均より0.09点高く、中学校女子も1.33点高い状況であり、全国的に見ると男子は中位、女子は上位に属します。
- ③ 体育の授業を除いて1日に2時間以上運動をする児童生徒の割合が、小学校では男女とも全国を下回っているのに対して、中学校では男女とも上回っています。
- ④ 小・中学校の男女とも全国に比べ肥満傾向の児童生徒の出現率が高くなっています。痩身傾向の出現率は小・中学校の男女とも全国に比べ低くなっています。

(2) 体力向上施策として、体力優良証の交付、体育や保健体育の授業に関する研修の実施（体育授業モデル構築、モデル作成・授業充実事業）、外部指導者の派遣（学校体育実技協力者派遣事業・武道等推進事業）を実施しています。

(3) 幼児期から体を動かすことを習慣付けられるよう、「幼児期運動指針」を基に、幼稚園教諭・保育所保育士を対象にした研修会を実施しています。

2 課題

- (1) 小学校において体育授業を充実するとともに、授業時間以外にも体を動かす時間を増やすこと
- (2) 運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援を充実すること
- (3) 体力向上に向けた学校の取組に対する家庭や地域の理解を促進すること
- (4) 指導者（教職員）が適切な指導方法や指導の在り方について学ぶ機会を一層充実すること
- (5) 学校体育を地域スポーツ、生涯スポーツへ結び付けていくこと

3 取組の方向

- (1) 運動する「時間」とともに「運動する空間」と「運動する仲間」を学校が中心となつてつくっていくことにより、運動機会を確保する取組を推進します。
- (2) 就学前児童の運動機能の基礎を形成します。
- (3) 学校と家庭・地域が一体となつて、児童生徒の生活習慣や運動習慣を改善していく意識の高揚、啓発を図ります。
- (4) 幼児児童生徒の発達段階に応じた指導方法の研究や実技等の研修会を開催し、今まで以上に教員の意識改革を進めるとともに、指導力向上を図ります。
- (5) 専門的な指導力を有する外部指導者の活用を推進します。

4 主な取組内容

- (1) 地域の特性や児童生徒の現状を踏まえ、保護者、地域とも連携を図りながら小・中学校ごとに、その学校ならではの特色ある体力向上の取組を推進します。
- (2) 運動への取組が消極的な児童生徒が体を動かすことの楽しさを見い出し、生活の中に運動を取り入れるきっかけとなるような取組を展開します。
- (3) 幼児期運動指針を踏まえ、幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるための取組を推進します。
- (4) 各学校・幼稚園が学校便り、Webページ等を活用して自校・園の体力状況について積極的に公表します。
- (5) 幼児期運動指針に沿った実態調査を実施し、その結果を活かした幼稚園教諭・保育所保育士への研修を行うとともに、保護者への啓発を図ります。
- (6) 授業づくりに役立つ指導資料の作成及び普及を、小学校体育研究会や中学校保健体育研究会と連携しながら充実させ、教員の指導力向上を図ります。
- (7) 地域の専門的な指導力を有する外部指導者を学校に派遣し、体育授業の質を向上させます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 全国実施している新体力テストの自校の結果から明らかになった課題を解決するために、学校全体で具体的な方策を講じている小・中学校の割合	小 57.6% 中 31.0%	小 100% 中 100%
(2) 新体力テストの結果を基に、自校の体力の状況について家庭や地域に公表している小・中学校の割合	小 25.0% 中 16.0%	小 80% 中 80%
(3) 1日の運動時間が2時間以上の小・中学生の割合（体育の授業時間を除く。）	小5(男) 40.5% 小5(女) 18.3% 中2(男) 69.8% 中2(女) 52.1%	小5(男) 50% 小5(女) 50% 中2(男) 80% 中2(女) 60%
(4) 小・中学校の全国・体力運動能力、運動習慣等調査における合計得点の全国集計との差	小5(男) -1.76 小5(女) -1.79 中2(男) +0.22 中2(女) +2.25	小5(男) +1.0 小5(女) +1.0 中2(男) +2.0 中2(女) +3.0

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 総合型地域スポーツクラブの設置・運営に対する支援、クラブマネージャーやスポーツ指導者の育成、スポーツに関する情報の収集・提供を行っています。
- (2) 県民がスポーツに親しむ機会である県民スポーツ祭や県民マラソン、県民体育大会等の開催・支援を行うとともに、東京でのオリンピック・パラリンピック開催に際して事前合宿の誘致等を推進し、県民のスポーツに対する関心の向上を図っていきます。
- (3) スポーツ振興条例の趣旨を踏まえ、スポーツ環境の整備に向けたスポーツ施設の計画的な整備を進めます。
(以上、スポーツ振興課)

取組 1 9	運動部活動の充実
--------	----------

【担当所属名：健康体育課】

1 現状

学校における運動部活動により、スポーツに親しむ習慣を形成し、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることにつなげていくことを目指しています。

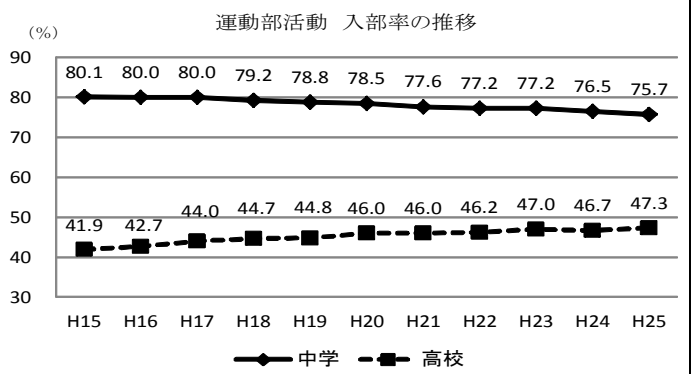
また、同時に高い競技レベルを目指す者に対する育成、指導体制の整備にも努めています。

(1) 運動部活動加入状況

① 中学校

中学生の運動部活動加入率は、平成25年度は男子86.7%、女子64.6%、全体で75.8%となっており、全国平均よりも高い状況（中学校2年生では男子で+1.7%、女子で+4.2%）です。

しかし、年次推移は減少傾向で、生徒数自体も少子化により減少傾向にあることから、学校によっては十分な部員の確保ができず活動が困難な種目も発生してきています。



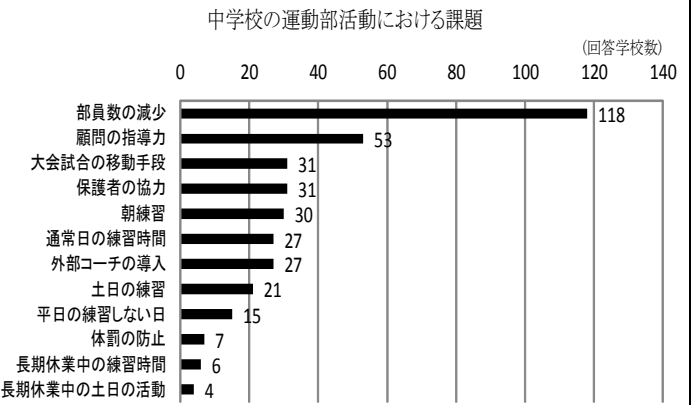
(県中体連・県高体連調査)

② 高等学校

高校生の運動部活動加入率は、男子63.8%、女子30.7%、全体で47.3%となっており、増加傾向にあります。

(2) 運動部活動における外部指導者の活用状況

中学校の63.9%、高校の70.0%が外部指導者を導入しており、中学校で355人、高校で84人が指導に当たっています。また、顧問教員の多くは、外部指導者に対して、生徒の競技力向上や顧問教員の指導力の補完を期待するとともに、運動部活動が活性化するなどの成果を感じています。



(平成25年度県教育委員会調査)

(3) 運動部活動の適正な推進

大会開催補助、全国・関東大会派遣費補助、外部指導者の派遣(スポーツエキスパート事業・地域スポーツ人材の事業)、中学校・高等学校運動部活動指導資料の作成等を行っています。

2 課題

- (1) 生涯スポーツ、競技スポーツにつながる運動部活動の在り方を検討すること
- (2) 指導力やマネジメント力の向上を目指した研修機会を充実すること
- (3) 専門的な能力を持った外部人材を活用すること

3 取組の方向

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック開催決定によるスポーツへの関心の高まりを生かし、運動部活動の加入率向上に向けた取組を充実させます。特に、男子と比較して加入率が低い女子の運動部活動への参加機会を増やします。
- (2) 地域や保護者と連携し、各学校が運動部活動に関する学校の取組や各部の活動を評価し、改善していきます。
- (3) 指導者に対する研修等により、運動部活動に関する指導力や経営・調整能力の向上を図ります。また、この中で体罰の未然防止に向けた取組を充実させていきます。
- (4) 学校と地域のスポーツ指導者との連携を支援していきます。また、外部指導者一人ひとりの指導水準を高めていきます。

4 主な取組内容

- (1) 県中学校体育連盟及び県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟と連携し、生徒の運動部活動への参加機会を充実させていきます。
- (2) 複数校による合同実施やシーズン制等による複数種目実施等、運動部活動における先導的な取組を支援していきます。
- (3) 県内の学校体育団体が実施する開催事業や派遣事業に対し、共同主催者の立場から助成を行い事業推進の円滑化を図ります。
- (4) 部活動運営委員会（仮称）を各学校の校内組織に位置付けるよう促します。委員会には教職員、保護者、地域のスポーツ関係者、地域医療関係者等が入り、練習内容や練習時間、学校と保護者・地域との連携等について検討します。
- (5) 中・高校の指導者を対象に運動部活動の在り方や効果的な指導法について実技研修や講義等を行い、指導力の向上と運動部活動の活性化を図ります。
- (6) 中学校の運動部活動に対する専門的技術指導を必要とする市町村や県立高校に外部指導者を派遣し、生徒の多様な実技指導のニーズへの対応や顧問の指導力の向上を図ります。
- (7) 外部指導者には、技術面の指導だけでなく、生徒の人格形成に必要な規範意識や倫理観の育成に関する指導力、学校の方針への理解を有する者を委嘱します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 運動部活動への加入率	中(男) 86.7% 中(女) 64.6% 高(男) 63.8% 高(女) 30.7%	中(男) 90% 中(女) 70% 高(男) 70% 高(女) 40%
(2) 運動部活動における外部指導者の活用状況	中 63.9% 355名 高 70.0% 84名	中 75% 390名 高 75% 100名
(3) 運動部活動運営に関する校内組織(部活動運営委員会等)を設置している学校の割合	中 〔 H25の数値はH26 高 〕 に調査実施予定	中 100% 高 100%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 総合型地域スポーツクラブの設置・運営に対する支援、クラブマネージャーやスポーツ指導者の育成、スポーツに関する情報の収集・提供を行っています。【取組18再掲】
- (2) 東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした国際舞台や全国場で本県のスポーツ選手が活躍することを目指して、国民体育大会に参加する各競技団体及び高体連、中体連が行う強化事業に対して補助金等により、支援を行っています。
- (3) スポーツ振興条例の趣旨を踏まえ、スポーツ環境の整備に向けたスポーツ施設の計画的な整備を進めます。【取組18再掲】
(以上、スポーツ振興課)

4－⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する

取組 2 0	健康な体づくりを目指す健康教育・食育の推進
--------	-----------------------

【担当所属：健康体育課 総合教育センター】

1 現状

本県における平均寿命と健康寿命（※１）との差は、全国平均よりはよい状況にありますが、男性で８．３３年、女性で１０．６４年あります。

※１ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

(1) 健康教育

① 子どもの頃から望ましい生活習慣を培うための健康教育を推進することは、将来（成人期、高齢期等）における病気の発症を予防し、ひいては健康寿命の延伸につながるものです。学校・幼稚園においては、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮し、教育活動全体で健康教育に取り組んでいます。

② 幼児及び児童生徒の生活習慣病予防については、各学校における健康診断の結果や国の「学校保健統計調査」等を参考に学校医の指導の下、健康教育や個別指導を行っています。一方で、国の「学校保健統計調査」における本県の肥満傾向児の出現率は、ここ数年、全国平均を上回っています。

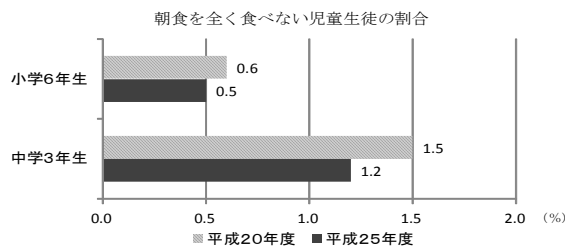
③ 児童生徒が薬物乱用防止や性に関する正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができるよう、薬物乱用防止教室、性・エイズ教育講演会を開催しています。
また、教職員を対象に薬物乱用防止や性・エイズ教育に関する指導者研修会を開催し、指導者としての資質向上を図っています。

(2) 食育

① 食に関する指導については、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の６つの観点から指導を行っています。さらに、本県の児童生徒の食生活課題の改善に向けて、学級活動や関連する教科等の授業の中で「朝食欠食の改善」「野菜嫌いの解消」等について指導しています。
平成１９年度からは栄養教諭を配置し、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行い、学校給食を効果的に活用した食に関する指導の充実に努めています。

また、食育推進連絡協議会を開催し、教職員の指導者としての資質向上を図っています。

i 朝食欠食状況



ii 栄養教諭の配置状況

平成19年度	平成25年度
6名	44名

iii 学校給食における県産食材使用割合

年度	基準	食材数ベース	重量ベース
平成24年度		26.0%	62.9%

② 幼児に対して、望ましい食習慣形成のために、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を高め、自ら進んで食べようとする気持ちが育つように指導を行っています。

(3) がん教育

平成２２年度に施行された「がん対策推進条例」の中で、がんに関する正しい理解及び関心を深めるための教育が示されていることから、がん教育を推進するために教職員を対象に研修会を開催し、がん教育に関する知識の普及と意識の向上を図っています。

2 課題

- (1) 幼児・児童生徒の健康課題を把握して効果的な健康教育を実施すること
- (2) 児童生徒が生活習慣病や喫煙、飲酒、薬物、性に関する正しい知識と判断力を身に付け、実践できるようにすること
- (3) 栄養教諭等を中核とした学校・幼稚園、家庭、地域の連携を図り食育を推進すること
- (4) 学校給食における地産地消を推進すること

3 取組の方向

- (1) 幼児及び児童生徒の生活習慣病予防について、各学校・幼稚園において健康診断の結果や、国の「学校保健統計調査」等を参考に保健指導を行います。
- (2) 児童生徒が薬物乱用防止や性に関する正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができるようにします。
- (3) 望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等を中核とし、学校・幼稚園、家庭、地域が連携した食育を推進します。
- (4) 教育活動全体で食育を推進できるよう、教職員の食育に関する指導力向上を図ります。
- (5) 児童生徒が、生産者や食に関わる活動に対する理解や感謝を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、学校給食に地場産物を活用する取組を促し、食に関する指導を充実させます。
- (6) がん教育が実施できるよう、教職員の資質向上を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 各学校が健康課題を把握しその課題に取り組むことを明確にした「学校保健計画」等を作成し、学校医の指導の下、健康教育や個別指導を行います。
- (2) 薬物乱用防止教室及び性・エイズ教育講演会を開催し、児童生徒への指導啓発を図ります。各学校に対しては、講師の情報提供等を行い、開催を指導していきます。
- (3) 栄養教諭等を中核とし、学校・幼稚園、家庭、地域が連携して食育を推進するための実践的な調査・研究を行うモデル地域を指定するとともに、その具体的な取組や指導方法を紹介する事例発表会を開催し、普及を図ります。
- (4) 食に関する指導の実施状況を把握し、食育推進上の課題改善に向けた資料を各学校や幼稚園等に提供します。また、各種研修会を通じて食育先進校の取組や国及び県の最新動向を伝達します。
- (5) 家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させます。【取組9再掲】
- (6) 栄養教諭等を対象に、郷土食や地場産物活用による指導内容の充実に関する研修会を実施するとともに、地場産物を活用した献立を提供する取組を各種機会を捉えて実施します。
- (7) がん教育に関する知識の普及と意識の向上を図るための研修会や事例発表会を開催します。また、各学校でがん教育を実施するための教材資料等を作成します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 薬物乱用防止教室を開催している公立小・中学校、県立高校（全日制）の割合	小 58.7% (H24) 中 94.6% (H24) 高 95.7% (H24)	全校種 100%
(2) 性・エイズ教育講演会を開催している公立小・中学校、県立高校（全日制）の割合	小 60.2% (H24) 中 55.4% (H24) 高 97.1% (H24)	全校種 100%
(3) 朝食を全く食べない小・中学生の割合	小6 0.5% 中3 1.2%	小6 0% 中3 0%
(4) 学校給食における県産食材使用割合（食材数ベース） （重量ベース）	26.0% (H24) 62.9% (H24)	30% 80%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 児童生徒や保護者を対象にタバコの健康影響について講習会を行い、喫煙防止の普及啓発に取り組んでいます。
- (2) 生命の成り立ちや尊厳、自他に対する思いやりを育むため、児童生徒とその保護者を対象に、助産師が講義を行っています。【取組13再掲】
- (3) エイズに対する正しい理解と望ましい行動選択をとることができるようにするため、高校生やその保護者を対象にエイズ講演会等を開催し、地域のエイズ対策に関わる普及啓発活動に取り組んでいます。（以上、保健予防課）
- (4) 家族がそろって食卓を囲むことの大切さを児童生徒と保護者へ普及啓発するため、市町村や学校等では各種便りや献立表での周知、取組強化週間等を行っています。（食品安全課）
- (5) 「現任保育士」等研修の中で給食担当者への研修会を行い、幼児向けの食育を促しています。（子育て支援課）
- (6) 中学校等で薬物乱用防止教室を開催し、薬物の怖さについても重点的に説明を行っています。【取組16再掲】（薬務課）
- (7) 県内産米粉を使用した米粉パンを学校給食で提供しやすくするため、小麦粉パンとの価格差の一部を補助しています。（蚕糸園芸課）

4－⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する

取組 2 1	感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理
--------	----------------------------------

【担当所属：健康体育課 総合教育センター】

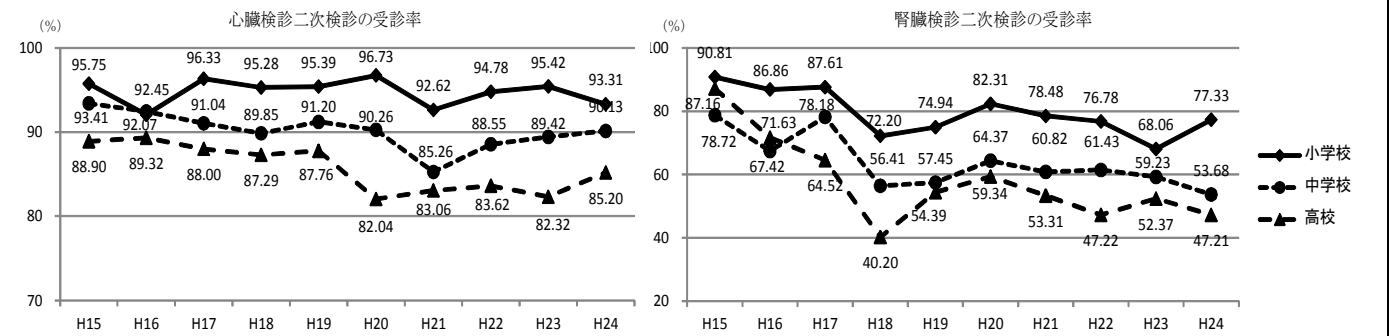
1 現状

(1) 健康診断の状況

児童生徒の健康増進を図り、健康で快適な学校生活を送るために、健康診断を適正に実施し、その結果を基に健康課題を把握し、解決していくことが重要です。

児童生徒の健康診断は保健管理の中核として実施していますが、その中で心臓、腎臓検診の二次検診では未受診者が増えてきています。

突然死や将来の重症化に結び付くおそれもあるため、受診を推進する取組が必要です。



(2) 感染症への対応

インフルエンザや麻疹等の感染症については、日頃から予防に努めるとともに、発症があった場合には感染拡大を防止するための初期対応が重要です。

通知や研修会等を通じて予防の指導を行っており、また、欠席者（出席停止）が出た場合には速やかに「感染症情報収集システム」に入力して、関係機関において情報を共有し、初期対応に努めています。

(3) 食物アレルギーへの対応

近年、食物アレルギーを有する児童生徒の数が増えています。食物アレルギー対応については、教職員が正しい知識を持ち、「学校生活管理指導表」を基に情報共有するとともに、緊急時に適切に対応できる体制づくり等が必要です。そのようなことから「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、学校や幼稚園における活用を推進しています。

＜平成25年度の公立学校の状況＞

学校種	在籍者数	アレルギー疾患	内 訳 注1		エピソード 注3
			食物アレルギー	アナフィラキシー 注2	
幼稚園	5,880人	1,025人 (17.4%)	297人	30人	8人
小学校	108,548人	34,463人 (31.7%)	5,608人	449人	125人
中学校	56,712人	18,138人 (32.0%)	2,577人	175人	42人
高校	39,347人	12,981人 (33.0%)	1,805人	121人	19人
特別支援	1,724人	526人 (30.5%)	94人	11人	1人

注1) 内訳のうち、両方の症状を持つ児童生徒は、それぞれ計上している。

注2) 短時間のうちに全身にアレルギー症状が出る反応のこと

注3) アナフィラキシーに対する緊急補助治療薬のこと

(4) 感染症やアレルギー疾患等に関する研修会

教職員に対する研修会を開催し、知識の向上や適正な対応方法の啓発を図っています。

2 課題

- (1) 心臓・腎臓の精密検査の未受診を解消すること
- (2) 感染症やアレルギー疾患等に適切に対応すること

3 取組の方向

- (1) 心臓、腎臓の疾患は突然死や将来の重症化に結び付くおそれもあることから、二次検診の学校における未受診を解消します。
- (2) インフルエンザや麻しん等の感染拡大を防ぐための初期対応に努めます。
- (3) 幼児児童生徒のアレルギー疾患に適切に対応します。特に、食物アレルギーについては、「食物アレルギー対応マニュアル」の学校における活用を推進します。
- (4) 感染症やアレルギー疾患等に関する教職員の資質向上を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 心臓、腎臓の二次検診の未受診の理由を把握します。また、教職員に対して研修会等を通じ二次検診の重要性を認識させるとともに保護者の理解と協力を得ることについて指導していきます。
- (2) インフルエンザや麻しん等の感染症予防について、通知や研修会等を通じ学校へ指導を行います。また、欠席者（出席停止）が出た場合には、速やかに「感染症情報収集システム」に入力して、関係機関において情報を共有し、感染拡大させないための初期対応に努めます。
- (3) 幼児児童生徒のアレルギー疾患については、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」により、学校医や園医の指導の下、適切に対応するよう指導します。
- (4) 特に食物アレルギーについては、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき「校内食物アレルギー対策委員会」を設置し、各学校・幼稚園の状況にあった食物アレルギー対応マニュアルを作成するよう指導します。
- (5) 教職員に対する感染症やアレルギー疾患等に関する研修会を開催します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 公立学校における心臓検診の二次検診の受診率	小 93.31% (H24) 中 90.13% (H24) 高 85.20% (H24)	全校種 100%
(2) 公立学校における腎臓検診の二次検診の受診率	小 77.33% (H24) 中 53.68% (H24) 高 47.21% (H24)	全校種 100%
(3) 公立学校における「校内食物アレルギー対策委員会」の設置状況	小 59.3 % 中 62.3 % 高 22.8 %	全校種 100%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 「現任保育士」等研修の中で「保育所におけるアレルギー疾患への対応」に関する研修を行い、幼児へのアレルギー対応に関する保育士の資質向上を図っています。
- (2) 幼児の健康を守る活動支援の一つとして保育園サーベイランス（感染症早期探知システム）の導入を県内保育所に推進しています。

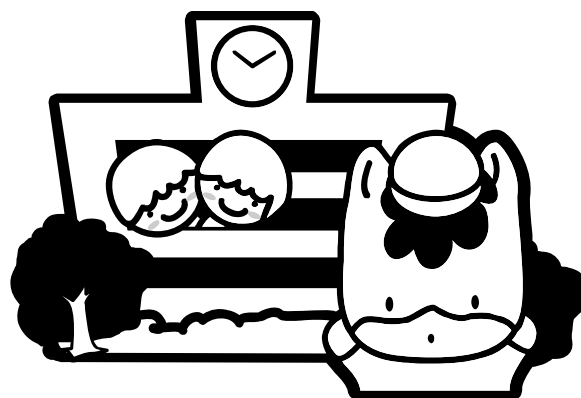
（以上、子育て支援課）

基本施策 5 信頼される学校づくり

教員の指導力や新たな課題への対応力を高めるとともに、相互に高め合う職場づくりを推進します。また、退職者の急増に備えて、ミドルリーダー等を育成します。

さらに、支え合う共生社会の構築に向けて、障害のある子とない子の交流及び共同学習を推進します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中・高校における特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実や特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化への対応を図ります。

また、開かれた学校づくりや各学校の特性を生かした教育を推進するとともに、建学の精神に基づく特色ある私立学校教育の振興を図ります。



5-⑩ 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する

取組 2 2	大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上
--------	-------------------------------

【担当所属：総合教育センター 学校人事課】

1 現状

群馬県の教員の年齢構成は50歳代が多く、平成25年度現在48歳から58歳の各年齢で400名を超えており、今後10年間は教員が大量に退職する時期を迎えます。

(1) 教員の指導力の向上

教員の指導力の向上を実現するために、教員のライフステージに応じて研修を体系化した「ぐんま教職員ステージアップシステム」に基づき各種研修や教育研修員研修を行っています。

また、各種教育関係資料の収集や提供、学校における研修の支援を行っています。

① 研修講座

経験年数や職種・職務に応じた研修や教科・科目等に係る研修講座を実施しています。

＜平成24年度実績＞

区 分	研修講座数（講座）	開催日数（日）	延べ受講者数（人）
初任者・経験者研修	22	193	12,941
指定研修	29	82	3,758
希望研修	35	143	1,518
公開講座	7	9	522
合 計	93	427	18,739

② 教育研修員研修

教育の課題の解決に向けた研究、授業力の向上を目指した研究、民間企業等での研修を行います。

＜平成25年度実績＞

研修区分		研修員数（人）
長期研修	総合教育センターでの1年間の研修	30
長期社会体験研修	民間企業等での1年間の研修	5
特別研修	総合教育センターでの25日間の研修	65

(2) ミドルリーダーの育成

各種研修においてミドルリーダーとして求められる資質の向上を図る内容を充実させています。

① ミドルリーダー研修

学校を組織的に運営し、学校の教育目標の実現や課題解決を推進する資質・能力の向上を図ります。

② 経験者研修

経験年数に応じた研修を通して、中堅教員としての資質向上を図ります。

③ 主事・主任研修

職務に応じた研修を通して、学校を組織的に運営するためのマネジメント能力の向上を図ります。

④ 教育研修員研修

長期研修や長期社会体験研修、特別研修により、総合教育センターでの研修等を通して、優れた識見と指導力を身に付けた教育活動の推進者を育成します。

2 課題

(1) 教科及び教育活動全体に係る教員の指導力を向上すること

(2) 教員の大量退職を迎えることによる指導力低下に対し、特に中堅、若手教員の資質向上等を図ること

3 取組の方向

- (1) 教員の指導力の向上を図るために、「ぐんま教職員ステージアップシステム」に基づき、教職員研修の充実に努めます。
- (2) 若手教員の研修を体系化し、指導力の向上を図ります
- (3) 教育研修員研修を通して、群馬県教育活動の推進者を育成します。
- (4) ミドルリーダーの育成及び資質向上に努めます。
- (5) 目的を明確にした人事異動を積極的に推進し、学校組織を活性化させるとともに、個々の教員の指導力の向上を図ります。
- (6) 人事評価制度の適正な運用を通して、個々の教員の職能成長を促します。

4 主な取組内容

- (1) 研修講座において、グループ協議や参加体験型研修を取り入れた双方向型の研修により、課題探究型の学習、協働的な学び等の新しい学びを展開できる教員の育成に努めます。
- (2) 初任者、3年目、5年目の研修や長期研修等の充実に努めます。
- (3) 「ミドルリーダー研修」を継続して実施し、県内全学校におけるミドルリーダーの資質向上を図ります。
- (4) 接遇や外部へのマナー、身だしなみ等に関する教員全体の資質の向上を図ります。
- (5) 中堅教員交流を中心に、目的を明確にした教育事務所間及び市町村間の人事異動を計画的に推進し、若手教員の指導力向上や中堅教員の学校経営に係る職能成長を図ります。
- (6) 人事異動により学校組織の活性化を推進し、個々の教員の指導力向上を促す職場環境づくりを図ります。
- (7) 管理職研修や評価者研修会等において、人事評価制度の理解と活用を推進し、教職員の資質能力の向上を図ります。
- (8) 各学校における若手教員や中堅教員に対するベテラン教員からの指導・助言等を促すことや校内研修の充実に努め、教員全体の指導力向上につなげます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 研修講座等における参加体験型研修の割合	45%	60%
(2) 研修講座における若手教員と中堅教員が学び合う機会の拡充	初任者と10年目経験者研修員の交流	すべての経験者研修相互において実施

《コラム》

「教員」は「将来になりたい職業」？

国では、あるべき教員像を「教職に対する強い情熱」「教育の専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」をもつ者と明示していますが、児童生徒は、実際の教員に対してどんなイメージを持っているのでしょうか。一例として、幼児から小学校6年生までを対象に「大人になったらやりたいもの」を聞いた民間の調査によると、「学校の先生」は、女子では平成元年度の調査開始から毎年上位にあるものの平成24年度はトップ5に入りませんでした。また、男子では平成23年度、24年度と2年連続で10位以下となっています。児童生徒にとって身近にいる大人のひとりである教員が「将来になりたい職業」として意識されるような魅力ある姿を見せていけるよう取り組んでいく必要があります。

取組 2 3

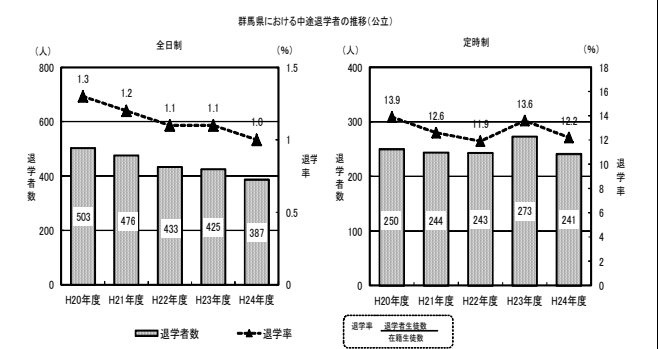
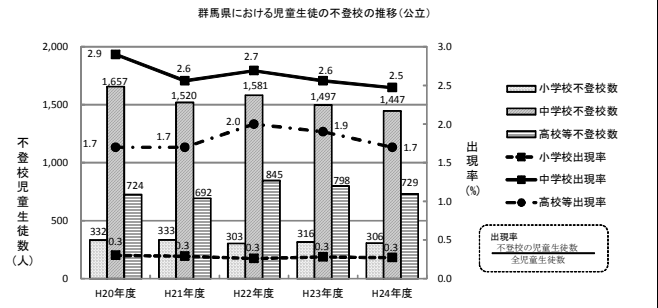
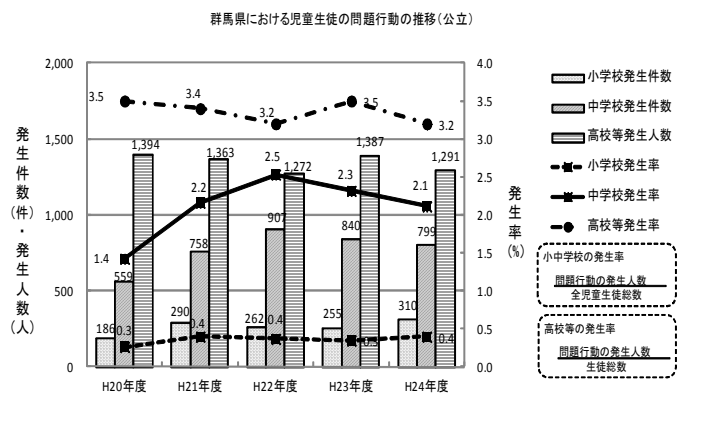
児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした新たな課題への対応力の向上

【担当所属：義務教育課 高校教育課 特別支援教室 総合教育センター】

1 現状

本県の不登校の状況は、中学校で大きく増える傾向にあります。また、問題行動についても、中学校で急激に増加し、高校でさらに増加する傾向にあります。

公立高校の中途退学者の状況は、全日制は減少傾向にあります。定時制では増減を繰り返しています。平成24年は全日制で1.0%、定時制で12.2%の生徒が中途退学しています。



- (1) スクールカウンセラーの配置の充実
- 現在の子どもたちの課題として、生活体験の不足、人間関係の希薄化、集団のために働く意欲や生活上の諸問題を話し合っ解決する力の不足、規範意識の低下、指示待ち、利己的等が挙げられています。また、通常の学級においても、知的発達に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難を抱える児童生徒等が見られます。「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要としている児童生徒に関する調査」(平成24年文部科学省)では、そうした状況の児童生徒が6.5%いると推定されています。
- すべての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育てるためには、日常的な活動に丁寧に取り組むことのできる計画的な学級経営が必要で、児童生徒同士の認め合いを基盤とした人間関係づくりが欠かせません。
- また、不登校や問題行動を減らすためには、日頃の児童生徒の変化を教職員が見守り、必要に応じて専門家から助言を受けて対応することが必要です。群馬県では、小学校は平成25年度から、中学校は平成19年度から、県立高校は平成24年度からスクールカウンセラーを全校に配置しています。
- (2) すべての教員の特別支援教育に関する専門性の向上
- 通常の学級においても発達障害等のある児童生徒が見られることから、本県では、「群馬県特別支援教育推進計画」の基本目標の一つに「教職員や学校の専門性向上の実現」を掲げ、「公立学校における教員の特別支援教育研修受講率を平成29年度に100%」にするとの目標を定めました。すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識と技能を身に付けられるように、発達障害等に関する研修を初任者研修や経験年数に応じた研修、新任の管理職や教務主任、生徒指導主事の研修の中で実施しています。

2 課題

- (1) 多様化・複雑化した問題行動への対応や不登校・中途退学等を防ぐための取組を一層進めること
- (2) スクールカウンセラーと連携し、児童生徒の心の発達段階に応じた教職員の対応力を向上すること
- (3) 児童生徒の自ら正しく判断し行動できる力の育成に向けた、授業及び特別活動等における工夫・改善を継続すること
- (4) すべての教員が特別な支援を必要とする児童生徒の理解と必要な指導力を高めること

3 取組の方向

- (1) 教育活動の中で、児童生徒が主体となる活動を積極的に行い、問題を発見する力や問題を解決する力の育成を図ります。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じた学校全体及び個々の教職員の指導力を向上します。
- (3) スクールカウンセラーが相談活動をしやすい環境整備を進めるとともに、スクールカウンセラーと連携して、発達段階に応じた教員の指導力を充実します。
- (4) 多様化・複雑化した問題行動への対応や中途退学等を防ぐため、教育相談を含めた具体的な方策を検討、実施します。
- (5) すべての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導ができるよう専門性を高めます。

4 主な取組内容

- (1) 児童生徒に望ましい人間関係を築く態度及び集団や社会の一員として参画する態度を身に付けさせ、自治的能力を育成します。
- (2) 学校に配置されている様々な立場の教職員の役割を明確にし、教頭や生徒指導主事等のコーディネーター役の教職員が学校組織をうまく活用できるように支援します。
- (3) 児童生徒の実態に応じた指導に関する研修資料をWebページで提供することにより、各学校の校内研修を充実します。
- (4) スクールカウンセラーが積極的に授業参観やグループ面談、校内研修へ参加することにより、十分な機能発揮を図るとともに、教職員への効果的なアドバイスによる教職員の教育相談技術や特別な支援を必要とする児童生徒の理解の向上を図ります。
- (5) 生徒指導に当たるため特別に配置する教員や生徒指導担当嘱託員、市町村費相談員の役割を明確化して一層の連携を図るなど、問題行動等への対応を充実させます。
- (6) 発達障害のある生徒等への適切な指導ができるように教員研修等を実施します。
 - ① 特別支援教育の専門性を向上させるため、経験年数に応じた研修、指定研修における研修内容を体系的に整備し充実します。
 - ② 特別支援教育の視点を取り入れた具体的な授業実践、一人ひとりに配慮した授業づくり、全校での共通理解に生かす「個別の指導計画」を充実させる研修を行います。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 公立学校における教員の特別支援教育研修受講率	82.6%(H23)	100%(H29) ※ 群馬県特別支援教育推進計画における最終目標年
(2) 「普段の授業では、学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていると思う」と回答した小・中学生の割合	小 79.8% 中 69.5%	小 100% 中 100%
(3) 不登校の児童生徒数	小 306人(H24) 中 1,447人(H24) 高 729人(H24)	小 200人以下 中 1,100人以下 高 600人以下

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者やその家族が、様々な支援を受けながら自ら動き出せるよう、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更正保護等の関係機関によるネットワークである「群馬県子ども・若者支援協議会」を設置しています。【取組1再掲】 (少子化対策・青少年課)

取組 2 4	教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康管理
--------	---------------------------

【担当所属：学校人事課 福利課】

1 現状

(1) 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備

- ① 教員の多忙な現状
教育に対する要望が多様化・複雑化し、新たな学校課題が増えていく中、教員は、児童生徒の健全育成のため、学習指導や生徒指導以外にも、各種会議や研修会の資料準備、通信等の作成、部活動指導等、日々、多岐にわたって取り組んでいます。
- ② 同僚性の希薄化
学校は一つの組織体であるという認識が弱くなっている傾向があったり、児童生徒数の減少による学校の小規模化を背景に、同じ学年の教員が学び合うなどの同僚性が十分に発揮されていないという指摘があります。
- ③ 教職員のメンタルヘルスケア
多忙な現状から精神的な負担感を抱える教職員も少なくない中、教職員が笑顔で元気に児童生徒と触れ合えるよう、教職員同士が悩みや不安を気軽に相談したり共有したりできる職場環境づくりを推進しています。
- ④ 効率化に向けての取組
現在、県教育委員会では、教材研究や児童生徒に寄り添う時間を確保するため、次のような取組を行っています。
 - ・校務のIT化を進め、打合せの縮減や文書作成において効率化を図っています。
 - ・時間的なゆとりを生み出すために、会議や研修、調査等の見直しを行っています。
 - ・他の教員への指導助言等、本来の職務に専念できるよう、教務主任の指導時数を軽減しています。

教務主任の週当たりの平均指導時間	小学校…15.4時間（24.9時間）
	中学校…13.8時間（19.1時間）
※H25実績（ ）内は教務主任以外の週当たりの指導時間の平均	

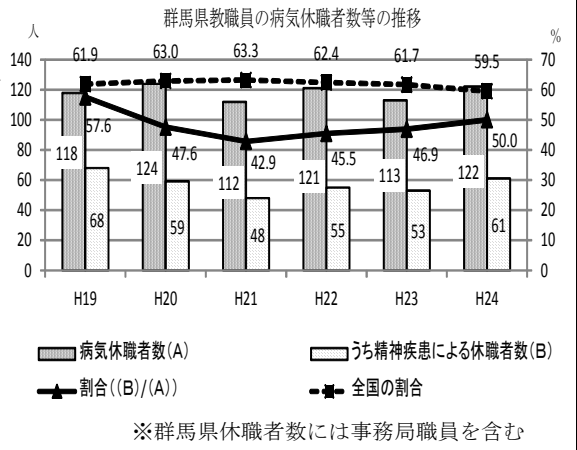
- ⑤ 学校におけるハラスメント
教職員の不適切な発言や行為により児童生徒・保護者や他の教職員の尊厳や人格を侵害することがないように、未然防止のための取組に努めています。

(2) 教職員の健康管理

教職員の心身の健康の保持は、教育活動全般に直結するものですが、社会や家庭を取り巻く環境が変化していく中で、業務の多忙化やストレスの増加等により、心身の健康に不調をきたす教職員は毎年100人を超える状況が続いています。

特に精神疾患に関しては、本県の教職員の病気休職者に占める精神疾患による休職者の割合でみると、ここ数年は40%～50%で推移しており、全国の教員の状況（約60%）と比較すると低いものの、深刻な状況が続いています。

また、本県教職員の過去10年間における現職死亡の死因の第1位は悪性腫瘍であり、疾病別休職者数の割合をみても、精神疾患によるものに次いで第2位となっていることから、教職員のがん予防及び早期発見のため、がん検診の受診率向上に向けた取組がより強く求められる状況となっています。



(3) 教職員の服務規律確保

教職員による体罰について平成24年度に調査した結果、本県においても多くの体罰が発生していた事実が明らかになりました。さらに、教職員による不祥事も相次いで発生しており、県民の学校教育に対する信用が揺らいでいる状況となっています。

こうしたことから、服務規律確保の徹底を一層図るため、各学校において、自校の課題を全教職員で分析して課題に応じた具体的な行動を行うための「教職員の服務規律のための行動計画」を作成・実行させ、校長が随時実施状況を把握し、定期的に点検するなどの取組を行っています。

2 課題

- (1) 働きやすい職場環境づくりを進めること
- (2) 教職員の心身の健康を保持すること
- (3) 教育職員としての使命感や倫理観を高め、服務規律の確保を徹底すること

3 取組の方向

- (1) 学校の組織運営体制の充実を図り、学校経営上の課題等にチームとして対応できるようにします。
- (2) 教職員同士のコミュニケーションを図る機会を増やし、悩みや不安等を率直に話せる職場環境づくりを推進します。
- (3) 質の高い教育活動や適正な職務遂行を図るために、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠であるとの観点に立ち、総労働時間の短縮に努めます。
- (4) 教職員の心身の健康を保持・増進し、メンタルヘルス不調を回避するとともに、不調に陥った教職員については、早期発見、早期治療等の適切な措置が受けられるようにします。また、病気休暇・休職となった教職員については、円滑な職場復帰と再発予防が図られるよう支援します。
- (5) 健康診断を的確に行い、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
- (6) 教職員一人ひとりが教育公務員としての使命を再認識し、県民に信頼される教職員となるよう服務規律確保の徹底に向けた取組を推進します。

4 主な取組内容

- (1) 学級経営や学習指導等についての悩みや不安を互いに共有し、解決に向けて助言し合えるよう、学年会や教科部会等の活性化を図ります。
- (2) 教務主任の週当たりの指導時間を引き続き軽減し、教職員への助言や各分掌の調整等、本来の職務に専念できるようにします。
- (3) 「新たな職」（主幹教諭や指導教諭等）について、国の動向や他県における成果と課題等の情報収集に努め、引き続き研究します。
- (4) 「勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」に基づき、管理職研修等で休暇の取得促進や学校運営の改善について指導します。
- (5) 学校におけるハラスメント防止に向けての取組を進めるとともに、県教育委員会に相談窓口を引き続き設置します。
- (6) 学校保健安全法及び労働安全衛生法等に基づき教職員の健康診断を的確に実施するとともに、公立学校共済組合や群馬県教職員互助会とも連携して、教職員の健康管理を行います。
- (7) 定期健康診断、がん検診、人間ドック（がん検診を含む。）や健康診断等の事後措置・保健指導、特定健診・特定保健指導を行います。
- (8) 生活習慣改善に向けた特定保健指導の利用率やがん予防及び早期発見のためのがん検診の受診率を向上させます。
- (9) メンタルヘルス対策については、「心の健康づくり計画」に基づいて、関係機関との連携の下、メンタルヘルスチェック、各種メンタルヘルス研修、カウンセリングや相談事業、健康読本配布による健康情報の提供等、体系的な取組を実施します。また、同様の取組が市町村等教育委員会にも波及するよう支援します。
- (10) 職場復帰支援については、メンタルヘルス不調により病気休職を命ぜられ又は病気休暇を取得した教職員を対象として、関連要綱・要領に基づき、円滑な職場復帰と再発予防を念頭に置いて、関係機関と連携して適切に実施します。
- (11) 教職員の不祥事未然防止のための注意喚起を行うとともに、自校の課題を全教職員で分析し、課題に応じた具体的な行動を行うための「教職員の服務規律のための行動計画」を作成・実行します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 学校の教育目標やその達成に向けた方策について、全教職員の間で共有し、取組に当たっている小・中学校の割合	「よくしている」 59.8%	「よくしている」 100%
(2) 公立学校教員の病気休職者に占める精神疾患による休職者の割合	48.6% (H24) (全国の割合59.5%)	全国の割合以下

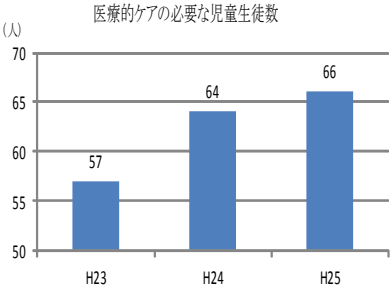
5－⑪ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

取組 2 5	障害の重度・重複化、多様化への対応と障害のある子とない子の交流や共同学習の推進
--------	---

【担当所属：特別支援教育室】

1 現状

- (1) 県立特別支援学校の医療的ケア（痰の吸引、経管栄養等）の対象となる児童生徒数は増加傾向にあります。
- (2) 重複障害のある児童生徒は、平成23年度～25年度は特別支援学校の全児童生徒数のおよそ30%となっています。
- (3) 発達障害等の多様な障害に応じた特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実が必要となっています。
- (4) 一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応する指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ「個別の指導計画」を作成しています。
- (5) 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを正確に把握し、教育、福祉、保健・医療、労働等の関係機関との連携を図り、乳幼児から学校卒業後までの長期的な視点から、教育支援を行うための「個別の教育支援計画」を策定しています。
- (6) 教育事務所ごとに特別支援地域連携協議会を開催し、事務所管内の教育、福祉、保健・医療等の連携体制の構築に努めています。
- (7) 平成21～23年度に2市4町を指定して、各種の相談・支援の内容とその結果、子どもや保護者のニーズ等を記録していく相談支援ファイルの作成・活用や早期からの支援体制の構築に努めました。相談支援ファイルについては、関係機関が継続的に活用することや他地域での仕組みづくりが課題となっています。
- (8) 交流及び共同学習の推進では、特別支援学級と通常の学級との交流【学級間交流】、特別支援学校と小・中・高校との交流【学校間交流】、特別支援学校と地域の人々との活動【地域交流】、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流【居住地校交流】を進めています。
- (9) 特別支援学校高等部の生徒は、高等学校総合文化祭、産業教育フェア、高等学校総合体育大会等に積極的に参加し、高校生と交流を深めています。
- (10) 知的特別支援学校高等部へ入学を希望する生徒数については、増加とともに地域的な偏在も見られます。



交流及び共同学習の授業風景

＜県内特別支援学校の児童生徒数の状況＞

(各年度5月1日現在、単位：人)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	増加率 (25/20年度)
児童生徒数	1,860	1,985	2,045	2,080	2,098	2,121	114.0%
うち知的特別支援学校在籍	1,346	1,461	1,531	1,559	1,598	1,624	120.0%
うち高等部在籍	642	725	773	795	819	809	126.0%

- (11) 特別支援学校の未設置地域への整備や市立特別支援学校の県立移管等を進めています。

2 課題

- (1) 各学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画を充実させること
- (2) 各学校における特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解促進、体制整備及び指導の充実を進めること
- (3) 特別な支援を必要とする子どもをより早期から支援する仕組みを整えること
- (4) 特別な支援を必要とする児童生徒の交流及び共同学習を進める取組を充実させること
- (5) 障害のある児童生徒が、より身近な地域に通学できる体制づくりを進めること

3 取組の方向

- (1) 一人ひとりの子どもに対する指導及び支援の充実を図ります。
- (2) 医療的ケアの必要な児童生徒が安全かつ安心して学べる教育環境を整えます。
- (3) 教育、福祉、保健・医療等の各部局間の連携を図り、相談支援ファイルの活用を進めます。
- (4) 共生社会構築に向け、障害のある子とない子の交流及び共同学習を組織的、計画的に進め、相互理解を促進します。
- (5) すべての教員が特別支援教育の理念を理解し、発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応ができるよう専門性を高めます。

【取組23再掲】

- (6) 市立特別支援学校の県立移管に向けて取り組むほか、県立特別支援学校の再編整備を計画的に進めます。
- (7) 高等部の配置について、今後の高等部への進学者数の増減、地域的なバランス、高校における特別支援教育の推進施策を考慮して検討します。

4 主な取組内容

- (1) 個別の指導計画を活用した授業づくりを進め、どの子にもわかりやすい授業を推進します。
- (2) 個別の教育支援計画の作成、活用を推進し、学校間の引継ぎや関係機関との連携を図ります。
- (3) 医療的ケアの必要な児童生徒の在籍する学校への看護師等の派遣に努めます。
- (4) 教育事務所ごとの「特別支援地域連携協議会」を充実させ、教育、福祉、保健・医療等の関係機関の連携を充実します。
- (5) 相談支援ファイルの作成・活用とその成果の周知を図り、普及に努めます。
- (6) 交流や共同学習を推進するに当たっては、実践例の周知等、小・中学校への理解啓発を図り、積極的な交流を通して障害者理解を深めます。
- (7) 特別な支援の必要な児童生徒の居住する地域の小・中学校との交流を積極的に進めることについて理解啓発を進め、充実・拡大します。
- (8) 発達障害のある生徒等への適切な指導ができるように教員研修等を実施します。【取組23再掲】
 - ① 特別支援教育の専門性を向上させるため、経験年数に応じた研修、指定研修における研修内容を体系的に整備し充実します。
 - ② 特別支援教育の視点を取り入れた具体的な授業実践、一人ひとりに配慮した授業づくり、全校での共通理解に生かす「個別の指導計画」を充実させる研修を行います。
- (9) 特別支援学校未設置地域を解消するとともに、市立特別支援学校の県立移管を推進します。
- (10) 知的特別支援学校高等部の施設整備及び入学者選抜方法の見直し等を検討します。
- (11) 高等特別支援学校と小・中学部を置く特別支援学校との一体化等、地域における一貫した教育体制の在り方について検討します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流を行う率【居住地校交流】	19.0%(H24)	50%
(2) 特別支援学校と小・中・高校との交流【学校間交流】	9.8回/校(H24)	12回/校
(3) 特別支援学校と地域の人々との活動【地域交流】	14.1回/校(H24)	18回/校

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 発達障害等のある子やその保護者を対象とした個別・巡回相談、早期療育のほか、支援施策の検討や支援者養成研修等を行っています。(障害政策課)

5－⑪ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

取組 2 6	特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実
--------	-------------------------------------

【担当所属：特別支援教育室】

1 現状

- (1) 文部科学省の全国調査結果（平成23年度実施）によると小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%でした。
- (2) 各幼・小・中・高校には、特別支援教育に関する校内委員会が置かれています。（平成24年度平均設置率は99.5%）、また、特別支援学校や関係機関と校内との調整を行う担当教員を全学校で定めています。（校内コーディネーター）
- (3) 特別支援学校は、在籍する幼児児童生徒の教育だけでなく、幼・小・中・高校等の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の教育に関し必要な助言や援助を行う特別支援教育のセンター的機能を有しており、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが連絡調整の役割を果たしています。
 - ① 特別な支援を必要とする児童生徒の見方、指導方法・評価への助言
 - ② 諸検査や実態把握の工夫
 - ③ 教育課程編成や授業づくりのための助言・援助
 - ④ 校内研修の講師や校内体制整備の助言
 - ⑤ 教育・保健・福祉等の関係機関との連携 など
- (4) 県立特別支援学校のコーディネーターによる相談件数は4,632件（平成24年度）となっています。
- (5) 相談機能の充実のために、県立特別支援学校のコーディネーターとは別に各教育事務所に専門相談員を配置しています。専門相談員の相談件数は3,714件（平成24年度）となっています。
- (6) コーディネーターや専門相談員の相談内容は、特別な支援が必要な幼児児童生徒のニーズや行動の理解の仕方、授業におけるわかりやすい指示や教材の工夫、保護者との連携の仕方、校内支援体制の整備等、多岐にわたっており、必要に応じて児童相談所、発達障害者支援センター等と連携して相談支援を行っています。
- (7) 高校に対して県立高等特別支援学校が中心になって相談支援を行っています。また高等学校特別支援教育支援員を高校1校に1名配置し、生徒への効果的な支援の在り方を研究しています。（H24、25）
- (8) 特別支援学校の未設置地域への設置を進めており、センター的機能の発揮により、地域の相談支援の充実を図っています。
 - ・ H 2 5 みやま養護学校富岡分校
 - ・ H 2 6 みやま養護学校藤岡分校
 - ・ H 2 7（予定） 榛名養護学校吾妻分校（仮称）

2 課題

- (1) 各特別支援学校のセンター的機能の充実等により、幼・小・中・高校の特別支援教育に関する校内体制を一層充実すること
- (2) 教育以外も含めた関係機関が有する専門性や特徴を生かす連携・協力体制を一層充実すること
- (3) 特別支援教育を必要とする子どもをより早期に救いあげるシステムを整えること

3 取組の方向

- (1) 特別支援学校のセンター的機能を充実させて、保育所、幼稚園、各学校が相談しやすく、支援を受けやすい状況を作ります。
- (2) 各学校等の特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。
- (3) 各学校における特別な支援を必要とする生徒への指導の充実を図ります。特に、高校における指導の充実を図ります。
- (4) 教育、福祉、保健・医療等の各部局間の連携を図り、相談支援ファイルを活用して早期からの相談支援体制を充実させます。【取組25再掲】

4 主な取組内容

- (1) 中部、西部、北部、東部の4つのエリアで特別支援学校の専門アドバイザー（※1）が中心になってネットワークを作り、地域ごとに相談しやすく支援を受けやすい状況を作ります。
- (2) 校内委員会等の設置及び活性化について、小学校又は中学校のモデル校を指定して実践の成果を周知します。
- (3) 特別支援学校のセンター的機能を活用し、各学校における個別の教育支援計画の作成・活用を充実させ、特別な支援の必要な幼児児童生徒への教員の指導力の向上を図ります。また、特に高校において、個別の指導計画に合わせて、特別な支援を必要とする生徒に対する授業や進路指導の充実を図ります。
- (4) 相談支援ファイルの活用について周知し、関係機関と連携して、早期からの相談支援体制を充実させます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校からの特別支援学校への相談件数	4,632件(H24)	6,000件
(2) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校からの教育事務所専門相談員への相談件数	3,714件(H24)	4,000件

※1 専門アドバイザー：平成25年度まで「特別支援教育コーディネーター」と称していましたが、各学校の教職員を充てている校内コーディネーターとの混同を避けるため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、平成26年度から「専門アドバイザー」に名称を改めました（「1 現状」参照）。

《コラム》

特別支援教育の理念

国では「特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための、適切な指導及び支援を行うもの」としています。これを踏まえ、本県では、障害のある幼児児童生徒に限らず、学習上、行動上に困難を抱えるすべての幼児児童生徒を対象に、県内のすべての学校で、一人ひとりの多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育を行うこととしてとらえ、障害のある子ども等への教育にとどまらず、すべての子どもの教育の充実につながることを理念としています。

取組 27 家庭や地域の意見を生かした開かれた学校づくり

【担当所属：義務教育課 高校教育課 特別支援教育室】

1 現状

学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって児童生徒の健やかな成長を担っていくため、各学校において、信頼される学校を目指した「地域に開かれた学校づくり」、地域の実情等を踏まえた「特色ある学校づくり」を進めています。

(1) 小・中学校

① 学校評議員制度の導入

校長が、学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方等に関し、保護者や地域住民の意見を聞くとともに、その理解や協力を得て、特色ある教育活動を展開していくため、平成12年度から実施しています。本県ではほぼすべての小・中学校で学校評議員制度を導入し、学校運営の改善・充実を図っています。

② 学校評価の実施

教育活動やその他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況等を評価することにより、学校として、組織的・継続的な改善を進めています。本県では平成16年に「群馬県学校評価システム」を策定し、学校評価を実施してきています。（システムは、国の法制化等の動きを受け、平成20年度に改正しています。）

平成23年度の調査では、ほとんどの学校が、評価の効果を感じていますが、「大いに効果があった」と回答した小学校は14%、中学校では18%にとどまっています。

＜自己評価の効果 学校評価等実施状況調査（平成23年度）より＞

学校種	小学校		中学校	
項 目	A	B	A	B
教育活動・学校運営の改善	99%	14%	99%	18%

A：「大いに効果があった」「ある程度効果がかった」の計、B：「大いに効果があった」のみ

③ コミュニティ・スクール

保護者や地域住民の代表からなる学校運営協議会を設置した学校のことで、学校運営協議会には、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動等について意見を述べたりする一定の権限と責任が与えられています。県内では、平成25年4月1日現在で、小学校6校、中学校2校が指定されています。

(2) 高等学校

① 学校評議員制度の導入

すべての県立高校で学校評議員制度を導入しています。学校評議員会では、学校運営についての適切な助言等をいただき、学校運営の改善・充実に効果を上げています。

② 学校評価の実施

平成22年度から、すべての県立高校で自己評価及び学校関係者評価を実施・公表し、学校運営の改善・充実に生かしています。

(3) 特別支援学校

「県立特別支援学校における学校評価実施要項」を作成して、学校関係者評価委員会の設置運営を明確にし、学校関係者評価委員会の設置に当たっては学校評議員会を活用しています。

委員会では、個別の指導計画・教育支援計画の活用、交流及び共同学習の推進、進路指導・就業体験、学校の災害への対応、地域への情報発信等に関する意見をいただき、学校運営に生かしています。

2 課題

- (1) 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりに、学校評価・学校評議員制度、PTAとの連携等を一層生かしていくこと
- (2) 開かれた学校づくりの一環として、コミュニティ・スクールの推進について検討すること（小中学校）
- (3) 群馬県学校評価システムをより一層活用すること

3 取組の方向

- (1) 学校評価や学校評議員制度等を活用して、学校、家庭及び地域社会が一体となった学校づくりを推進します。
- (2) 学校関係者評価委員会の意見を基に具体的な取組に関する評価項目を設定して学校運営の充実を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 学校評議員の構成や会議の運営方法等の見直しを行い、学校運営に対し多様な視点からの助言等を得られるように努めます。
- (2) 特別支援学校では、学校評議員として地域住民、保護者及び障害福祉サービス事業所関係者等から学校運営について広く意見を聴き、学校と地域社会が連携することにより、児童生徒の社会的自立を進めます。
- (3) 学校の重点課題と関連付けて、学校課題の解決に資する学校評価が行えるよう「群馬県学校評価システム」や「学校評価実施要項」により学校運営の組織的・継続的な改善を図るとともに、その結果等を公表することにより、保護者や地域住民との連携協力による学校づくりを推進します。
- (4) 小・中学校について、コミュニティ・スクールの指定を検討している市町村に、成果や先進校の取組の情報提供等の支援を行います。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 学校の重点課題と関連付けた評価項目による学校評価の結果及び改善策を学校・家庭・地域で共有し、次年度に改善策を反映した学校の割合（小・中・高・特別支援学校）	H26から調査実施	100%
(2) 進路指導・就業体験について充実していると感じている保護者の割合（特別支援学校）	H26から調査実施	80%

《コラム》

学校や公民館等を核とした地域コミュニティづくり

東日本大震災の際に、日頃から学校と地域が密に連携した取組が行われていた地域では避難所運営が円滑に進められるなど、地域コミュニティの重要性が再認識されました。こうしたことから、学びを媒介として、様々な立場の人々の協働の拠点となる学校や公民館等を中心にして、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、個人が主体的に社会に参画し相互に支え合うための教育上の方策を講じる必要性がより高まっています。

取組 2 8

高校教育改革の推進

【担当所属：高校教育課】

1 現状

- (1) 高校への進学率は、全国、本県ともに98%に達しており、高校は、中学校卒業後のほぼすべての子どもたちが学ぶ教育機関となっています。
- (2) 一方、少子化の影響で平成元年3月から減少を続けてきた本県の中学校卒業者は、現在、ピーク時の6割程度の人数となっていますが、今後、再び急激な減少傾向に転じ、平成40年3月には、平成元年3月の45%程度にまで減少する見込みです。
- (3) 県教育委員会では、生徒の進路希望の多様化や少子化による生徒数の減少等に適切に対応するため、平成23年3月に、平成24年度からの10か年を計画期間とする「高校教育改革推進計画」を策定し、高校教育改革の推進に取り組んでいます。
- (4) 平成25年度には、中学校卒業者の著しい減少が予測される3地区（吾妻地区、富岡・甘楽地区、桐生・みどり地区）で、地元との懇談会等を開催するなどして地区別の再編整備計画の策定に向けた検討を行うとともに、沼田・利根地区について、平成23年3月に公表した「沼田・利根地区の再編整備に係る方向性について」に基づく対応を行っています。また、「高校教育改革推進計画」有識者委員会を設置して、高校教育改革の推進に係る全県的な課題（入学者選抜制度等）を検討しています。

＜高校教育改革の取組の方向＞

I 特色ある高校教育の推進

1 高校教育の質的充実

高校教育の質的充実に図り、生徒の個性や能力を最大限に伸ばさせて、「たくましく生きる力」を育成します。

2 学校・学科等の在り方

学校・学科の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。

3 入学者選抜制度

公正・公平を基本に、より適切な制度となるよう、在り方を検討します。

II 県立高校の再編整備

1 学校規模の適正化

ア 高校教育の質の維持・向上と各校の活性化・特色化を図るため、学校規模の適正化を進めます。

イ 適正規模に満たない学校（1学年3学級以下）は、原則として統合を検討します。

2 学校・学科等の適正な配置

ア 地域バランスや生徒・保護者の希望などを踏まえ、全県的な視野に立って、適正に配置します。

イ 県内を8地区に分け、各地区に中核となる学校を配置します。

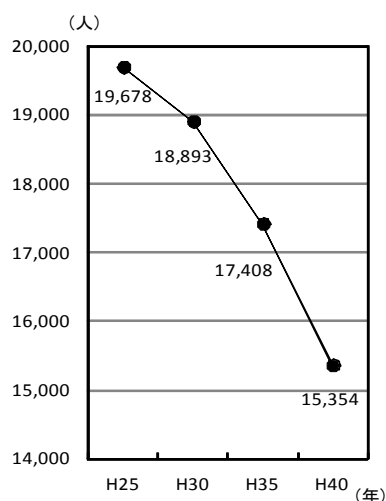
ウ 専門学科や新しいタイプの高校（※1）及び定時制・通信制課程については、地域バランスや生徒・保護者のニーズ等を踏まえて、在り方や配置を検討します。

3 男女共学の推進

県民の理解を得ながら、高校教育改革に関わる再編整備に併せて推進します。

※1 新しいタイプの高校：総合学科高校、全日制単位制高校、フレックススクール、中高一貫教育校等

本県の中学校卒業生・見込者数



※特別支援学校の卒業（見込）者を除いた数

中学校卒業生の動向と再編整備の方向（8地区別）



- 中学校卒業生の減少が著しく、統合等の検討が必要な地区
- ▨ 中学校卒業生が減少するが、学級減等に対応できる地区
- 中学校卒業生が増加傾向にあり、学級増が必要な地区

2 課題

- (1) 高校教育の質的充実を図り、特色ある学校づくりを推進すること
- (2) 今後の中学校卒業者の急激な減少に適切に対応できるよう、再編整備を行うこと
- (3) 統合の検討に当たって、地域住民や学校関係者との懇談会や意見交換会を開催するなど、地域と一体となって取り組むこと
- (4) 再編整備に併せて男女共学化について検討すること

3 取組の方向

- (1) 各高校の特色を生かした学校づくりを推進します。
- (2) 県内8地区で、地区の状況に応じた再編整備を行います。中学校卒業者の減少が著しい地区については、再編整備計画を策定し、地域と一体となって再編整備を進めていきます。
中学校卒業者の減少が緩やかな地区及び当面増加する地区については、原則として、学級数を調整しながら、学科の改編等を検討していきます。
- (3) 高校教育改革の推進に係る全県的な課題については、随時検討を行い、迅速に対応していきます。

4 主な取組内容

- (1) 各学校、学科の特性に応じた教育課程、教育内容の見直しを行い、充実を図ります。
- (2) 中学校卒業者の著しい減少が予測される3地区（吾妻地区、富岡・甘楽地区、桐生・みどり地区）では、統合等により学校規模の適正化を図るとともに、各地区に中核となる学校を配置します。
また、再編整備に併せて、男女共学化も検討します。
沼田・利根地区については、組合立利根商業高校の県立移管を検討するとともに、再編整備についても必要に応じて検討を行います。
- (3) 入学者選抜制度、専門学科・コース、新しいタイプの高校、定時制・通信制課程等について、これまでの検討結果に基づき具体的な対応を進めます。また、生徒・保護者、地域や社会のニーズに対して、必要に応じ有識者や学校関係者の意見を聴きながら、迅速かつ的確に対応していきます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 特色ある高校教育の推進	有識者による委員会を設置し、高校教育改革に係る全県的な課題を検討	入学者選抜制度、定時制・通信制課程等の改革を実施
(2) 地区別の再編整備計画の策定及び実施	地区別再編整備計画策定に向けた検討（吾妻地区、富岡・甘楽地区、桐生・みどり地区）	地区別再編整備計画に基づく再編整備の実施又は実施に向けた準備（開設準備会の設置等）

《コラム》

高校教育の質の保証

少子高齢化に伴い、これまでも増して高校生の社会参加が求められる中、高校在学中に何を身に付けるのかが問われています。国では、多様化した高校教育の質を保証するための方策の1つとして、「達成度テスト（仮称）」の導入を検討しています。「達成度テスト（仮称）」は、1つには、基礎的・基本的な学力が確実に身に付いているかどうかの指標として、もう1つには、大学教育を受けるために必要な能力を判定するための、大学入試センター試験に替わるものとして検討されています。

5-⑫ 特色ある学校づくりを推進する

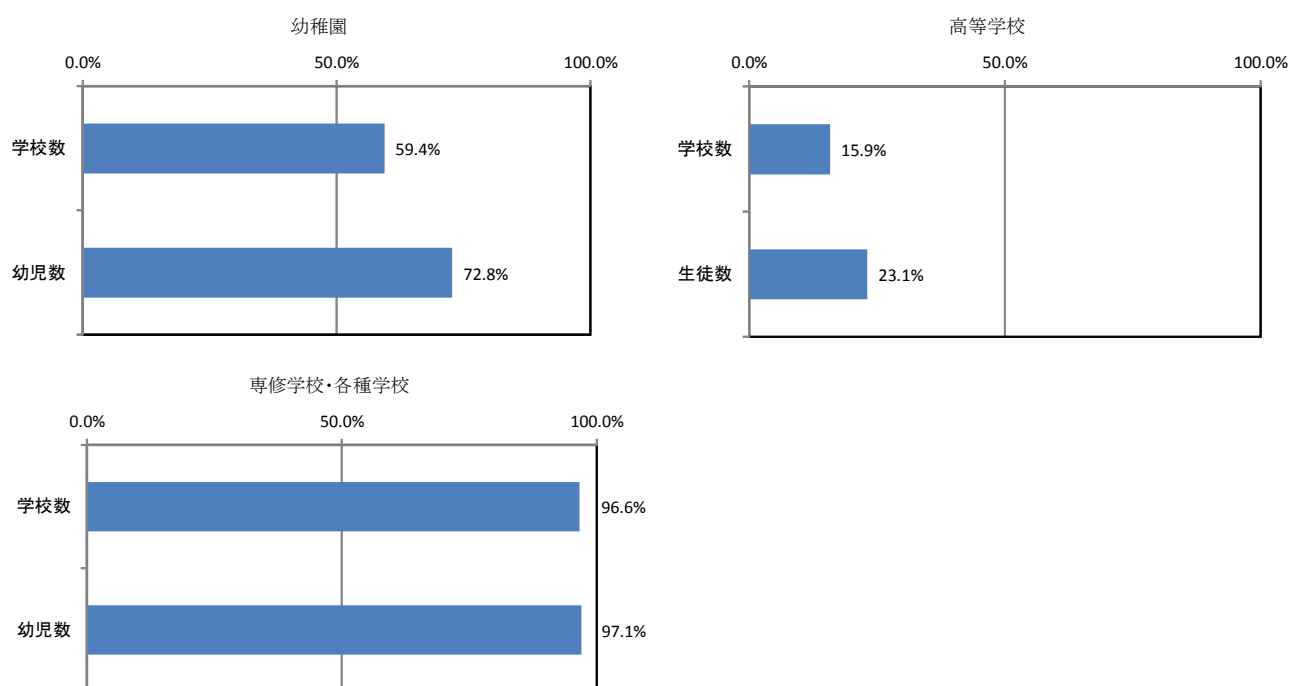
取組 2 9	私立学校の振興
--------	---------

【担当所属：学事法制課】

1 現状

- (1) 本県には、小学校 1 校、中学校 6 校、高校（全日制）13 校、高校（通信制）1 校、特別支援学校 1 校の計 22 校の私立学校があり、15,468 人の児童生徒が学んでいます。また、私立幼稚園は 123 園あり、15,656 人の幼児が通っています。
- (2) さらに、専修学校 61 校、各種学校 25 校の私立学校が職業教育や生涯学習等幅広い教育を提供しているほか、大学 10 校、短期大学 8 校の私立学校が高等教育を提供しています。
- (3) 幼児数及び生徒数では、幼稚園は全体の約 73%、高校（全日制）は約 23%、専修学校・各種学校は約 97%を私立学校が占めており、本県の教育に重要な役割を果たしています。
(学校数及び生徒数は平成 25 年 5 月 1 日現在の学校基本調査による（休校中のものは除く。))

＜本県の学校教育における私立学校の割合＞



- (4) 私立の特徴である、建学の精神に基づく特色ある教育を行う中で、勉学やスポーツにおいて、めざましい成績を残している学校が数多くあります。
- (5) 専門知識・技術を習得できる専修学校の卒業生は、即戦力として高く評価されています。
- (6) 私立の独自性を発揮する一方で、本県全体の課題については、「いじめ問題対策推進事業」を公立学校と共に実施するなど、連携して取り組んでいます。

2 課題

- (1) 私立学校等児童生徒の保護者負担の軽減を引き続き図ること
- (2) 子ども・子育て支援新制度（平成27年4月開始予定）による支援を着実かつ円滑に実施すること
- (3) 少子化の中での教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び経営の健全化を目的とした財政的支援を継続すること

3 取組の方向

- (1) 国の私立高等学校等就学支援金制度に所得制限が導入された後も保護者の教育費負担の軽減に努めます。
- (2) 子ども子育て支援新制度（平成27年4月開始予定）の着実かつ円滑な導入を図ります。
- (3) 私立学校における教育条件の維持向上や保護者負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性が高まるよう支援します。
- (4) 私立学校と公立学校が連携した全県的な取組を様々な分野で推進します。

4 主な取組内容

- (1) 保護者の教育負担の軽減について、県単独の対策を継続して実施していきます。
- (2) 子ども子育て支援新制度について、国等からの情報収集に努めるとともに説明会等を開催して、周知を図り制度への適切な対応を図ります。
- (3) 教員人件費等の経常的経費に対する助成を行い支援します。
- (4) 公立学校と連携が可能な取組について、私立学校に情報提供を行い、積極的な参加を働きかけます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 経常費補助金の補助単価水準 (生徒1人当たり補助単価水準)	補助単価の全国順位 ・ 高等学校 4位 ・ 幼稚園 2位	補助単価水準の維持

6 教育委員会と連携した取組

- (1) 「いじめ問題対策推進事業」では、県内すべての学校（私立、国立学校を含む）における、児童生徒による自主的ないじめ防止活動を支援することを通して、児童生徒のいじめを許さない気持ちや態度の育成を図ってます。
(義務教育課)



平成25年度 いじめ防止サミットの様子

- (2) 「群馬県高等学校総合文化祭」では県内の公立高校、特別支援学校高等部及び私立高校の文化部等で活動する生徒が、発表・展示・競技・交流会等を通して相互に理解を深め、芸術・文化活動の活性化を図っています。
(高校教育課)

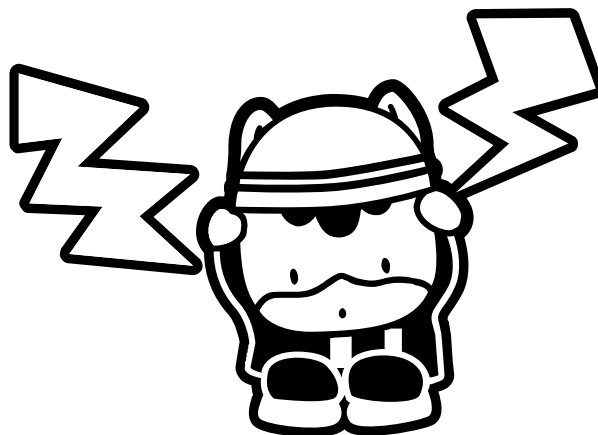


群馬県高等学校総合文化祭 総合開会式の様子

基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

県立学校の耐震化を進めつつ、校舎等の長寿命化を計画的に推進します。また、学校で学ぶ意欲のある児童生徒が経済的理由により就(修)学が困難とならないための支援等を一層充実させるとともに、外国人児童生徒等への教育の充実を図ります。

さらに、児童生徒が主体的に災害や事件、事故から身を守るための力を育む安全教育を充実させ、地域ぐるみで推進します。



取組 30	学校の耐震化・長寿命化の推進
-------	----------------

【担当所属：管理課】

1 現状

児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するために、学校施設の耐震改修や老朽化対策工事を実施しています。

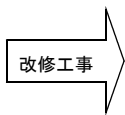
(1) 県立学校施設の耐震化・長寿命化の状況

① 耐震化

- i 県立学校施設の耐震改修状況(平成25年4月1日現在)は、耐震化率93.6%となっています。
(全棟数947棟のうち未改修建物61棟)



(耐震補強前)



(耐震補強後)

- ii 県立学校施設の屋内運動場等の天井の落下防止対策については、文部科学省から平成25年8月7日付けで「天井等落下防止対策の一層の推進について」通知があり、平成27年度までの対策の完了を目指すとされました。
- iii 県立学校の屋内運動場等における天井の設置状況は、対象施設172棟で、うち吊り天井を有する施設は36棟あり、速やかな対策を講じる必要があります。

② 長寿命化

- i 県立学校施設は、平成25年4月1日現在、1,842棟あり、老朽化の進行が顕著となる築後25年経過の施設は1,193棟で、全体の64.77%を占めています。
- ii 施設の長寿命化に向け、構造躯体の健全性を維持するための雨水漏水対策として、防水外壁改修を最優先に実施しています。

(2) 防災拠点整備の状況

市町村の避難場所に指定されている県立学校の耐震改修工事を実施してきました。

2 課題

- (1) 県立学校の老朽化施設を計画的に改修し、長寿命化を推進すること

(参考)

1 市町村立小中学校施設の耐震化の状況

- (1) 市町村立小中学校施設の耐震改修状況(平成25年4月1日現在)について、耐震化率は86.0%、耐震性がない、又は耐震診断未実施の建物は268棟あります。耐震化は着実に進展していますが、一部の設置者では進捗が遅れています。
- (2) 県は、市町村に対して、今後も耐震化を促していきます。

2 避難所等としての県立学校の状況

- (1) 市町村により避難所に指定されている県立学校は55校、防災倉庫・備蓄倉庫がある学校が11校あります。
- (2) 県地域防災計画において、市町村は、避難所における非常用電源等、避難所生活に必要な施設・設備の整備に努めるよう定められています。

3 取組の方向

- (1) 県立学校施設の耐震化の完了に努めます。
- (2) 学校運営に適した県立学校施設の機能集約や児童生徒数の減少に伴う施設のスリム化及び施設の長寿命化に努めます。

4 主な取組内容

- (1) 耐震化が未実施の61棟について、平成27年度末までに、耐震化を実施します。
- (2) 県立学校施設のスリム化及び長寿命化のため、施設の活用状況や劣化損傷等状況調査を行い、長期保全計画を策定します。
- (3) 長期保全計画に基づき、改修工事を実施します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 県立学校施設（校舎等）の耐震化率（棟数比）	93.6%	100%（H27） ※ 県立学校耐震改修計画における完了目標年度
(2) 県立学校施設の長期保全計画の策定	基礎データを調査中	計画策定（H27） ※ 平成26年度末に調査完了予定

《コラム》

校舎について

校舎は学校の象徴的な建物です。また、その学校の歴史は校舎に刻まれており、老朽化や廃校等によって校舎の建て替えや取り壊しが検討されると、地域で校舎をめぐる様々な議論が起こることが多くあります。また、著名な建築家によって設計されていたり、その地域とつながりのある有名な随筆や伝記等に校舎に絡むエピソードが残されていたりするなどして郷土史跡としての価値がある場合や、特に小学校では地域住民の多くがその校舎で学んできた愛着もあり、部分的にでも保存していくことになったものもあります。県内でも国重文指定を受けた旧吾妻第三小学校校舎や共愛学園内にある旧アメリカンボード宣教師館をはじめとした文化財指定を受けた校舎が多数存在します。

一方、日本の校舎の構造は災害とともに変化してきました。学校建築が始まった頃は木造が大半でしたが、関東大震災や室戸台風等による被害を踏まえ鉄筋コンクリート造となりました。また、阪神淡路大震災以降は校舎の耐震化が進められ、校舎にブレース（型鋼で作られた補強材）等が導入されるようになっていきます。

次世代の校舎はどうなるのでしょうか？、近年は地域コミュニティの重要性が再認識されてきていることから、地域の人々が集える機能を合わせもった校舎づくりが進められているところもあります。

取組 3 1

就(修)学確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実

【担当所属：管理課 義務教育課 高校教育課 学事法制課】

1 現状

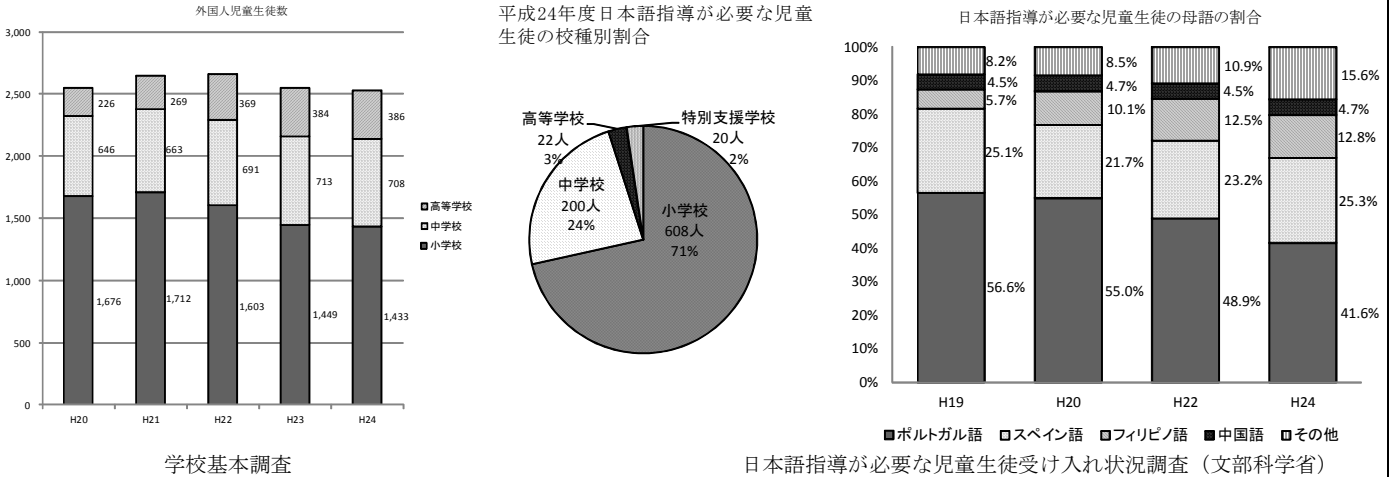
(1) 就(修)学支援の状況
就(修)学支援のため、各種施策を実施しています。平成25年度の主なものは、次のとおりです。

学校種		名 称	概 要
幼稚園		幼稚園就園奨励費補助 (国庫補助事業)	幼稚園教育の振興と保護者の経済的負担を軽減するため、その家庭の所得状況に応じて保育料等の一部を補助する。
公立 学 校	小・中学校	要保護・準要保護児童生徒 就学援助費補助 (国庫補助事業ほか)	義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により就(修)学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費及び学校給食費、医療費等の援助を行う。
	高校	高等学校等奨学金貸与 (公財)群馬県教育文化 事業団実施事業)	学力等に優れた生徒で経済的理由により高等学校等での就(修)学が困難な者に奨学金を貸与する。
	特別支援学校等	特別支援教育就学奨励 費	特別支援学校や特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、就(修)学に要する経費の一部を支給する。
私立 学 校	小・中・高校	私立高等学校等授業料 減免事業補助 (国庫補助事業ほか)	経済的理由から就(修)学が困難な小・中・高校の生徒等の授業料減免事業を行う学校法人に対して補助を行う。
	高校、特別支援学校高等部、 専修学校高等課程、各種学校(※1)	私立高等学校等入学金 減免事業補助	経済的理由から就(修)学が困難な生徒の入学金減免事業を行う学校法人に対して補助を行う。

(※1：高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの)
また、国は、低所得者に対する就(修)学支援策を一層充実させるため、従来の公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度を見直し、平成26年度から新制度を開始します。

(2) 外国人児童生徒の状況

本県の外国人児童生徒数は、東日本大震災後に一度減少したものの、一定の割合を維持しています。定住化の傾向も見られ、児童生徒数に占める高校生の割合が大きくなっています。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒は高校や特別支援学校にも在籍しています。その他に、外国人学校で学んでいる児童生徒もいます。
伊勢崎市、太田市、大泉町が主な集住地域ですが、最近では3市町以外の割合も増えており、広範囲にわたっています。また、ブラジルやペルー等からの日系人児童生徒だけでなく、東南アジアからの児童生徒等、多国籍化しています。



2 課題

- (1) 国の新制度（高校授業料無償制における所得制限の導入、奨学のための給付金創設）に適切に対応すること
- (2) 外国人保護者の日本の学校教育に対する一層の理解を進めること
- (3) 外国人児童生徒が少なく、日本語指導を行うためのノウハウが確立していない地域での指導を充実すること
- (4) 外国人児童生徒に日本語指導を行える指導者が限られ、特定の教員に頼っている状況を改善するため、後継者を育成すること

3 取組の方向

- (1) 高等学校等就学支援金及び奨学のための給付金について適切に給付します。
- (2) 外国人児童生徒の教育を保護者との共通理解を図りながら推進できるよう、外国人保護者の日本の教育に対する理解を深めます。
- (3) 外国人の少ない地域における指導のノウハウの確立や、新たな指導者の育成等、県内全域における学校側の受け入れ体制の整備を進めます。

4 主な取組内容

- (1) 高校授業料無償制における所得制限の導入に関して、所得認定体制等を整えるとともに、保護者及び生徒に対し制度の周知を図ります。
- (2) 奨学のための給付金の創設に関して、就学支援金の所得認定事務と連動した体制を早急に整え、適切な給付処理を行うとともに、保護者及び生徒に対し、制度の周知を図ります。
- (3) 私立高校における就学支援金及び奨学のための給付金の制度の適切な運用を図ります。
- (4) 各学校における日本語指導の実態把握を継続して行うとともに、日本語指導担当者を対象とした研修会を実施し、外国人保護者への対応、多文化理解等を含めた日本語指導力の向上を推進します。
- (5) 日本語指導及び適応指導を担当する教員の特別な配置を引き続き行います。
- (6) 総合的な学習の時間や特別活動等の時間における異文化への理解や多文化共生等に結び付く実践例を周知します。【取組6再掲】

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 中学校を卒業した外国人生徒のうち、就職又は進学した者の割合	92.7%(H24)	100%
(2) 日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本の学校に5年以上在籍している者の割合	20.5%(H24)	10%以下

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) ブラジル等から心理カウンセラーを招き、伊勢崎市、太田市、大泉町の公立学校や外国人学校においてカウンセリングを行っています。
- (2) NPO法人に委託し、教育相談窓口を伊勢崎市に開設し、県内全域からの電話、FAX、電子メール、来所による教育相談を行っています。
- (3) NPO法人に委託し、公立学校や外国人学校において、不登校に陥る可能性の高い外国人児童生徒にカウンセリング等の支援を行っています。
(以上、NPO・多文化共生推進課)

取組 3 2	学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進
--------	----------------------

【担当所属：健康体育課】

1 現状

平成23年3月に発生した東日本大震災では、停電時や生徒が帰宅できない際の対応（待機場所等）、保護者への引渡し等、いくつかの問題点が指摘されました。

その対応として、各学校においては、震災を踏まえた危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）の見直しや、マニュアルを基にした実践的な避難訓練等を行っています。また、災害に対する備えや、災害発生時における危険と安全な行動、災害に関する情報の活用、さらに地域の防災活動等について、関連教科をはじめ学校教育全体を通して、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を実践しています。

地域ごとに起こりうる自然災害は様々であり、児童生徒等の発達段階によってもその対応は異なります。各学校において、地域や児童生徒等の実情に応じた防災管理や、児童生徒等が主体的に行動できる防災教育の実践等、学校防災に対する意識を継続して高めています。

また、学校における防災教育・防災管理の充実を図るため、平成24年度から実践的防災教育総合支援事業として、モデル地域において実践的な避難訓練、学校防災アドバイザー（前橋地方気象台）による危機管理マニュアル等に対する指導助言、被災地ボランティア体験者による講演会等を行っています。

このほか、学校現場における防災を含む学校安全については、学校保健安全法に基づき、学校安全計画の策定・実施、危機管理マニュアルの策定、地域の関係機関等との連携等、様々な措置が講じられ、また、新しい学習指導要領においても、安全に関する指導の充実が図られてきました。

本県では、学校安全計画及び危機管理マニュアルはすべての学校で策定されており、学校安全計画における災害安全に関する職員研修の設定、児童生徒等の安全確保を図るための家庭や地域の関係機関・団体との協力体制等の整備を進めています。

<本県の公立学校における安全管理の取組状況(平成24年度)>

学校安全計画の策定		危機管理マニュアルの策定			児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や会議を開催している
	うち、災害安全に関する職員研修の内容を盛り込んでいる		うち、災害安全の内容を盛り込んでいる	うち、定期的又は必要に応じてマニュアルを見直している	
100.0%	86.1%	100.0%	100.0%	97.6%	81.1%

2 課題

(1) 児童生徒が自らの判断で災害から身を守ることができる力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための防災教育を実施すること

3 取組の方向

- (1) 児童生徒が日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を身に付けさせます。



中学校における避難訓練

- (2) 家庭や地域の一員としての自覚を育てながら、災害に適切に対応する能力や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を育成します。
- (3) 組織的に防災教育を推進するため、教職員の共通理解及び安全に関する資質向上を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 児童生徒が「主体的に行動する態度」を身に付け、安全な社会づくりに貢献する意識を育成する実践的な防災教育を学校安全計画に位置付け、学校教育全体を通して組織的に推進します。
- (2) 震災の教訓を踏まえた防災に関する指導方法等の開発・普及等のための支援事業を実施します。
- (3) 地域ごとの課題解決を図るため、学校、家庭、警察、地域等との連携協力の下、学校安全について各教育事務所単位で研修会や協議会を実施します。
- (4) 安全担当教員を対象にした研修会を開き、学校安全の指導方法及び職員研修の実施方法等について学校種ごとに協議し、学校安全の推進を図ります。
- (5) 各学校における職員研修や防災教室開催の際に講師を担当する指導者の資質向上を図るため、有識者による講演会を実施します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合	86.1% (H24)	100%
(2) 児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や会議を開催している学校	81.1% (H24)	100%
(3) 避難訓練の実施に際して、「自分自身が主体的に行動する態度」の重要性について指導した学校の割合	83.9% (H24)	100%

《コラム》

これからの防災教育

これまでの防災教育では知識の一つとしての学習が行われてきましたが、東日本大震災の経験を経て、想定外の災害にも対処できるよう、自らの住む地域の特性を知るとともに、自らの判断で安全を確保するための行動がとれる能力を育むことが求められています。さらに、学校・家庭・地域とが一体となった防災教育を推進することが必要です。

取組 3 3

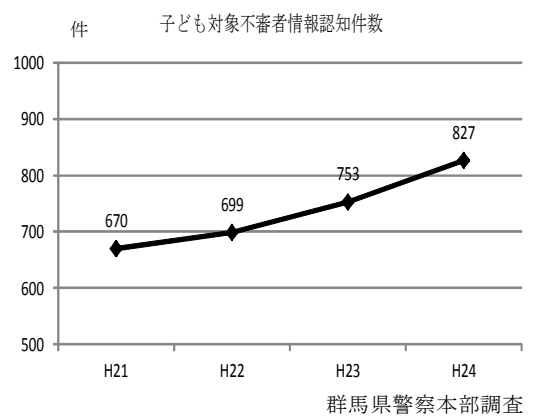
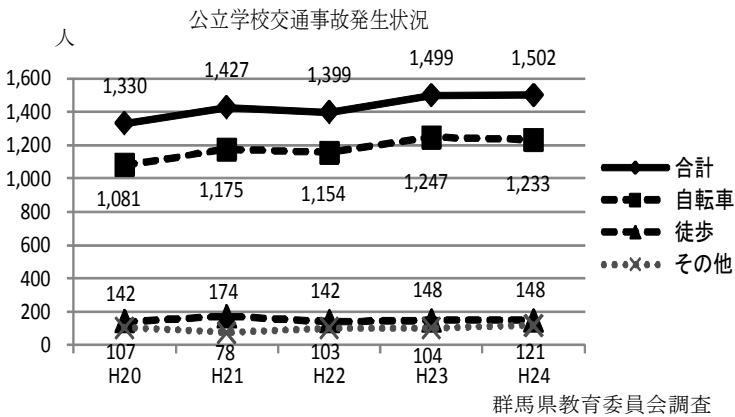
学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実

【担当所属：健康体育課 管理課】

1 現状

平成24年度、通学路において登下校中の児童生徒が被害に遭う交通事故が全国的に相次いで発生し、本県においても、登下校中の交通事故により、小・中学生それぞれ1人の尊い命が奪われました。本県では、交通事故全体の発生件数が減少傾向にある中、児童生徒に関係する事故は引き続き多い状況にあり、特に自転車事故については、総数に占める高校生の割合が全国で最も高い状況にあります。

また、平成24年度の本県における子どもに対する声かけ等の不審者認知件数は、827件で近年増加傾向にあります。



通学路における事件、事故から児童生徒等の安全を確保することは喫緊の課題となっており、平成24年度に道路管理者、県警本部、学校及び教育委員会等の連携により小学校通学路の緊急合同点検が行われ、危険箇所の洗い出しと対策の検討を行いました。

また、自転車事故防止のため、平成25年度に公立高等学校交通安全担当者を対象とした自転車安全指導研修会を実施しました。

このほか、各学校では、校内への不審者侵入を防止するため、防犯カメラやセンサー、インターホン等の設置、及び警備会社との連絡システムの構築等が行われています。また、県立学校では、警備会社に巡回及び機械警備の委託を行い、不審者の侵入や盗難等の防止に努めています。

通学路の安全確保については、年間の学校安全計画に沿った安全点検や、地域の警察との連携、防犯メールの活用による不審者情報の収集等が行われているほか、児童生徒等が日常生活で起こる事故の内容や発生原因、安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにするため、交通安全教室における防犯訓練、通学安全マップの作成やマナーアップ運動等、発達段階に応じた様々な対策を行っています。

<本県の公立学校における安全管理の取組状況(平成24年度)>

危機管理マニュアルの策定	うち、生活安全の内容を盛り込んでいる	防犯教室(研修)を実施している小・中学校		通学路安全マップを作成している小・中学校		通学路の安全確保のために、関係機関等との連携を図っている小・中学校
		児童生徒対象	教職員対象	(防犯)	(交通)	
100.0%	99.5%	83.7%	83.3%	81.7%	88.6%	95.8%

2 課題

- (1) 学校内はもとより通学路や地域における児童生徒の安全を確保すること
- (2) 児童生徒の危機回避能力を育成すること
- (3) 児童生徒に交通マナーを実践させ、交通ルールを遵守させること
- (4) 児童生徒を様々な有害環境から保護する活動を推進すること

3 取組の方向

- (1) 学校施設内への不審者の侵入・盗難等の防止に必要な対策を実施します。
- (2) 児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全指導を一体的に推進します。
- (3) 自ら交通マナーを実践し、交通ルールを遵守する意識や態度を育成する交通安全教育を推進します。
- (4) 交通安全だけでなく、犯罪被害防止、有害環境（有害図書等）対策の観点からも、関係機関等（市町村教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等）と登下校の安全確保に関する情報を共有し、適切な役割分担の下で協力するなど、組織的な活動を推進します。
- (5) 組織的な安全教育を推進するため、職員の共通理解及び安全に関する資質向上を目的とした職員研修の実施を推進します。

4 主な取組内容

- (1) 小・中学校の学校施設内での安全対策の徹底について、引き続き市町村教育委員会に促していきます。
- (2) 県立学校の防犯対策について、学校ごとに防犯カメラ設置等の必要な対策を実施します。
- (3) 安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握・周知等の安全管理と、通学路における要注意箇所の安全マップ作成等を推進し、児童生徒の安全確保に努めます。
- (4) 地域ごとの課題解決を図るため、学校、家庭、警察、地域等との連携協力の下、学校安全について各教育事務所単位で研修会や協議会を実施します。【取組3 2 再掲】
- (5) 学校や学校安全ボランティアに対する指導・助言等を行うスクールガードリーダーを配置する市町村教育委員会を支援します。
- (6) 小学生の自転車事故防止を図るため、県交通安全協会等との共催により、学科テストと実技テストにより学校ごとの得点を競う大会を開催し、各学校の参加を促します。
- (7) 児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるため、安全担当教員を対象にした研修会を開き、学校安全の指導方法、職員研修の実施方法等について学校種ごとに協議して、学校安全の推進を図ります。【取組3 2 再掲】
- (8) 公立高校の交通指導担当教員を対象に、交通安全の指導方法等の協議を行い、情報交換、実技を含めた研修会等を実施します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 通学路の安全確保のために、関係機関等（県・市町村教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等）との連携を図っている学校の割合	95.8% (H24)	100%
(2) 児童生徒を対象とした防犯教室を実施している小・中学校の割合	83.7% (H24)	100%
(3) 児童生徒等の自転車事故発生人数	1,233人 (H24)	1,000人以下

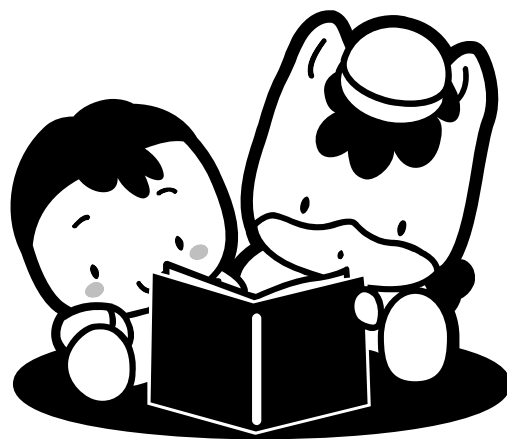
6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 防犯ボランティア等を対象とした、犯罪の起こりやすい場所を地図にまとめる防犯教育プログラムの指導者を養成する講習会を開催しています。（県民生活課県民防犯推進室）
- (2) 通学路危険箇所について、県警及び道路管理者と連携した緊急合同点検を行い、危険箇所の対策に取り組んでいます。（県警交通規制課、道路管理課）
- (3) 自動車メーカーの協力により、高校生を対象に自転車・バイクによる体験型安全教室を行っています。（交通政策課）
- (4) スタントマンによる事故再現を通し、交通事故の危険性を体感する交通安全教室を行っています。（県警交通企画課）
- (5) P T A、地域の育成会、学童保育、塾等関係団体と連携し、児童生徒に対する防犯講話、不審者対応訓練等を行っています。（県警子ども・女性安全対策課）
- (6) 小・中学校における警察官やスクールサポーターによる防犯教室（不審者侵入対応訓練等）、スクールサポーターによる登下校時の安全確保活動等を行っています。（県警少年課）
- (7) 小・中・高校生に対し、交通企画課交通安全教育隊及び各警察署による交通安全教育を行っています。
- (8) 小学生交通少年団を中心として、交通安全活動を行っています。また、小学校新入学時及び小学校夏休み前終業式における県下一斉安全教室を行っています。（以上、県警交通企画課）
- (9) 通学児童の安全を確保するため、道路管理者と連携して小学校周辺道路における中央線消去や路側帯拡張、信号機の歩車分離化等の交通安全対策を行っています。（県警交通規制課）

基本施策 7 地域の教育力の向上と生涯学習社会の構築

社会全体で子育てを支援する機運を醸成し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、社会や地域の力を学校の教育活動に積極的に生かします。

さらに、個人や社会が直面する様々な課題に対応できる生涯学習社会の実現を目指し、多様な学習機会等の充実を図ります。



7-⑮ 幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進する

取組 3 4	幼児期の成長と子育てを支援する社会づくり
--------	----------------------

【担当所属：総合教育センター 義務教育課 学事法制課 少子化対策・青少年課 子育て支援課】

1 現状

急速な少子化の進行と社会経済や雇用情勢の変化等により、地域や家庭を取り巻く子育てをめぐる環境も変容しています。核家族化や地域の人間関係の希薄化等で家庭や地域の子育ての力が低下していると言われる中、身近な地域に相談相手がいなかったり、家庭における男性の家事や育児参加の時間が短いため、育児不安や負担感を持つ母親も多く、子育てが孤立化しています。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大事な時期であり、この時期の子どもたちの健やかな心身の成長を支え、家庭や地域における子育てを支援することは、こうした状況下においてきわめて重要です。そこで、保育所、幼稚園、認定こども園での幼児教育の充実を支援するとともに、家庭や地域での子育ての支援を行っています。

(1) 義務教育就学前幼児数 99,077人（平成25年5月1日現在）※5年間で8,575人減

(2) 保育所・幼稚園等の状況（平成25年5月1日現在）
義務教育就学前の幼児の約65.6%が保育所、幼稚園、認定こども園に在籍しています。

区 分	園・所数(園)	在籍数(人)
公私立保育所	420	43,486
国公私立幼稚園	207	21,502
認定こども園※	(27)	(4,884)
合 計	627	64,988

* 公立の分園1を含む

◇ 認定こども園（※1）の園数及び在籍数については、保育所及び幼稚園数並びに在籍者と重複する場合があります。合計には含めていません。

(3) 幼児教育センターによる取組状況

① 保育アドバイザーによる支援

幼児期の成長を支える幼稚園や保育所、家庭における保育の充実を図るため、地域や幼稚園等の要望に応じ、子育てセミナーや園内研修に保育アドバイザーを派遣しています。

年度	H20	H21	H22	H23	H24
派遣回数(回)	94	96	66	76	78
セミナー・研修参加者数(人)	6,604	4,000	3,388	3,477	4,173

② タヤけ保育研修会による支援

各地域の幼稚園や保育所等の多くの教職員が研修を受けられるように、出席しやすい夕方からの研修会を各地域へ出向いて行っています。

年度	H20	H21	H22	H23	H24
実施回数(回)	8	8	15	12	11
参加者数(人)	910	521	543	313	294

(4) 新制度の下での保育の質の向上

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、早ければ平成27年度から幼保連携型認定こども園の制度が実施されます。その中で、すべての子どもたちに幼稚園や保育所の枠を超えた質の高い幼児期の教育を保障することが求められています。

(5) ぐんま幼児教育プランの推進

「ぐんま幼児教育プラン」（平成15年2月策定）を推進していくための指導資料として、平成21年1月に「就学前のぐんまの子どもはぐくみガイド」を作成しました。「就学前のぐんまの子どもはぐくみガイド」の活用率は、公立幼稚園では90%となっています。また、平成25年度末には「就学前のぐんまの子どもはぐくみガイド2014」に改定し、県内すべての国公立の園・所に配付しました。

(6) 保育所・幼稚園等と小学校との連携・接続の状況（平成24年度文部科学省調査）

調 査 項 目	市町村数(団体)
連携の予定・計画がない	8
連携・接続に着手したいがまだ検討中	1
年間数回は交流はあるが、接続を見通した教育課程の編制・実施は行われていない	22
交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている	4
接続を見通した教育課程について、実施結果を踏まえ更によりよいものになるよう検討が行われている	0

※1 認定こども園：幼稚園、保育所等のうち、就学前の幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設。「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型（幼稚園・保育所の認可を受けていない施設を基にしたもの）」があります。

2 課題

- (1) 経済的負担の軽減等が必要な子育て世帯を、社会全体で応援する機運の醸成を引き続き図ること
- (2) 幼児期の成長を支えるための幼稚園や保育所等及び家庭における保育を充実すること
- (3) 子ども子育て支援新制度等、国の施策に的確に対応すること
- (4) 保育士や幼稚園教員等の資質向上のため、引き続き参加しやすい研修形態を工夫し、質の高い研修を実施すること
- (5) 幼稚園や保育所等と小学校との連携・接続を推進すること

3 取組の方向

- (1) 幼児期の質の高い教育・保育の総合的な提供を推進します。
- (2) どの市町村に居住する保護者も、必要な子育て支援が受けられるように市町村の取組を支援します。
- (3) 各地域や園への支援や各教職員の資質向上を図る取組を行います。
- (4) 保育所・幼稚園等と小学校との連携・接続を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 乳幼児がいるすべての家庭を対象として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、地域で子育てを支えます。
- (2) 要請に応じて保育アドバイザーを各地域や園に派遣し、講習会を行ったり相談に応じたりすることで、子育てを支援します。
- (3) 市町村や関係機関と連携し立ち入り検査等を実施し、保育所全体の質の向上を図るための取組を支援します。
- (4) 「ぐんま幼児教育プラン」を推進するための具体的な取組等を示した「就学前のぐんまの子どもはぐくみガイド2014」の活用を推進します。
- (5) 幼児期の教育の充実のために、保育士や幼稚園教諭の資質向上を図る研修会を、各地域や園に出向いて行います。
- (6) 教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題等についての説明や研究協議を実施します。
- (7) 幼稚園側だけでなく、小学校の教職員に対して、様々な機会を通じて幼・小連携について説明します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 地域子育て支援拠点数	127箇所	208箇所 (H29) ※ 次世代育成支援対策推進後期行動計画における最終目標年
(2) 保育アドバイザーの派遣回数	年間78回 (H24)	年間100回
(3) 幼児教育推進のための指導資料の活用割合	公立 90.4%	公立 100%
(4) 教育課程編成に係る連携を小学校と行っている園の割合	公立 21.7% (H24)	公立 100%

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 地域の保育需要に対応した入所定員を確保するため、国や市町村及び事業主体と連携して、施設整備（創設・増改築等）による保育所整備を進めるとともに、老朽化施設の改築、耐震化の必要な施設の大規模改修等を行い、保育の環境改善を図っています。（子育て支援課）
- (2) ぐんまちょい得キッズパスポートにより、すべての子育て家庭を、地域、企業、行政が一体となって社会全体で応援する取組を進めています。（少子化対策・青少年課）

7-⑮ 幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進する

取組 3 5	市町村や民間団体と連携した家庭教育支援の推進
--------	------------------------

【担当所属：生涯学習課 総合教育センター 義務教育課 少子化対策・青少年課】

1 現状

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心及び自律心等を育成する上で、重要な役割を担っています。しかし、近年、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっていることから、家庭教育に第一義的責任を有している保護者の自主性を尊重しながら、県として家庭教育を支援しています。

(1) 家庭を取り巻く環境

① 国民生活基礎調査（厚生労働省）から見る子育て環境の変化

年度	H19	H23	増減
平均世帯人数（人）	2.63	2.58	-0.05
三世帯世帯の割合（％）	20.0	17.2	-2.8
ひとり親世帯の割合（％）	6.8	7.4	+0.6

② 児童虐待の状況（児童相談所による受理件数）

i 平成14年度（335件）→平成19年度（616件）→平成24年度（658件）と増加しています。

ii 未就学乳幼児（39％）、小学生（39％）への虐待が多くなっています。

iii 主な虐待者は、実母（60％）、実父（23％）が多くなっています。

③ 県内の家庭教育支援の状況（平成25年7月アンケート結果より）

地域の子育て中の保護者の交流、相談事業、情報提供等を行っていますが、県内の幼稚園、保育所、NPO、公民館、児童館、子育て支援センター等へのアンケート調査の結果、保護者の不安に応える対応や情報収集等に課題をもち、今後、子育て支援の現状と課題や具体的な方策、相談技術等を学びたい、他の団体の情報を知り、情報交換をしたいと考えている支援者が多いことが分かりました。

④ 「家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書概要」（文部科学省生涯学習局 平成24年3月）において、家庭教育支援における都道府県の役割として、広域的ネットワークの構築と人材育成が挙げられています。

(2) 家庭に対する啓発活動

① 親子の心のふれあいや共に行動する機会が少なくなっていることから、愛情と信頼に結ばれた明るい家庭づくりを心がけるようにするため、毎月第1日曜日を「家庭の日」としています。

② 子育てを支える家族や地域の大切さについて理解を深めてもらうため、11月の第3日曜日を「家族の日」としています。

(3) 幼児教育センターによる取組

① まちかど子育て会議による家庭教育支援

年度	H20	H21	H22	H23	H24
実施回数(回)	9	10	11	8	8
参加者数(人)	815	509	563	226	158

② 子育て相談（電話・来所・訪問の合計）

年度	H21	H22	H23	H24
実施回数(回)	193	152	124	172

※繰り返し相談があった場合には、1回としてカウント

(4) 生涯学習センターによる取組

悩みを抱える子どもや保護者等に対して、様々な機関が相談窓口を設けていますが、生涯学習センターでは、幼児期から高校生くらいまでの子どもを持つ保護者や児童生徒を対象に、育児、しつけ及び健康等、家庭教育上生ずる様々な悩みについて、電話による相談に応じています。

※家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」（H24相談件数）2,018件

(5) 放課後子ども教室

教育活動サポーター、教育活動推進員及びコーディネーターを学校等に配置し、主に小学生を対象として、平日の放課後等に学習機会の提供、スポーツや文化活動等の様々な体験活動及び地域住民との交流活動等を実施しています。

※放課後子ども教室実施状況（H25）19市町村97教室

2 課題

(1) 基本的な生活習慣の定着、自立心の育成、心身の調和のとれた発達等に大きな役割を担う家庭教育を推進すること

(2) 相談内容の多様化・複雑化に伴い、関係機関と連携を図り相談体制を一層充実させること

(3) 保護者への家庭教育支援を充実するため、関係部局や関係機関が連携し、各地域の家庭教育支援者を育成すること

(4) 子育てをはじめとした家庭教育支援に対する理解を促すため、企業や民間団体との連携を推進すること

(5) 「放課後児童クラブ」と連携した「放課後子ども教室」を引き続き推進し、児童の安全・安心な放課後の環境整備に向けた総合的な取組を推進すること

3 取組の方向

- (1) 家庭の役割の重要性を改めて認識し、家族の絆を深め、社会的自立に向けた適切な人間関係を築くために、家庭教育に関する啓発普及の推進に取り組みます。
- (2) 子育てへの不安の解消や様々な障害等への早期対応、相談内容の多様化への対応の視点から、保護者が教育関係機関だけでなく、医療や福祉関係機関ともつながりがもてるよう、相談体制の充実や各関係機関との一層の連携、各相談窓口の特徴等の広報に努めます。
- (3) 家庭教育について保護者の学習の機会を提供していきます。
- (4) 子育て応援企業等に働きかけ、企業内で家庭教育について学ぶ機会を増やします。
- (5) 学校等を活用した児童の居場所づくりを支援します。



放課後子ども教室の風景

4 主な取組内容

- (1) 「家庭の日」について、絵画・ポスター・標語を普及啓発作品として募集し、作品を展示するとともに、優秀作品を表彰します。
- (2) 「家族の日」の広報を行うとともに、県内の中・高校生から、身近な幼児や児童とのふれあいを通して感じたことを「ぐんまこどもふれあい大賞」作文として募集し、優秀作品を表彰します。
- (3) 新たな家庭教育支援施策や家庭教育に係る条例制定等について、先進事例等の情報収集を行うとともに、PTAや市町村等と意見交換を行います。
- (4) 幼児教育相談事業の継続と関係各所との連携を図ります。特に、虐待が疑われるケースは、児童相談所と連携し、未然防止を図ります。また、必要に応じて来所相談だけでなく、訪問相談等のアウトリーチ（※1）支援を行います。
- (5) 「よい子のダイヤル」においては、チラシ等により相談窓口の主たる対象者及び相談内容等を明示して県民に周知するとともに、相談の早期解決のため、様々な相談事例をデータベース化し、Webページ上で公開します。
- (6) 「ぐんま幼児教育プラン」及び「就学前のぐんまの子どもはぐくみガイド2014」に基づく家庭教育支援のための取組を推進します。
- (7) 保護者への家庭教育支援が充実するよう、各地域、園の担当者同士が学び合う機会として「家庭教育充実のための地域で取り組む子育て支援者研修会」を県内の希望する地区及び総合教育センターで実施します。
- (8) 地域等の要請に応じて実施する「まちかど子育て会議」や家庭教育学級等の講師としての保育アドバイザーの派遣を充実します。
- (9) 学級懇談会、地域ボランティアの活用等、学校が有する機会において、家庭教育に関する情報提供等を行います。
- (10) 生涯学習センターによる家庭教育指導者の養成及びぐんま家庭教育応援企業の登録促進等により、家庭教育支援を進めます。
- (11) 企業に出向き、家庭教育の大切さ、父親の育児の大切さを伝えます。
- (12) 放課後子ども教室の全県的な整備を促進します。

※1 アウトリーチ：公共機関等が行う地域への出張サービス

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 子育て支援者研修会への参加者数	50人	150人
(2) 家庭教育カウンセリング専門講座修了者の計画推進期間中の累計数	246人(H21～25)	300人(H26～30)

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 放課後児童クラブでは、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対して放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。（子育て支援課）
- (2) ぐんまちょい得キッズパスポートにより、すべての子育て家庭を、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で応援する取組を進めています。【取組3 4再掲】（少子化対策・青少年課）

取組 3 6	地域の学びを支える人材づくり
--------	----------------

【担当所属：生涯学習課】

1 現状

社会教育は、公民館を中心とする社会教育施設等において、地域住民の生活課題や地域課題に根ざして行われる各種の学習を組織的に行う教育活動です。これからの社会教育では、コミュニティ形成や絆づくり、地域課題の解決に、より貢献することが求められています。このため、学校、家庭、地域、社会教育関係団体等が積極的に連携し、地域住民が主体的に地域課題解決に取り組むための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにする取組を進めています。

(1) 社会教育主事、社会教育委員の役割

社会教育主事は、地域で学ぶ人や社会教育関係者相互を結び付けるコーディネーターとして位置付けられています。さらに、学校が地域の協力を得て教育活動を行う場合に連携を深める上で重要な役割を担っています。

社会教育委員は、地域住民の要望や社会の要請をしっかりと把握し、社会教育の振興を図る役割を担っています。

社会教育主事、社会教育委員の数

社会教育主事	県	21人
	市町村	84人
社会教育委員	県	10人
	市町村	468人

(平成24年度)

(2) 社会教育関係団体等との連携

社会教育委員連絡協議会、婦人会、PTA、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等の社会教育関係団体等と連携し、地域の教育力の向上やコミュニティを支える活動を推進しています。

(3) 地域の学びを支える人材の育成

社会教育主事や社会教育委員等の社会教育指導者、人権教育指導者、PTA役員等の研修を実施し、地域の学びを推進する人材を育成しています。

地域で青少年健全育成を推進していく意識の醸成を図るとともに、青少年が自ら判断し行動する力や、社会の構成員としての規範意識や責任感、倫理観等を身に付けた次代を担う青少年リーダーを育成する活動の支援や青少年育成指導者の養成を行っています。

また、学校支援センターや放課後子ども教室等へ、外部指導者やボランティアとして地域住民の参加を促すことにより、生涯学習の成果を生かし、さらに実践を通じて自らの教育力を高める機会としています。

(4) 地域の課題に対応した人材の活用

生涯学習センターでは、「まなびねっとぐんま」を通して、主体的に地域の課題解決に取り組む人材の情報を発信し、地域での活用を促しています。

地域の学びを支える人材を育成する研修

研 修 名	参加者数
地区別社会教育主事等職員研修講座	216人
人権教育指導者研修会	1,034人
地区別PTA指導者研修会	1,260人

(平成24年度)

2 課題

- (1) 地域住民主体の地域づくりを円滑に進めていくために、それを支える多様な人材を育成すること
- (2) 社会教育に関係する多様な団体と県が、より幅広く緊密に連携すること
- (3) 教育委員会以外の各部局が行っている社会教育に関する施策との連携を図ること

3 取組の方向

- (1) 人権教育や青少年教育等、社会教育分野における専門的な人材を育成し、地域の学びを支える人材づくりを進めます。
- (2) 県内すべての市町村における社会教育の振興を図るため、市町村職員を対象とした研修を充実・強化します。
- (3) 社会教育主事等、行政における専門的職員の資質能力を向上させ、各社会教育関係団体の育成及び団体間の連携に努めます。
- (4) 教育委員会が進めている社会教育施策と各部署が行っている社会教育に関する施策について、双方の施策がより効果的なものとなるよう努めます。
- (5) 多様化する地域課題に対応するために地域の社会教育を支える多種多様な人材を発掘し、情報を提供します。

4 主な取組内容

- (1) P T A指導者研修会等を実施し、地域人材の専門性を向上させるとともに、地域人材の人的ネットワークを構築します。
- (2) 地区別社会教育主事等研修講座において、地域課題等を研究・協議する機会を増やし、市町村職員の課題解決能力の向上を図ります。
- (3) 社会教育関係職員を対象とした各種研修をより系統のかつ効果的な研修に見直すとともに、社会教育関係団体の横のつながりを構築するなど、県全体の社会教育を推進します。
- (4) 子どもとメディアの関わり方について、生涯学習課、少子化対策・青少年課等が積極的に連携して、家庭教育支援を一層推進するなど、県における社会教育に関する施策について県全体での情報共有を図り、広がりをもたせ、より効果的に各施策が進められるようにします。
- (5) 「まなびねっとぐんま」に地域の社会教育を支える人材を登録し、活動分野等の情報発信を行うことで、地域の課題に適応した人材が活用されるよう働きかけます。
- (6) 地域住民の学校教育活動への協力を通して、地域の教育力の向上を図ります。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 地区別P T A指導者研修会の参加人数	1,254人	1,400人
(2) 「まなびねっとぐんま」講師・人材情報登録数	256人	300人

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 人づくり活動を行う地域団体、N P O、企業、家庭、学校、行政等、多様な団体間の連携等を図るため、群馬県における人づくりのネットワークを推進しています。(企画課)
- (2) 男女が性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野へ参画する機会が保障され、その特性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、男女共同参画推進員や一般県民を対象としたセミナーや講演会、広報啓発を行っています。
- (3) 犯罪被害者等の状況を広く認知してもらうことを目的に、関係者や一般県民を対象とした被害者支援講演会や広報啓発を行っています。(以上、人権男女共同参画課)
- (4) 子どもたちを取り巻くインターネットの有害情報環境の実態や影響を把握し、その問題解決を図る基本的な技能を習得したセーフネット活動委員会インストラクターによる啓発活動を進めています。【取組11再掲】
- (5) 子どもにインターネットの危険性やルールを分かりやすく伝えるために考案したセーフネット標語「おぜのかみさま」による広報啓発を進めています。【取組11再掲】(以上、少子化対策・青少年課)
- (6) 県民の文化活動が自主的に行われ、継続し、発展していくために必要な人材や団体の育成等に取り組んでいます。(文化振興課)
- (7) 3 Rリーダーの派遣、ごみの発生抑制等、3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の知識とノウハウを持った人材を、学校や地域の学習会に講師として派遣しています。(廃棄物・リサイクル課)

取組 3 7

青少年教育の推進

【担当所属：生涯学習課 少子化対策・青少年課】

1 現状

(1) 青少年の自然体験活動等の状況

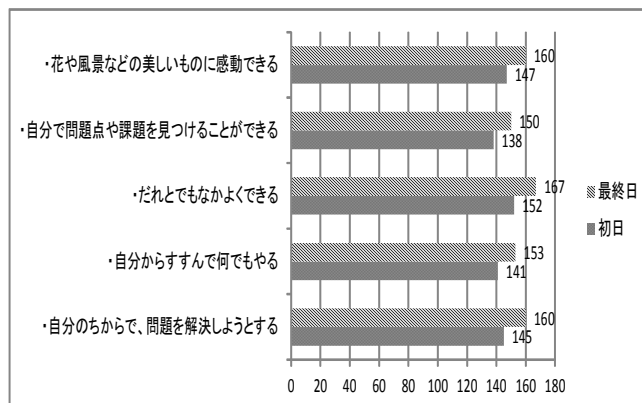
平成25年1月21日に中央教育審議会から、青少年の自然体験を含めた体験活動の意義や効果、今後の推進の必要性について答申が出されました。本県においても県立青少年教育施設である北毛、妙義、東毛の各青少年自然の家及び群馬県青少年会館において、自然体験や集団宿泊体験、ボランティア体験、生活体験、異年齢交流等の様々な体験活動を実施し、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力を育む機会や場を提供しています。

また、地域で青少年健全育成を推進していく意識の醸成を図るとともに、青少年が自ら判断し行動する力や、社会の構成員としての規範意識や責任感、倫理観等を身に付けた青少年ボランティアの育成や活動の場の提供を行っています。大きな社会変化に伴う価値観や行動様式の変化に対応するため、様々な機関や青少年団体と協働・連携しながら、青少年教育の多様な課題に対応しています。

さらに、様々な要因により学校や社会とうまく関われない青少年に、自然体験・生活体験等の様々な体験活動の場を提供し、子どもたちの社会性や自立心を育てています。同時に、保護者対象の交流会等の情報交換の場を設けるとともに、カウンセリング等を実施し、保護者の心のケアを図っています。



長期宿泊体験での野外炊飯



H25妙義青少年自然の家 夏季長期キャンプにおける事業初日と最終日の意識の変化（IKR調査（※1）抄）

(2) 青少年に対する啓発活動の状況

① 少年の日

毎月第1土曜日を「少年の日」とし、県民が一体となり青少年を非行から守り、健全に育成するための実践活動の日とします。また、青少年自身も自分の行動に責任を持ち自覚を深めます。

② 少年の主張群馬県大会

少年が日頃の生活を通して感じていることや考えていることを発表することにより、社会の一員としての自覚を深めるとともに、少年に対する県民の理解や認識を深めるために、少年の主張群馬県大会を開催しています。

2 課題

- (1) 日常生活の中で児童生徒の体験活動が減少しているため、児童及び親子を対象に、様々な体験の場を提供し、親同士のコミュニケーションの場としても活用することで、家庭や地域の教育力向上を図ること
- (2) 青少年が同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、地域での多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、青少年及び地域住民の参加の促進を図ること

※1 IKR調査：体験活動による教育効果を図る手法の一つとして国立青少年教育振興機構が開発した子どもたちの生きる力を測定する調査

3 取組の方向

- (1) 自然体験や各種体験活動を通じて、青少年の豊かな人間性や社会性を育みます。
- (2) 親子や異年齢・異世代での体験活動・集団活動を通じて、家庭や地域の教育力の向上を目指します。
- (3) 青少年のボランティアを養成するとともにボランティア活動の場を提供します。
- (4) 青少年の意欲を高め、自立を促す活動プログラムを効果的に実施します。
- (5) 青少年関係団体の活動の活性化を通じた青少年健全育成を目指し、県内全域で活動する青少年団体との連携や団体への支援を行います。
- (6) 将来の家族形成につながることを期待し、中・高校生が子どもへの愛情や子育てに対する前向きな気持ちを育む機会の創出に取り組みます。

4 主な取組内容

- (1) 県立青少年教育施設で各施設の特徴を生かした自然体験・生活文化体験等の様々な体験活動の場や機会を提供し、青少年の健全育成を図ります。
- (2) 県立青少年教育施設におけるボランティアの養成及びボランティア体験の場等の提供を行います。
- (3) 様々な要因により社会とうまく関われない青少年に、自然体験や生活文化体験等、様々な体験活動を関係機関と連携し提供します。また、保護者を対象とした交流会や情報交換の場を設けるとともに、必要に応じカウンセリング等による心のケアを行います。
- (4) 「少年の日」について、絵画・ポスター・標語を普及啓発作品として募集し、作品を展示するとともに、優秀作品を表彰します。
- (5) 少年の主張群馬県大会を引き続き開催します。
- (6) 学校が長期休業になる期間を含む夏・冬・秋の三季に、青少年健全育成運動の啓発資料を作成・配布して集中的に運動を展開します。
- (7) 県内全体で活動する青少年団体に対し、支援や助言等を行うほか、協働で指導者養成等を実施します。【取組13再掲】
- (8) 県内の中・高校生から、身近な幼児や児童とのふれあいを通して感じたことを「ぐんま子どもふれあい大賞」を作文として募集し、優秀作品を表彰します。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
(1) 県立青少年教育施設の利用者数 (青少年自然の家・群馬県青少年会館 4施設合計)	110,196人 (H24)	120,000人
(2) 「自然体験活動」「社会体験活動」に係る事業への参加者数(県立青少年自然の家3施設合計)【取組13再掲】	2,435人 (H24)	2,800人
(3) 「少年の日」、「家庭の日」普及啓発応募作品数	標語 9,679点 絵画・ポスター 1,406点	標語 10,000点 絵画・ポスター 3,000点

6 他の施策分野における関連した取組

- (1) 青少年健全育成に対する理解を深め、地域社会の教育力を有機的に活用し、地域ぐるみで健全育成活動を充実・促進させるとともに、家庭教育改革を図るため群馬県青少年育成大会を開催します。また、広く青少年の模範とすべき青少年を、同大会において顕彰しています。
- (2) 青少年育成コーディネーターを派遣し、市町村における青少年の健全育成活動を支援しています。
- (3) 社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者やその家族が様々な支援を受けながら自ら動き出せるよう、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更正保護等の関係機関によるネットワークである「群馬県子ども・若者支援協議会」を設置しています。【取組1再掲】

(以上、少子化対策・青少年課)

取組 3 8	学校支援センター等の充実
--------	--------------

【担当所属：義務教育課 生涯学習課 高校教育課】

1 現状

少子化、核家族化の進行や地域コミュニティの衰退により、子どもたちには地域住民と触れ合う機会や体験活動が減少してきています。

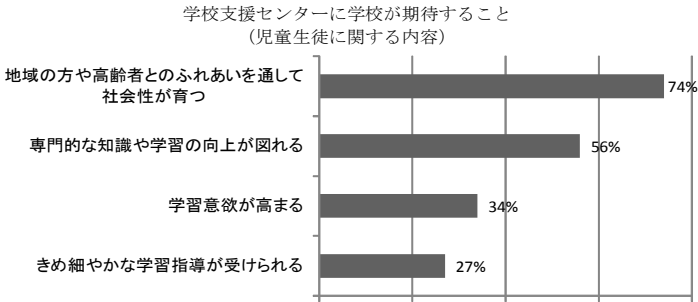
このような中、他者、社会、自然・環境と関わる体験活動を学校の教育活動において充実していくためには、教員だけでなく、専門的な資格や知識を有する外部人材や地域の人々の協力を得ることが必要になります。地域の人々等の協力により、子どもたちはより専門的な知識や技能を身に付けることができます。また、子どもに携わる人数が増えることで、より安全で効率的な学習活動を行うことができます。

(1) 小・中学校における学校支援センターの設置

現在、群馬県では、地域の人材（ボランティア）が学校の教育活動を支援する拠点となる学校支援センターをすべての公立小・中学校で設置しており、授業支援、安全パトロール、環境整備、地域の伝統文化体験等、多種多様な活動が行われています。平成24年度は、延べ745,544人の方に、ボランティアとして協力していただきました。しかし、ボランティアによる授業支援が行われていないなど、学校支援センターがあまり機能していないと回答している学校が約20%あり、取組への学校による温度差が見られます。

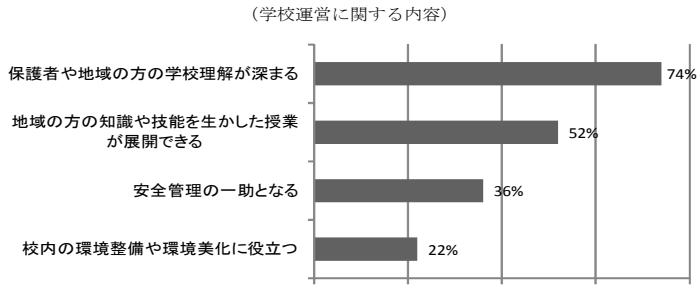
① 学校支援センターの状況

回答	学校数	割合
十分機能している	60	12.2%
機能している	333	67.5%
あまり機能していない	90	18.3%
ほとんど機能していない	10	2.0%



② ボランティアの活動状況

種類	人数	割合
安全パトロール	514,315	69.0%
授業支援	59,611	8.0%
あいさつ運動	59,014	7.9%
読み聞かせ・図書館整備	53,510	7.2%
環境整備	19,371	2.6%
部活指導	11,210	2.0%
放課後補充指導	8,697	1.2%
学校行事支援	4,014	0.5%
その他	15,802	2.1%
合計	745,544	—



(平成25年度学校支援センター運営推進状況調査)

(2) 高等学校における地域連携活動

各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、地域の人材を招いた授業や高齢者施設等での交流活動を行ったり、地域社会の一員としてボランティア活動に参加したりするなど、社会参画に関する学習内容の充実を図っています。

2 課題

- (1) すべての学校において、学校支援センター等、地域と連携した活動を十分に機能させること
- (2) ボランティア活動を調整するコーディネーターやボランティアリーダーとして主体的に活動する人材を育成すること
- (3) 学校の教育活動に地域人材等を活用すること
- (4) 教員の生涯学習・社会教育に対する知識・理解を高め、学校と家庭・地域とのつながりを持たせること

3 取組の方向

- (1) すべての小・中学校において学校支援センターの機能を一層充実させ、学校・家庭・地域が連携した学校づくりを進めるとともに、地域コミュニティの形成に寄与していきます。
- (2) 地域社会との連携を密にした教育活動を展開し、社会参画の意識を高めるとともに、主体的に課題解決に取り組む態度を育成します。
- (3) 地域住民の学校教育活動への協力と、児童生徒の地域活動への参加という、双方向の交流の推進に努めます。
- (4) 教員の生涯学習・社会教育に対する知識・理解を高め、学校・家庭・地域の連携に向けた意識改革を図ります。



学校支援センターを通じての書き初めの練習風景

4 主な取組内容

- (1) 学校支援センターの充実
 - ① 学校の教育活動に対するボランティアによる支援の状況等を調査し、「効率」「安全性」「専門性」を考慮した上で、ボランティアの協力を得る活動を充実させます。
 - ② 保護者や地域住民の積極的な協力が得られるよう、学校支援センターの活動を周知します。
 - ③ ボランティア活動を調整するコーディネーターやボランティアリーダーとして主体的に活動する人材を育成します。
 - ④ 学校訪問、研修や推進会議を通して、学校支援センターの取組を工夫・改善するための支援を実施します。
- (2) 小・中学校における土曜日の教育活動等における外部人材の活用を市町村教育委員会と連携しながら推進します。
- (3) キャリア教育等において、地域社会（地域住民、地域企業等）との効果的な連携を図り、社会との接点に関わる教育を推進します。
- (4) 高校において、地域の関係者等と連携して生徒が地域の抱える具体的な課題の解決に主体的に関わっていく体験的・実践的な学習を行い、社会の形成に参画し、その発展に寄与する力の育成を図ります。
- (5) 学校と自治会、生涯学習機関（公民館）の連携を推進し、双方向の交流に向けた取組を進めます。
- (6) 研修等により、教員の生涯学習・社会教育に対する知識・理解を高めます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 学校支援センターが機能していると答えた小・中学校の割合	79.7%	100%
(2) 年間の学習計画に地域の教育力を生かした学習を位置付けている小・中学校の割合	79.8%(H24)	100%
(3) 児童生徒を地域行事等に参加させている小・中学校の割合	83.4%	100%

取組 3 9	読書活動の充実と県立図書館の機能強化
--------	--------------------

【担当所属：生涯学習課 義務教育課 高校教育課】

1 現状

(1) 県内公共図書館の状況等

図書館は読書活動を推進する上で拠点となる施設です。本県では、平成23年3月に、群馬県社会教育委員会議から、これからの群馬県の図書館等の目指すべき方向について提言した「群馬県公立図書館等の振興方策について」答申があり、この提言を踏まえた取組を進めています。

① 県内公共図書館の状況

館数	蔵書数	うち児童書
54	7,267,039冊	1,906,159冊

(群馬県の図書館2013 (県立図書館調査))
※議会図書室、点字図書館は除く。平成24年度末現在数

② 子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。このことから、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書に親しむ環境を整えることを目的として、本県では児童書の整備や学校図書館等への支援等を内容とする「群馬県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

- ・平成16年3月「群馬県子ども読書活動推進計画」策定
- ・平成22年3月「群馬県子ども読書活動推進計画（第二次）」策定

③ 県立図書館の取組

県立図書館では、図書、視聴覚資料の貸出しのほか、調査相談（レファレンス）の実施や図書館情報提供システムの運営、相互貸借支援、市町村支援、児童図書セットの団体貸出、群馬県関係資料の収集・保存を行っています。

(2) 県内学校図書館の状況

① 小・中学校

読書活動は、児童生徒が感動、考える力、豊かな感性や情操、幅広い知識等を獲得する上で、重要なものであり、新学習指導要領でも学校図書館の利活用を図り、学習活動や読書活動を充実することが求められています。

i 全国学力・学習状況調査の結果 ※平成23年度は、東日本大震災のため調査が行われていません。

1日当たり30分以上の読書をしている児童生徒の割合	学年年度	H22	H24	H25
	小6	37.5%	39.0%	40.4%
	中3	31.1%	32.4%	33.1%

1日当たり30分以上の読書をしている児童生徒の割合は、平成19年度から少しずつ減少していましたが、平成22年度から回復傾向が見られるようになってきています。

本を読んだり、借りたりするために学校図書館・室や地域の図書館へ週1回以上行く割合	学年年度	H22	H24	H25
	小6	28.8%	29.7%	34.1%
	中3	14.2%	12.2%	13.7%

学校図書館や地域の図書館の利用回数は、小学校で3割程度、中学校で1割程度の状況です。

ii 学校図書館の現状に関する調査の結果（隔年調査）

公立図書館と連携をしている学校の割合	校種年度	H22	H24
	小学校	50.3%	53.2%
	中学校	30.0%	32.3%

公立図書館との連携は増加傾向にありますが、中学校の連携が進んでいません。

② 高等学校

学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することを目指し、本県の県立高校のうち、19校が全校一斉の読書活動に取り組んでいます。また、平成25年度は、県立高校のうち、57校が学校図書館の一般開放を行っています。

2 課題

- (1) 市町村立図書館等の充実等、県民に身近な読書環境を整備すること
- (2) 県民が行う高度・専門的な調査、研究のための調査相談体制の充実を図ること
- (3) 公立図書館と学校図書館活動との連携をさらに強化していくこと
- (4) 教育活動において学校図書館を積極的、計画的に利用すること

3 取組の方向

- (1) 県民にとって身近な市町村立図書館（室）の充実を図るため、図書館ネットワークの中核館として県立図書館による支援を実施します。
- (2) 子どもが自主的に読書に親しむ環境を整備していきます。
- (3) 身近な読書環境の一つとして、県立高校における学校図書館の一般開放を行います。
- (4) 県立図書館における県民の課題解決につながる高度な専門的情報サービス（レファレンスサービス）を提供する機能を充実します。
- (5) 学校図書館等に対する人的・物的支援を行います。
- (6) 司書教諭や学校図書館職員の専門性を高め、児童生徒が興味・関心をもって積極的に利用するような学校図書館づくりに努めます。
- (7) 各教科・科目等における学校図書館を利用した指導や、読解力を高める読書活動を推進していきます。
- (8) 学校図書館の「学習情報センター」「読書センター」としての機能の一層の充実を図ります。



図書で課題を解決する児童

4 主な取組内容

- (1) 図書館横断検索システムの運営と協力車の運行により、図書館間の相互貸借を支援します。
- (2) 図書館司書実務研修を実施し、公共図書館職員の資質向上を図ります。
- (3) 図書館未設置町村への児童図書の貸出しを行います。
- (4) 読み聞かせボランティアの技能向上と取組への動機付けを図ります。
- (5) 各高校の実情に合わせ、開かれた学校づくりの一環として、学校図書館を卒業生、保護者、地域住民等に引き続き開放します。
- (6) 県立図書館のレファレンス用資料の充実を図るとともに、人材育成を進めます。
- (7) 公立図書館と連携した、児童生徒の読書喚起への取組を推進します。【取組9再掲】
- (8) 総合学習支援図書セット、朝の読書推進図書セット、ぐんまの子どもにすすめたい本200選の貸出しを実施します。
- (9) 学校図書館関係者実務研修会等を実施し、学校図書館関係者の資質向上を図ります。
- (10) 小・中学校において、各教科の年間指導計画に、学校図書館の利用を位置付け、司書教諭・学校司書等を活用した読書への興味・関心を高める指導を行います。【取組9再掲】
- (11) 小・中学校の協力校において、効果的な学校図書館の環境整備、学校図書館を活用した授業づくり等に取り組み、情報を活用した主体的・意欲的な学習活動や、読解力を高める学習活動等を広く普及します。
- (12) 高校において、各教科・科目における学習、総合的な学習の時間、課題研究等の中で、生徒が必要な情報を収集・選択し、それらを主体的に活用する学習活動が行われるよう支援していきます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 1日当たり30分以上の読書をしている小・中学生の割合	小 40.4% 中 33.1%	小 50% 中 50%
(2) 公立図書館と連携している小・中学校の割合 ※調査は隔年実施	小 53.2%(H24) 中 32.3%(H24)	小 60% 中 50%
(3) 県立図書館におけるレファレンスサービス件数 (事柄や事実調査、文献調査等の専門的情報提供サービスの件数。利用相談(書架案内や所蔵調査)は除く。)	7,999件(H24)	9,600件

取組 40

多様な課題に対応した学習機会の充実

【担当所属：生涯学習課】

1 現状

生涯学習とは、人間が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することであり、社会の変化に対応するための様々な知識を得て、豊かな人生を過ごすことにつながります。

(1) 生涯学習の支援状況

県民の様々な学習ニーズに対応するため、「ぐんま県民カレッジ」や「まなびねっとぐんま」等の情報通信技術を活用した学習情報の提供、講座の開催等の事業を行うことにより学習機会を提供しています。

なお、個人的な趣味・教養的な活動の振興は図られてきましたが、社会の変化に伴い生じてきた課題に対応する新しい知識や技術の習得、社会参加のための学習機会の提供及び活用は少ない状況です。

＜「ぐんま県民カレッジ」・「まなびねっとぐんま」の実績（平成24年度）＞

「ぐんま県民カレッジ」講座数	1,410件
「ぐんま県民カレッジ」新規入学者数	146人
「ぐんま県民カレッジ」累計入学者数	6,570人
「まなびねっとぐんま」アクセス件数	46,591件
「まなびねっとぐんま」講座・イベントデータ件数	3,818件

(2) 県立生涯学習施設の状況

生涯学習センターでは、ぐんま県民カレッジや「まなびねっとぐんま」の運営のほか、学習相談、講座の開催、さらに視聴覚ライブラリーや少年科学館の運営により様々な学習支援を行っています。また、県立図書館、ぐんま昆虫の森、ぐんま天文台においても、県民の学習ニーズに対応した事業を実施するとともに、本物の魅力を体験する機会を提供しています。

① 生涯学習施設の入館者数（平成24年度）

図書館	334,062人
生涯学習センター	246,353人
ぐんま昆虫の森	105,713人
ぐんま天文台	34,274人



ぐんま県民カレッジ実施風景

② 課題解決支援事業等（生涯学習センター）

個人や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化する中で、主体的に地域社会の課題解決に取り組む人材を育成するための学習機会を提供しています。

＜課題解決支援事業実施講座の受講者数（平成24年度）＞

課題解決支援講座Ⅰ（安心安全な地域づくり・防災編）	70人
課題解決支援講座Ⅱ（若者のキャリア形成支援編）	100人
課題解決支援講座Ⅲ（安心安全な地域づくり・暮らし編）	49人
学校支援ボランティアセミナー	47人

2 課題

- (1) 県民ニーズの多様化・高度化に対応した取組や社会の変化に対応した学習プログラムを提供すること
- (2) 県民が学習した成果が社会で適切に評価され、地域活動等で活用されていくよう環境を整えること

3 取組の方向

- (1) 生涯学習施設の有効な活用、新しい学習プログラムの開発及び実施、専門的な指導者の養成、関係機関と連携した総合的な生涯学習推進体制の強化を図ります。
- (2) 県民が直面する課題解決のため、多様な学習情報や学習機会を提供するとともに、その成果を生かして地域づくり等に参画できるような仕組みをつくりまします。
- (3) 生涯学習・社会教育の動向を踏まえ、課題解決支援に向けた関係者の人材育成及び資質の向上を図ります。

4 主な取組内容

- (1) 多様な学習情報や学習機会の提供
 - ① 高度・専門的な学習機会として、県民向けの県主催講座において、社会的な要請に対する問題を取り上げます。
 - ② 公民館、博物館、美術館、カルチャーセンター等と連携し、連携講座として県民に多様な学習機会を提供します。
 - ③ 大学等の高等教育機関との連携により、大学等の機能を生かした生涯学習機会を提供します。
 - ④ 県立学校がもっている教育機能を活用し、県民に対し開かれた学校づくりを行います。
 - ⑤ 県民が身近な場所でいつでも生涯学習に関する情報が取り出せるよう、Webページでの情報提供を充実します。
 - ⑥ 行政職員や市町村公民館職員、地域団体・NPO等を対象とした研修を実施します。各教育事務所と連携して県内複数箇所で開催し、学習機会の地域間格差是正を図ります。
- (2) 学習成果の評価の仕組み
 - ① 県民カレッジでの一定の単位数修了者に対し、奨励賞を交付します。
 - ② 「まなびねっとぐんま」に生涯学習活動を行うことのできる指導者や団体情報を登録し発信します。
 - ③ 有効な学習成果の評価の仕組みを検討します。
- (3) 学習成果の活用
 - ① 「まなびねっとぐんま」により活動分野等の情報発信を行うことで、地域の課題に適応した人材が活用されるよう働きかけます。【取組36再掲】
 - ② 各種講座修了者の名簿を市町村に提供し、地域における多様な学習活動や家庭教育支援等に活用されるよう働きかけます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) ぐんま県民カレッジ入学者累計(H12～)	6,570人(～H24)	7,000人(～H30)
(2) ぐんま県民カレッジ連携機関数	536機関(H24)	600機関

第5 達成目標一覧

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
基本施策1 時代を切り拓く力の育成		
柱① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する		
取組1 時代に応じたキャリア教育の充実		
(1) 小・中学校におけるキャリア教育全体計画の作成状況	小 77.0% 中 79.3%	小 100% 中 100%
(2) 将来就きたい仕事や夢について児童に考えさせる指導をしている小学校教員の割合	70.0%	100%
(3) 3日以上職場体験を実施している中学校の割合	74.0% (H24)	85%
(4) 公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	34.6% (H24)	50%
取組2 より実践的な職業教育の推進		
(1) 公立専門高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	69.5% (H24)	100%
(2) 全日制専門高校の新卒者の進路希望達成率（進路希望達成者／卒業者）	98.6% (H24)	100%
取組3 特別な支援を必要とする生徒への就労支援の充実		
(1) 県立特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	35.5% (H24) (全国の平均27.7%)	40%
(2) 就労支援員の就業体験先の新規開拓件数	228件 (H24)	300件
(3) 介護人材育成研修会参加生徒数（年間の延べ人数）	72名	90名
柱② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する		
取組4 文化芸術や尾瀬学校等の郷土資源を活用した学びの推進		
(1) ふるさと（地域の歴史、伝統や文化、自然等）のよさを生かした特色ある教育活動をしている小・中学校の割合	小 96.9% 中 80.5%	小 100% 中 100%
(2) 住んでいる地域の歴史や自然について関心がある小・中学生の割合	小6 66.3% 中3 41.0%	小6 80% 中3 80%
(3) 尾瀬学校に参加している小・中学生の人数	11,224人 (H24)	20,000人
(4) 全国高等学校総合文化祭における入賞数	4	8
取組5 古代東国文化をはじめとした文化遺産を活用した学びの推進		
(1) 中学校の歴史的分野の授業において、東国文化副読本を活用した学校の割合	43.0%	100%
(2) 県埋蔵文化財調査センター発掘情報館の展示解説や体験学習プログラムを教育活動に利用した団体数	36団体 (H24)	50団体
柱③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する		
取組6 国際理解教育の充実		
(1) 総合的な学習の時間で「国際理解」をテーマに取り組んでいる小・中学校の割合	44.9%	60%
(2) 高校生の海外研修者数及び留学者数	313人 (H24)	400人
取組7 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進		
(1) 中学校において実用英語検定3級以上相当の英語力を有する生徒の割合	中3 37.1%	中3 50%
(2) 県立高校において実用英語検定準2級相当以上の英語力を有する生徒の割合	高3 36.2%	高3 60%
(3) 中学校において授業の半分以上の時間、生徒が英語で活動している割合	48.8%	80%
基本施策2 確かな学力の育成		
柱④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに学習意欲を高める		
取組8 基礎的・基本的な知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成		
小・中学校(1) 「全国学力・学習状況調査」における全国平均正答率との差（小学校）	小6 -1.9	小6 +2.0
小・中学校(2) 「全国学力・学習状況調査」における全国平均正答率との差（中学校）	中3 +1.4	中3 +3.0

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
高校(1) 学習内容の確実な定着を図るための学び直しや思考力・判断力・表現力等を育成する協同学習を重点的に行う推進校の数	4校	10校
高校(2) 公立高校における進路希望達成率 (進路希望達成者／卒業者)	90.8% (H24)	95%
取組9 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立		
(1) 家庭等での学習時間が1日当たり平均1時間以上の小・中学生の割合	小6 63.5% 中3 74.1%	小6 70% 中3 80%
(2) 毎朝、同じくらいの時刻に起きている小・中学生の割合	小6 91.9% 中3 93.4%	小6 95% 中3 95%
(3) 県立高校における欠席率	全日制 2.0% (H24) 定時制 14.5% (H24)	全日制 1.0%以下 定時制 10.0%以下
柱⑤ 発展的な教育により社会へ参画する力を育成する		
取組10 ものづくり産業等へつなげる理数教育の推進		
(1) 理科の授業で学習したことは、普段の生活や社会に出たときに将来役立つと考えている小・中学生の割合	小5 84.0% (H22) 中2 64.8% (H22)	小5 90% 中2 70%
(2) 理科室で観察や実験をする授業を1クラス当たり週1回以上行った小・中学校の割合	小6 65.7% (H24) 中3 74.5% (H24)	小6 70% 中3 80%
(3) 将来、理科や科学技術に関する職業に就きたいと答えた小・中学生の割合	小6 29.3% (H24) 中3 24.6% (H24)	小6 40% 中3 35%
(4) 科学の甲子園（予選）参加高校数	9校	15校
(5) 数学コンテスト参加生徒数	435人	500人
取組11 情報通信技術（ICT）活用能力と情報モラルの育成		
(1) 小・中学生のICT活用能力 ① コンピュータで文字を打つなど基本的操作が身に付いている小学生の割合	89.1%	100%
② コンピュータ等の情報手段を積極的に活用している中学生の割合	76.6%	100%
(2) 授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の割合	66.9% (H24)	100%
(3) インターネット利用時に守るべきルールやマナーを身に付けている小・中学生の割合	H26から調査実施	100%
取組12 地域を発展させる大学の充実		
(1) 県立女子大学の「群馬学連続シンポジウム」来場者累計数 (H16～)	10,969人(～H24)	14,000人(～H30)
(2) 県民健康科学大学における国家試験合格率 保健師国家試験 看護師国家試験 診療放射線技師国家試験	100.0% (H24) 100.0% (H24) 94.3% (H24)	100% 100% 100%
(3) 農林大学校の卒業生が就農又は農林業関係産業に就職する割合	70.0%	80%
基本施策3 豊かな人間性の育成		
柱⑥ 自他を大切にする心や自己肯定感を育み、規範意識を高める		
取組13 ボランティア活動や体験的な活動の充実		
(1) 地域社会等のボランティアに参加している小・中学生の割合	小6 39.1% 中3 52.4%	小6 50% 中3 60%
(2) 母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数	231人 (H24)	280人
(3) 「自然体験活動」「社会体験活動」に係る事業への参加者数（県立青少年自然の家 3施設合計）	2,435人 (H24)	2,800人

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
取組14 「向上する心」「やりぬく心」「大切にできる心」を育む道徳教育の充実		
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合	小6 78.9% 中3 69.9%	小6 100% 中3 100%
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合	小6 84.5% 中3 82.0%	小6 100% 中3 100%
(3) 県立高校で道徳の目標と各教科の学習内容との関連表(※1)を作成している学校の割合	4.7% (道徳教育全体計画についてはすべての県立高校で作成済み)	100%
※1：各教科等の学習内容と道徳教育の目標を結び付けたもの		
取組15 自らの行動につながる人権教育の推進		
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合【取組14再掲】	小6 78.9% 中3 69.9%	小6 100% 中3 100%
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合【取組14再掲】	小6 84.5% 中3 82.0%	小6 100% 中3 100%
(3) 人権教育年間指導計画の見直し、改善を実施している学校の割合	小 70.0% (H24) 中 66.1% (H24) 高 70.5% (H24) 特別支援47.4% (H24)	全校種 90%
(4) 人権教育指導者研修の実施回数	8回	各教育事務所において年1回以上実施
柱⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する		
取組16 いじめの早期発見・早期解決		
(1) 認知したいじめのうち、指導の結果、解消した件数の割合	小 98% (H24) 中 96% (H24) 高 85% (H24) 特別支援100% (H24)	全校種 100%
取組17 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援		
(1) 児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進した学校の割合	小 57.4% (H24) 中 63.5% (H24) 高 48.2% (H24) 特別支援42.3% (H24)	全校種 100%
(2) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた学校の割合	小 14.3% (H24) 中 12.9% (H24) 高 6.0% (H24) 特別支援 0% (H24)	全校種 100%
(3) 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた小・中学生の割合	小 96.6% 中 94.9%	小 100% 中 100%
基本施策4 健やかな体の育成		
柱⑧ 児童生徒の体力向上を図る		
取組18 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実		
(1) 全国実施している新体力テストの自校の結果から明らかになった課題を解決するために、学校全体で具体的な方策を講じている小・中学校の割合	小 57.6% 中 31.0%	小 100% 中 100%
(2) 新体力テストの結果を基に、自校の体力の状況について家庭や地域に公表している小・中学校の割合	小 25.0% 中 16.0%	小 80% 中 80%
(3) 1日の運動時間が、2時間以上の小・中学生の割合(体育の授業時間を除く。)	小5(男) 40.5% 小5(女) 18.3% 中2(男) 69.8% 中2(女) 52.1%	小5(男) 50% 小5(女) 50% 中2(男) 80% 中2(女) 60%
(4) 小・中学校の全国・体力運動能力、運動習慣等調査における合計得点の全国集計との差	小5(男) -1.76 小5(女) -1.79 中2(男) +0.22 中2(女) +2.25	小5(男) +1.0 小5(女) +1.0 中2(男) +2.0 中2(女) +3.0

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
取組19 運動部活動の充実		
(1) 運動部活動への加入率	中(男) 86.7% 中(女) 64.6% 高(男) 63.8% 高(女) 30.7%	中(男) 90% 中(女) 70% 高(男) 70% 高(女) 40%
(2) 運動部活動における外部指導者の活用状況	中 63.9% 355名 高 70.0% 84名	中 75% 390名 高 75% 100名
(3) 運動部活動運営に関する校内組織(部活動運営委員会等)を設置している学校の割合	中 { H25の数値はH26 高 } に調査実施予定	中 100% 高 100%
柱⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する		
取組20 健全な体づくりを目指す健康教育・食育の推進		
(1) 薬物乱用防止教室を開催している公立小・中学校、県立高校(全日制)の割合	小 58.7%(H24) 中 94.6%(H24) 高 95.7%(H24)	全校種 100%
(2) 性・エイズ教育講演会を開催している公立小・中学校、県立高校(全日制)の割合	小 60.2%(H24) 中 55.4%(H24) 高 97.1%(H24)	全校種 100%
(3) 朝食を全く食べない小・中学生の割合	小6 0.5% 中3 1.2%	小6 0% 中3 0%
(4) 学校給食における県産食材使用割合(食材数ベース) (重量ベース)	26.0%(H24) 62.9%(H24)	30% 80%
取組21 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理		
(1) 公立学校における心臓検診の二次検診の受診率	小 93.31%(H24) 中 90.13%(H24) 高 85.20%(H24)	全校種 100%
(2) 公立学校における腎臓検診の二次検診の受診率	小 77.33%(H24) 中 53.68%(H24) 高 47.21%(H24)	全校種 100%
(3) 公立学校における「校内食物アレルギー対策委員会」の設置状況	小 59.3% 中 62.3% 高 22.8%	全校種 100%
基本施策5 信頼される学校づくり		
柱⑩ 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する		
取組22 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上		
(1) 研修講座等における参加体験型研修の割合	45%	60%
(2) 研修講座における若手教員と中堅教員が学び合う機会の拡充	初任者と10年目経験者研修員の交流	すべての経験者研修相互において実施
取組23 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした新たな課題への対応力の向上		
(1) 公立学校における教員の特別支援教育研修受講率	82.6%(H23)	100%(H29) ※ 群馬県特別支援教育推進計画における最終目標年
(2) 「普段の授業では、学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていると思う」と回答した小・中学生の割合	小 79.8% 中 69.5%	小 100% 中 100%
(3) 不登校の児童生徒数	小 306人(H24) 中 1,447人(H24) 高 729人(H24)	小 200人以下 中 1,100人以下 高 600人以下
取組24 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康管理		
(1) 学校の教育目標やその達成に向けた方策について、全教職員の間で共有し、取組に当たっている小・中学校の割合	「よくしている」 59.8%	「よくしている」 100%
(2) 公立学校教員の病気休職者に占める精神疾患による休職者の割合	48.6%(H24) (全国の割合59.5%)	全国の割合以下

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
柱⑪ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する		
取組25 障害の重度・重複化、多様化への対応と障害のある子とない子の交流や共同学習の推進		
(1) 特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流を行う率【居住地校交流】	19.0% (H24)	50%
(2) 特別支援学校と小・中・高校との交流【学校間交流】	9.8回／校 (H24)	12回／校
(3) 特別支援学校と地域の人々との活動【地域交流】	14.1回／校 (H24)	18回／校
取組26 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実		
(1) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校からの特別支援学校への相談件数	4,632件 (H24)	6,000件
(2) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校からの教育事務所専門相談員への相談件数	3,714件 (H24)	4,000件
柱⑫ 特色ある学校づくりを推進する		
取組27 家庭や地域の意見を生かした開かれた学校づくり		
(1) 学校の重点課題と関連付けた評価項目による学校評価の結果及び改善策を学校・家庭・地域で共有し、次年度に改善策を反映した学校の割合（小・中・高・特別支援学校）	H26から調査実施	100%
(2) 進路指導・就業体験について充実していると感じている保護者の割合（特別支援学校）	H26から調査実施	80%
取組28 高校教育改革の推進		
(1) 特色ある高校教育の推進	有識者による委員会を設置し、高校教育改革に係る全県的な課題を検討	入学者選抜制度、定時制・通信制課程等の改革を実施
(2) 地区別の再編整備計画の策定及び実施	地区別再編整備計画策定に向けた検討（吾妻地区、富岡・甘楽地区、桐生・みどり地区）	地区別再編整備計画に基づく再編整備の実施又は実施に向けた準備（開設準備会の設置等）
取組29 私立学校の振興		
(1) 経常費補助金の補助単価水準（生徒1人当たり補助単価水準）	補助単価の全国順位 ・高等学校 4位 ・幼稚園 2位	補助単価水準の維持
基本施策6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成		
柱⑬ 安全・安心な教育環境を確保する		
取組30 学校の耐震化・長寿命化の推進		
(1) 県立学校施設（校舎等）の耐震化率（棟数比）	93.6%	100% (H27) ※ 県立学校耐震改修計画における完了目標年度
(2) 県立学校施設の長期保全計画の策定	基礎データを調査中	計画策定 (H27) ※ 平成26年度末に調査完了予定
取組31 就(修)学確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実		
(1) 中学校を卒業した外国人生徒のうち、就職又は進学した者の割合	92.7% (H24)	100%
(2) 日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本の学校に5年以上在籍している者の割合	20.5% (H24)	10%以下
柱⑭ 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する		
取組32 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進		
(1) 学校安全計画に、災害安全に関する職員研修の内容が盛り込まれている学校の割合	86.1% (H24)	100%
(2) 児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や会議を開催している学校	81.1% (H24)	100%
(3) 避難訓練の実施に際して、「自分自身が主体的に行動する態度」の重要性について指導した学校の割合	83.9% (H24)	100%

目標の概要	基準年度の状況 (H25)	目標年度の状況 (H30)
取組33 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実		
(1) 通学路の安全確保のために、関係機関等（県・市町村教育委員会、保護者、警察、道路管理者、地域の関係者等）との連携を図っている学校の割合	95.8% (H24)	100%
(2) 児童生徒を対象とした防犯教室を実施している小・中学校の割合	83.7% (H24)	100%
(3) 児童生徒等の自転車事故発生人数	1,233人 (H24)	1,000人以下
基本施策7 地域の教育力の向上と生涯学習社会の構築		
柱⑮ 幼児教育の充実を図るとともに家庭教育や子育ての支援を推進する		
取組34 幼児期の成長と子育てを支援する社会づくり		
(1) 地域子育て支援拠点数	127箇所	208箇所 (H29) ※ 次世代育成支援対策推進後期行動計画における最終目標年
(2) 保育アドバイザーの派遣回数	年間78回 (H24)	年間100回
(3) 幼児教育推進のための指導資料の活用割合	公立 90.4%	公立 100%
(4) 教育課程編成に係る連携を小学校と行っている園の割合	公立 21.7% (H24)	公立 100%
取組35 市町村や民間団体と連携した家庭教育支援の推進		
(1) 子育て支援者研修会への参加者数	50人	150人
(2) 家庭教育カウンセリング専門講座修了者の計画推進期間中の累計数	246人 (H21～25)	300人 (H26～30)
柱⑯ 社会教育を推進し地域の教育力を高める		
取組36 地域の学びを支える人材づくり		
(1) 地区別PTA指導者研修会の参加人数	1,254人	1,400人
(2) 「まなびねっとぐんま」講師・人材情報登録数	256人	300人
取組37 青少年教育の推進		
(1) 県立青少年教育施設の利用者数 (青少年自然の家・群馬県青少年会館 4施設合計)	110,196人 (H24)	120,000人
(2) 「自然体験活動」「社会体験活動」に係る事業への参加者数（県立青少年自然の家3施設合計）【取組13再掲】	2,435人 (H24)	2,800人
(3) 「少年の日」、「家庭の日」普及啓発応募作品数	標語 9,679点 絵画・ポスター1,406点	標語 10,000点 絵画・ポスター 3,000点
取組38 学校支援センター等の充実		
(1) 学校支援センターが機能していると答えた小・中学校の割合	79.7%	100%
(2) 年間の学習計画に地域の教育力を生かした学習を位置付けている小・中学校の割合	79.8% (H24)	100%
(3) 児童生徒を地域行事等に参加させている小・中学校の割合	83.4%	100%
柱⑰ 生涯にわたる多様な学びを推進する		
取組39 読書活動の充実と県立図書館の機能強化		
(1) 1日当たり30分以上の読書をしている小・中学生の割合	小 40.4% 中 33.1%	小 50% 中 50%
(2) 公立図書館と連携している小・中学校の割合 ※調査は隔年実施	小 53.2% (H24) 中 32.3% (H24)	小 60% 中 50%
(3) 県立図書館におけるレファレンスサービス件数 (事柄や事実調査、文献調査等の専門的情報提供サービスの件数。利用相談（書架案内や所蔵調査）は除く。)	7,999件 (H24)	9,600件
取組40 多様な課題に対応した学習機会の充実		
(1) ぐんま県民カレッジ入学者累計 (H12～)	6,570人 (～H24)	7,000人 (～H30)
(2) ぐんま県民カレッジ連携機関数	536機関 (H24)	600機関

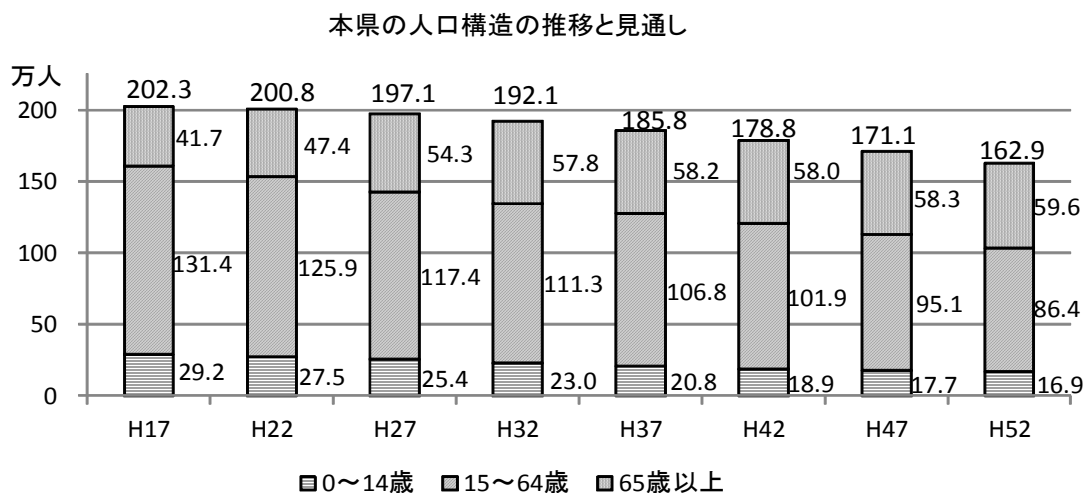
Ⅲ 資料編

第1 人口の動向

1 年齢別人口の動向

本県人口は、平成16年をピークに減少に転じ、平成24年以降は200万人を下回り、今後も人口は減少傾向にあります。

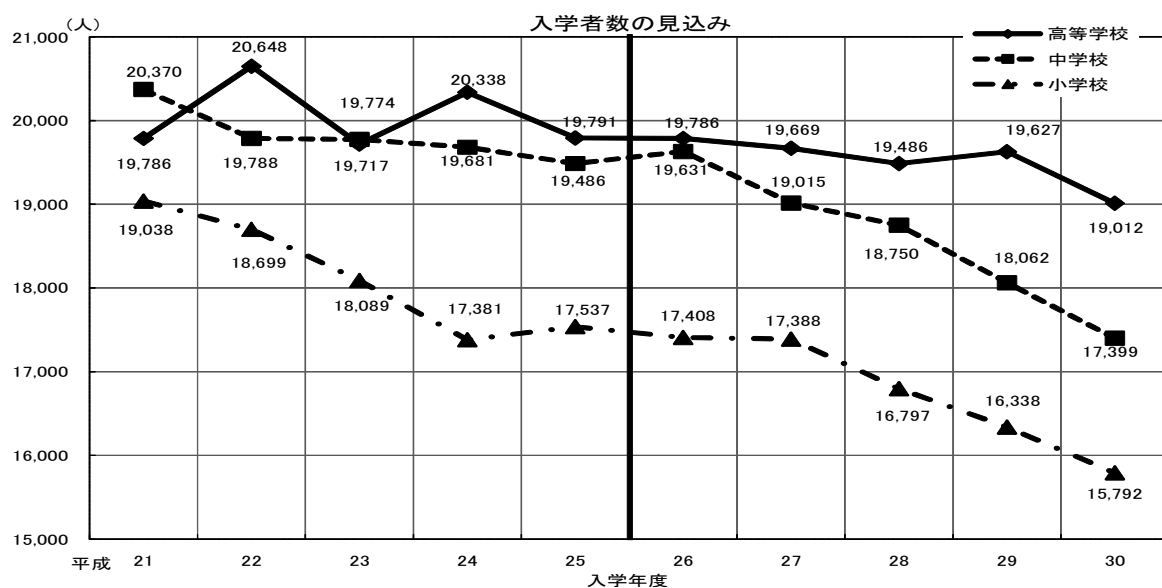
年齢別の内訳では、年少人口及び生産年齢人口が人数及び人口に占める割合とも減少していくのに対して、老年人口は人数及び割合とも増加することが見込まれています。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

2 小・中・高校の児童生徒数の動向

現行計画の期間中は、小学校の児童数が大きく減少し、学校の統廃合も行われました。第2期計画期間は、小学校の児童数の減少が続くとともに、中学校の生徒数が大きく減少していきます。さらに、第2期計画期間終了後は、高校の生徒数が大きく減少していくことになります。



* 特別支援学校及び中等教育学校の児童生徒数を含む。

* 平成26年以降は平成25年度学校基本調査及び義務教育就学前幼児数調査の本年度在籍児童生徒数による推定値。

* この表における高等学校入学者数は、中学校(中等教育学校前期課程、特別支援学校小・中学部)卒業見込者数を使用。

学校数及び在学者数の変化

区分	平成20年5月		平成25年5月	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数
幼稚園	224園(国1、公94、私129)	24,246人	207園(国1、公83、私123)	21,502人
小学校	345校(国1、公342、私2)	118,590人	327校(国1、公325、私1)	109,718人
中学校	180校(国1、公174、私5)	59,269人	176校(国1、公169、私6)	57,732人
特別支援学校	27校(国1、公25、私1)	1,860人	29校(国1、公27、私1)	2,121人
中等教育学校	3校(公2、私1)	831人	2校(公2)	1,387人
高等学校	83校(公71、私12)	53,817人	82校(公69、私13)	53,331人
専修学校	70校(公3、私67)	9,445人	69校(公3、私66)	10,181人
工業高専	1校(国1)	1,106人	1校(国1)	1,108人
短期大学(部)	11校(私11)	2,608人	9校(私9)	2,061人
大学	14校(国1、公4、私9)	26,474人	13校(国1、公4、私8)	29,233人

※ 学校数は、分校を含む。高校は全日制及び定時制課程（学校基本調査）

第2 公立学校の耐震化の状況

本県の公立学校施設の耐震化については、平成27年度末までに完了するよう各設置者とも積極的に取り組んでおり、年々着実に進展しています。

一方、非構造部材の耐震化のうち、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策については、新たに点検・対策が必要となり、各設置者には早急な対応が求められることとなりました。

(1) 校舎等の耐震化の状況（対象：非木造で2階建以上又は延床面積200㎡超の建物）

	左列：耐震化率 右列：今後耐震化が必要な建物（残棟数）					
	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
市町村立幼稚園	71.4%	24棟	74.1%	22棟	74.4%	22棟
市町村立小・中学校	76.3%	472棟	81.6%	363棟	86.0%	268棟
公立高校	88.7%	99棟	90.3%	84棟	92.7%	63棟
公立特別支援学校	96.3%	5棟	97.8%	3棟	98.5%	2棟
県計	80.6%	600棟	84.6%	472棟	88.2%	355棟
うち県立学校	89.5%	99棟	91.1%	83棟	93.6%	61棟

(2) 屋内運動場等における吊り天井の設置状況等について（平成25年度新規調査）

	全棟数	うち吊り天井を有する棟 (割合)	
市町村立小・中学校	612棟	171棟	27.9%
公立高等学校	163棟	65棟	39.9%
公立特別支援学校	30棟	6棟	20.0%
県計	805棟	242棟	30.1%
うち県立学校	172棟	62棟	36.0%

※公立学校施設の耐震改修状況調査（文部科学省、平成25年4月1日現在）

第3 国際化及び情報化の状況

1 県内企業の海外進出の状況

本県に本社を置く企業においても、様々な業種で中国を中心に海外に進出している状況が見られます。

国別事業所数一覧

国名	事業所数	構成比
中国	202	43.9
タイ	36	7.8
台湾	6	1.3
インドネシア	20	4.3
ベトナム	22	4.8
シンガポール	8	1.7
フィリピン	29	6.3
韓国	16	3.5
マレーシア	10	2.2
インド	5	1.1
パキスタン	1	0.2
モンゴル	1	0.2
アジア計	356	77.4
オーストラリア	2	0.4
大洋州計	2	0.4
アメリカ	49	10.7
カナダ	1	0.2
北米計	50	10.9
イギリス	9	2
フランス	5	1.1
ドイツ	4	0.9
イタリア	3	0.7
エストニア	2	0.4
リトアニア	1	0.2
ポルトガル	1	0.2
スペイン	1	0.2
ポーランド	3	0.7
ハンガリー	3	0.7
ロシア	1	0.2
ベルギー	2	0.4
ヨーロッパ計	35	7.6
ペルー	1	0.2
ブラジル	4	0.9
メキシコ	9	2
中南米計	14	3
アラブ首長国連邦	2	0.4
イラン	1	0.2
中東計	3	0.7
総計	460	100

左の業種別企業数及び事業所数一覧

	企業数	構成比	事業所数	構成比
鉱業	1	0.5	2	0.4
建設業	2	0.9	3	0.7
製造業	158	98.6	369	98.9
食料品・飼料・飲料製造業	9	4.1	12	2.6
衣服・その他の繊維製品製造	3	1.4	5	1.1
木材・木製品製造業	2	0.9	1	0.2
家具・装備品製造業	2	0.9	3	0.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	0.9	4	0.9
出版・印刷・同関連産業	4	1.8	6	1.3
化学工業	3	1.4	4	0.9
ゴム製品製造業	3	1.4	12	2.6
鉄鋼業、非鉄金属製造業	8	3.6	23	5
金属製品製造業	24	10.9	35	7.6
一般機械器具製造業	17	7.7	81	17.6
電気機械器具製造業	29	13.1	73	15.9
輸送用機械器具製造業	26	11.8	57	12.4
精密機械・医療機械器具製造	2	0.9	7	1.5
その他の製造業	24	10.9	46	10
卸売・小売業、飲食店	39	17.6	51	11.1
金融・保険業	2	0.9	2	0.4
不動産業	2	0.9	3	0.7
運輸・通信業	4	1.8	8	1.7
サービス業	13	5.9	22	4.8
合計	221	100	460	100

平成23年3月 群馬県産業経済部 調査

2 児童生徒の携帯・インターネット利用の状況

携帯電話の学校への持ち込みや使用を制限している学校も多く、学年を追って増加するものの中学生でも携帯電話の所持率は半数以下にとどまっていますが、高校生になるとほとんどの生徒が携帯電話を所持しており、その多くがスマートフォンとなっています。また、インターネットと接続できる自分のコンピュータや携帯型ゲーム機を所持している率も増加しており、中学生では3割から4割の生徒が電子メールやインターネットを1日1時間以上利用しています。

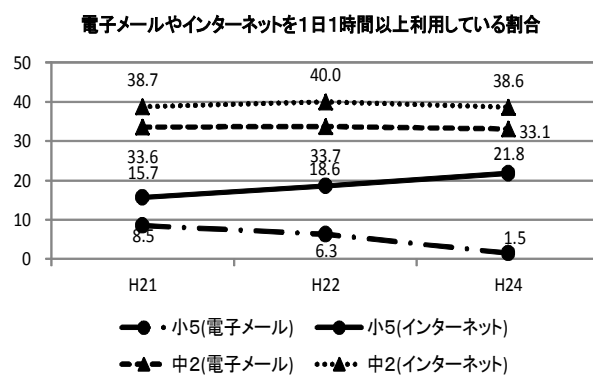
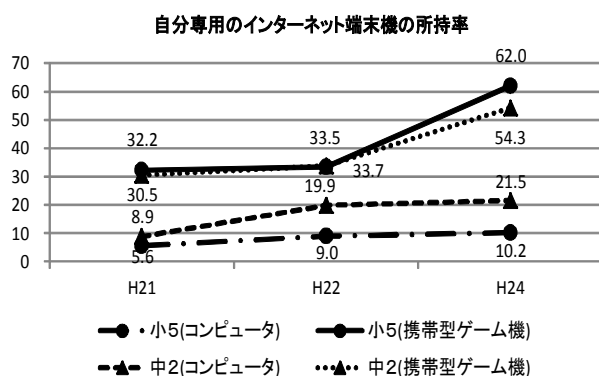
携帯電話の所持率 (単位：%)

	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2
持っている	17.2	23.4	22.1	28.9	35.8	43.1	95.7	98.2
持っていない	82.8	76.0	77.5	70.5	64.2	56.3	3.2	1.6

持っている者のうちスマートフォンの割合 (単位：%)

	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2
スマートフォン	3.9	9.1	16.0	47.6	44.7	49.5	89.5	83.6

群馬県警察・群馬県 H25年7月調査



平成24年度群馬県携帯インターネット実態調査（群馬県教育委員会）

第4 文化財の状況

1 群馬県内の指定文化財一覧

県内では古代東国文化に着目し、歴史的価値ある文化財の活用に取り組んでおり、郷土群馬の歴史や文化への興味関心が高まっています。

(単位:点)

種別	国	県	計	
重要文化財	56	206	262	
重要無形文化財	0	1	1	
民俗文化財	重要有形民俗文化財	3	7	10
	重要無形民俗文化財	4	17	21
記念物	史跡	47	85	132
	名勝	6	2	8
	天然記念物	18	101	119
重要伝統的建造物群保存地区	2		2	
重要文化的景観	1		1	
文化財の保存技術	0	1	1	
登録有形民俗文化財	2	0	2	
登録有形文化財(建造物)	302	0	302	
選択文化財	無形民俗文化財	9	0	9
	無形文化財	1	0	1
計	451	420	871	

平成25年5月1日現在

2 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録に向けた動き

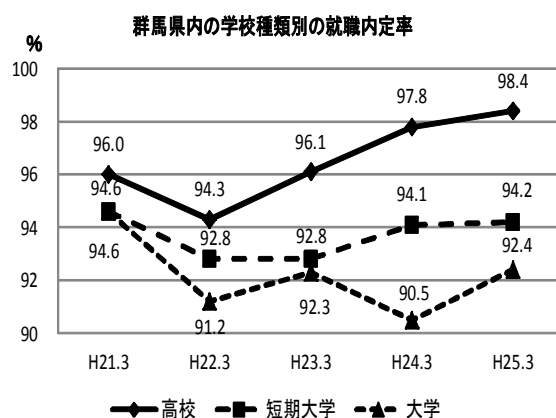
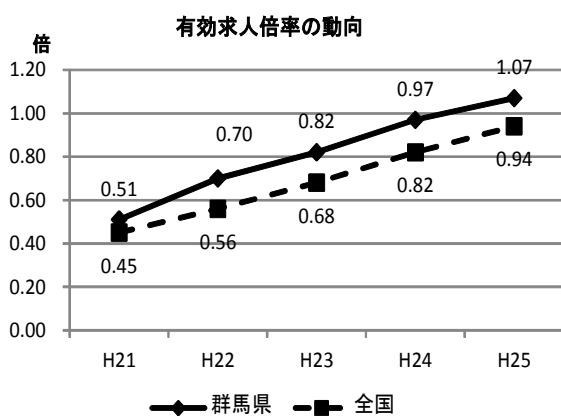
国は平成25年1月に「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録の推薦書をユネスコに提出しました。今後、国際記念物遺跡会議の審査を経て異論がなければ、平成26年度に世界遺産に登録される見込みです。

H15	富岡製糸場を世界遺産にする県の研究プロジェクト開始
H18	富岡製糸場の国重要文化財指定 「富岡製糸場と絹産業遺産群」提案書を国へ提出
H19	国が「富岡製糸場と絹産業遺産群」を世界遺産国内候補に選定 →世界遺産暫定一覧表に追加記載
H24	国が推薦書(暫定版)をユネスコへ提出
H25	国が推薦書(正式版)をユネスコへ提出
今後の予定	国際記念物遺跡会議(ICOMOS)の審査(現地調査を含む) ユネスコ世界遺産委員会で登録決定

第5 経済状況

1 雇用情勢

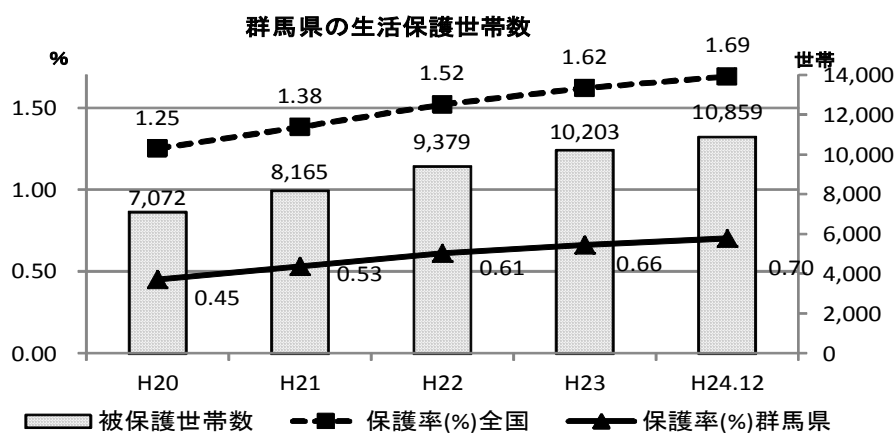
リーマンショックの影響から平成21年度に大きく落ち込みましたが、その後は改善傾向にあり、有効求人倍率についても1倍を回復しました。



群馬労働局

2 生活保護世帯数の状況

本県の被生活保護世帯は、全国的には低い方から7番目の水準ですが、増加の傾向が続いています。



※平成23年度までの数値は年間平均値。平成24年度は12月の速報値

平成24年12月現在 群馬県健康福祉部

第6 児童生徒や教員の状況

1 学力等の状況

(1) 公立小・中学校

ア 学力の状況

全国学力・学習状況調査の結果は、平成25年度もこれまでと同様の傾向を示しています。

小学校においては、国語と算数の「知識」、「活用」とともに全国平均を下回っています。

中学校においては、国語、数学の「知識」、「活用」とともに全国平均を上回っています。また、本調査の対象となった中学校3年生は、平成22年度の小学校6年生ですが、小学校時は「知識」「活用」とともに全国と同程度でしたが、今回の調査では伸びています。

平成25年度 全国学力・学習状況調査の平均正答率（％）

<小学校>

教科		年度	H25	H24	H22	H21
国語	A 知識	本県	61.3	80.6	83.3	70.9
		全国	62.7	81.6	83.3	69.9
	B 活用	本県	47.5	53.5	76.5	50.2
		全国	49.4	55.6	77.8	50.5
算数	A 知識	本県	76.4	73.3	73.5	78.3
		全国	77.2	73.3	74.2	78.7
	B 活用	本県	55.0	56.8	47.9	54.1
		全国	58.4	58.9	49.3	54.8
理科	A 知識・ B 活用	本県	—	61.2	—	—
		全国	—	60.9	—	—

<中学校>

教科		年度	H25	H24	H22	H21
国語	A 知識	本県	78.1	77.3	76.9	79.0
		全国	76.4	75.1	75.1	77.0
	B 活用	本県	68.8	65.5	68.7	77.3
		全国	67.4	63.3	65.3	74.5
数学	A 知識	本県	64.9	63.7	66.9	64.7
		全国	63.7	62.1	64.6	62.7
	B 活用	本県	42.8	53.0	46.7	60.3
		全国	41.5	49.3	43.3	56.9
理科	A 知識・ B 活用	本県	—	55.2	—	—
		全国	—	51.0	—	—

※ 平成23年度は、震災の影響で中止

(文部科学省)

平成25年度 ぐんまの子ども基礎・基本習得状況調査の各教科の平均正答率（％）

教科	社会	音楽	図工・美術	技術	家庭	英語	平均
小学校	62	68	72		66		57
中学校	47	57	75	64	68	56	61

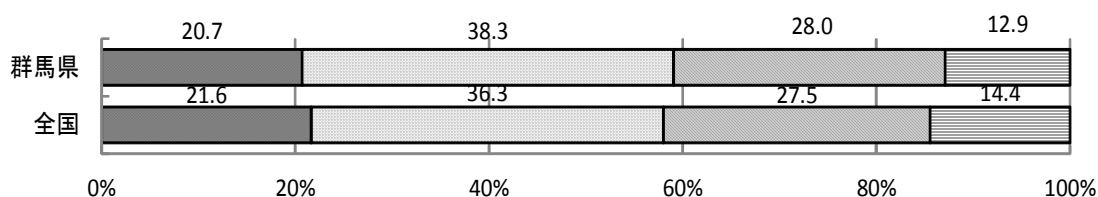
(群馬県教育委員会)

イ 学習意欲の状況

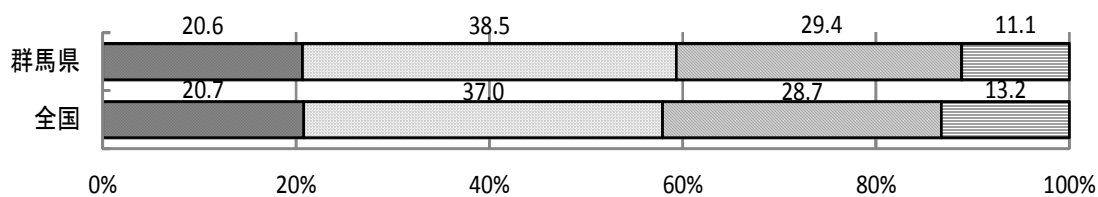
本県の児童生徒の学習意欲の状況は、国語、算数・数学の勉強が好きな児童生徒の割合が、小・中学校ともに全国を上回っています。

国語の勉強は好きですか

・小学6年生

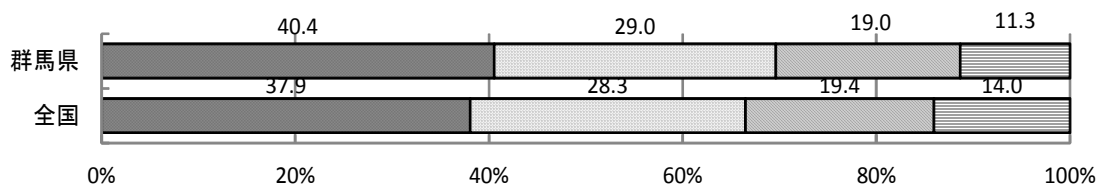


・ 中学 3 年生

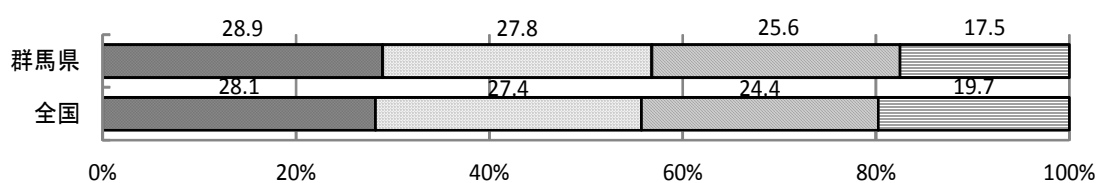


算数・数学の勉強は好きですか

・ 小学 6 年生



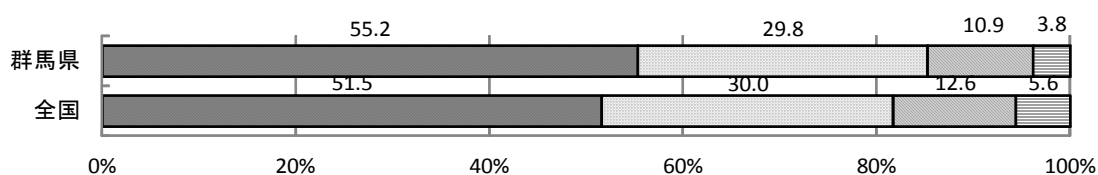
・ 中学 3 年生



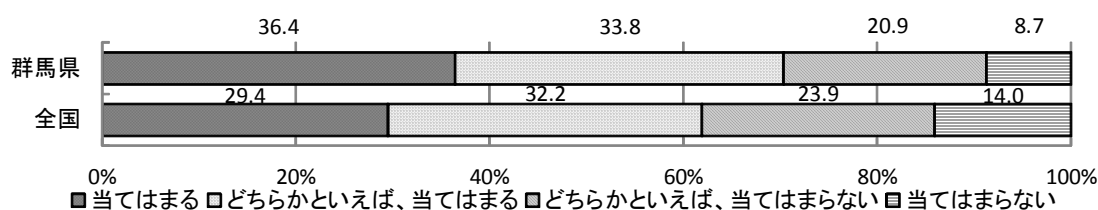
平成 2 5 年度 全国学力・学習状況調査（文部科学省）

理科の勉強は好きですか

・ 小学 6 年生



・ 中学 3 年生



■ 当てはまる □ どちらかといえば、当てはまる □ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

平成 2 4 年度 全国学力・学習状況調査（文部科学省）

〈○○の学習は好きですか。〉

教科等	社会	生活	音楽	図工	体育	技術	家庭	道徳	英語	総合	学活	平均
小学校	68	98	77	90	86		91	78	79	91	82	84
中学校	63		75	78	81	77	74	63	55	81	71	72

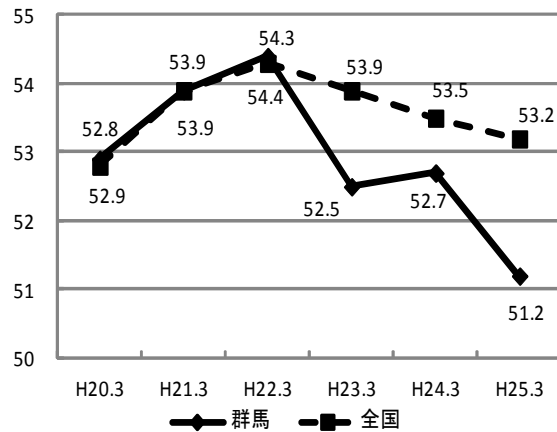
平成25年度ぐんまの子どもの基礎・基本習得状況調査

(2) 高等学校

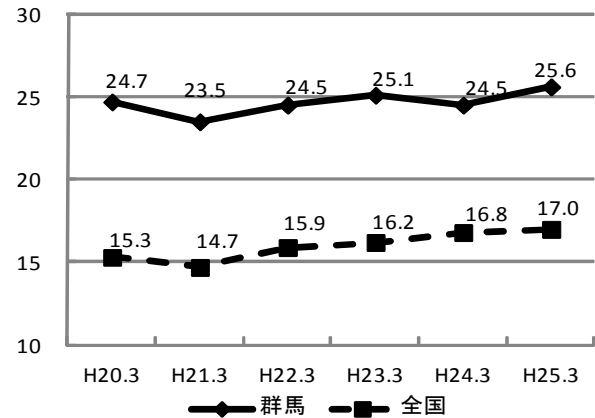
ア 進学状況

高校卒業者の大学・短大への現役進学率は平成22年度末（平成23年3月）から全国平均を下回ってしまっていますが、専修学校等への進学率は全国平均を大きく上回っています。

(%) 高校卒業者の大学・短大現役進学率



(%) 高校卒業者の専修学校等現役進学率



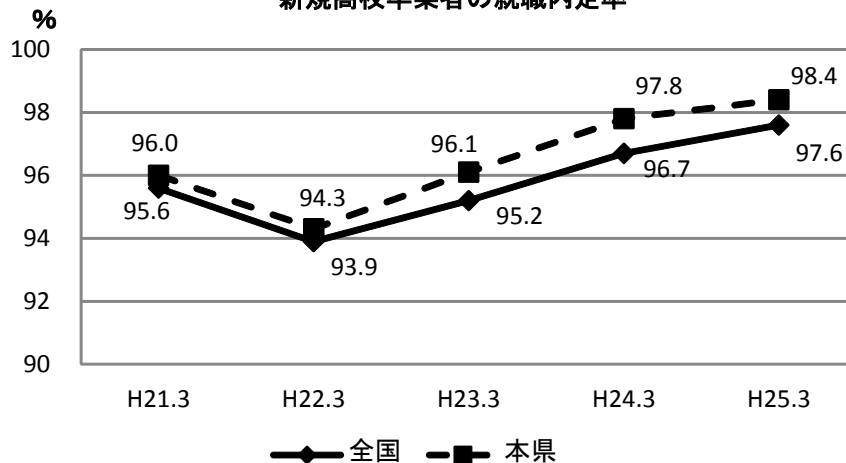
学校基本調査（文部科学省）

イ 就職状況

本県における新規高校卒業者の求職者に対する内定率は、平成21年度末（平成22年3月）まで低下していましたが、その後は上昇傾向にあります。

また、全国と比較しても、本県の内定率は平成20年度末（平成21年3月）から一貫して上回っています。

新規高校卒業者の就職内定率



厚生労働省・群馬労働局調べ

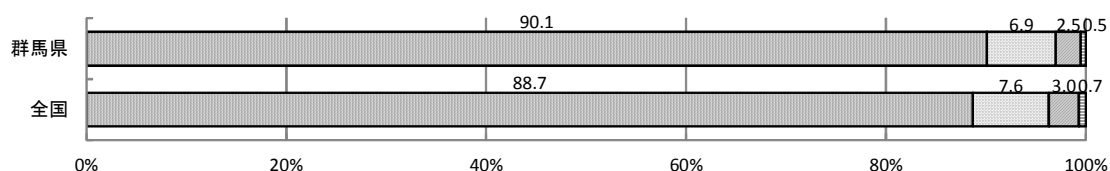
2 生活習慣・生活規律の状況

(1) 朝食の習慣

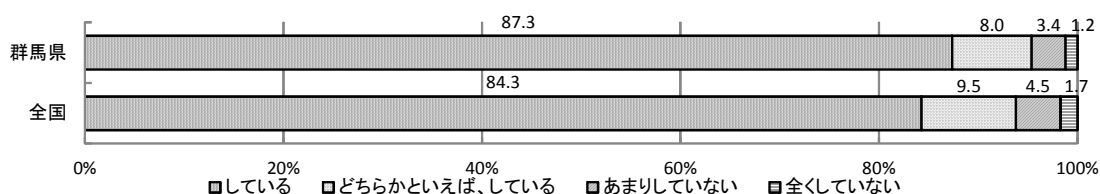
本県の児童生徒の朝食を食べている割合は、引き続き全国平均を上回っています。また、全国平均では、小学校、中学校、高校と年齢が上がるにつれ、朝食を食べている割合が大きく減少していますが、本県では、比較的高い割合を維持しています。

朝食を毎日食べていますか

・小学6年生



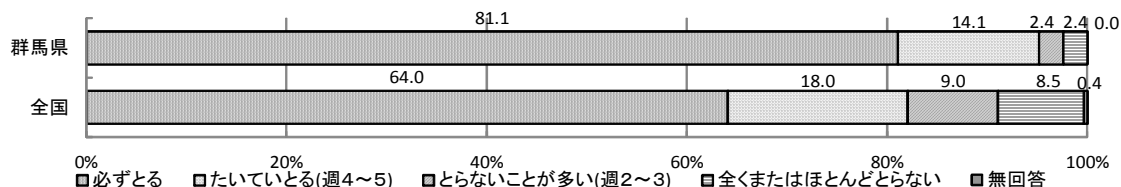
・中学3年生



平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

学校に行く前に朝食をとりますか

・高校2年生



群馬：平成20年度群馬県児童生徒の食生活実態調査(群馬県教育委員会)

全国：平成17年度高等学校教育課程実施状況調査(文部科学省)

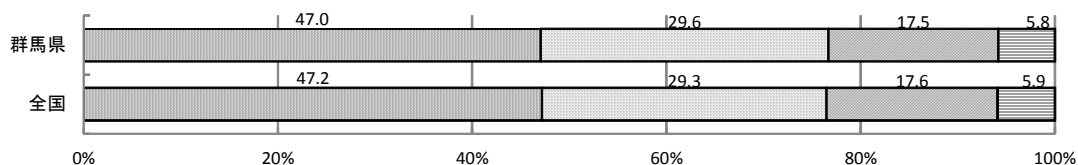
(2) 家庭でのコミュニケーション

本県の「家の人と学校での出来事について話をしている」児童生徒の割合は、増加しており、全国平均を上回っています。また、本県、全国平均ともに中学校へ上がると、家庭でコミュニケーションを取る割合が低くなる傾向にあります。

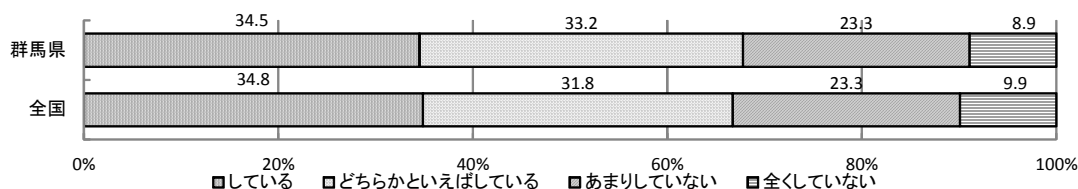
なお、平成24年度全国学力・学習状況調査の結果では、家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の方が、正答率が高い傾向が見られます。

家の人と学校での出来事について、話をしていますか

・小学6年生



・中学3年生



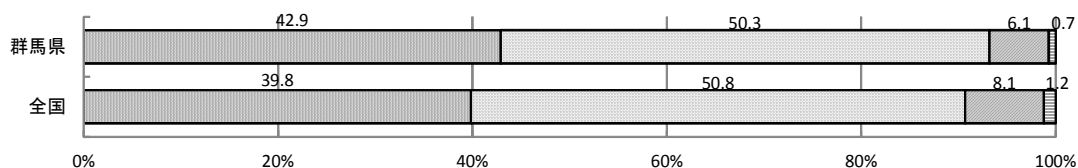
平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(3) マナーやルールを守る意識

本県の児童生徒のきまり・規則を守る割合は、増加しており全国平均を上回っています。なお、本県、全国平均ともに小学校よりも中学校の方が「当てはまる」と回答している児童生徒の割合が多い傾向があります。

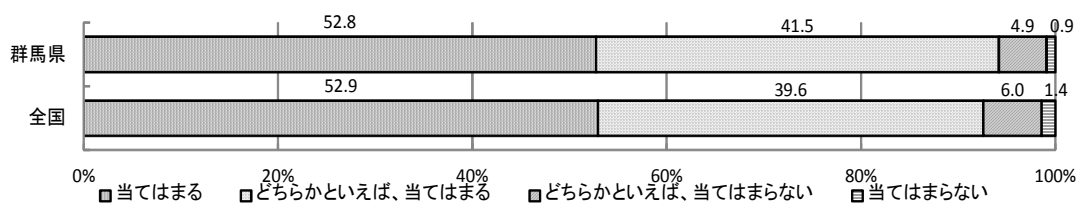
学校のきまりを守っていますか

・小学6年生



学校の規則を守っていますか

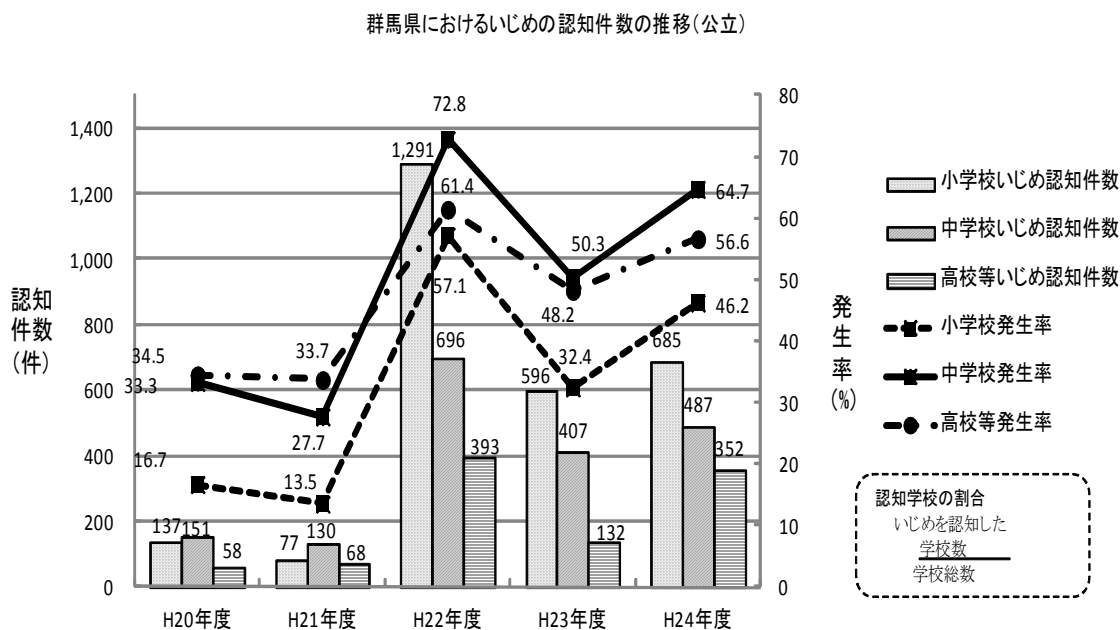
・中学3年生



平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(4) いじめの状況

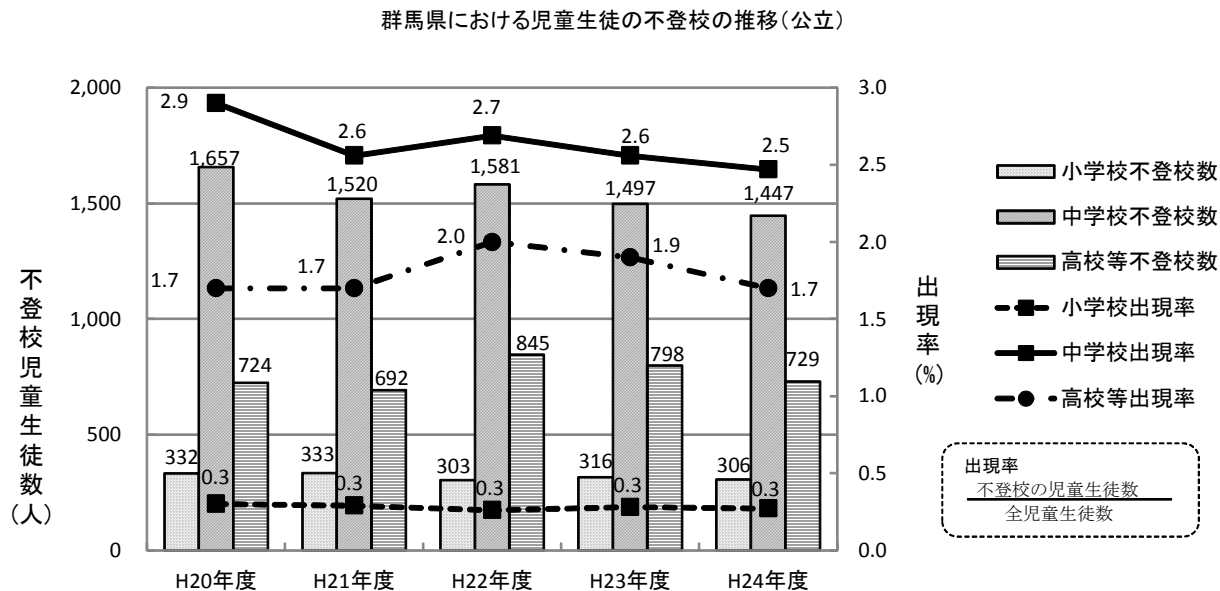
平成22年度に、本県で発生した事件を受け、詳細な調査を実施し認知件数は増加しました。その後も依然としていじめが発生しています。



児童生徒の問題行動等調査(文部科学省)

(5) 不登校の状況

不登校の児童生徒は、中学校で大きく増える傾向があります。

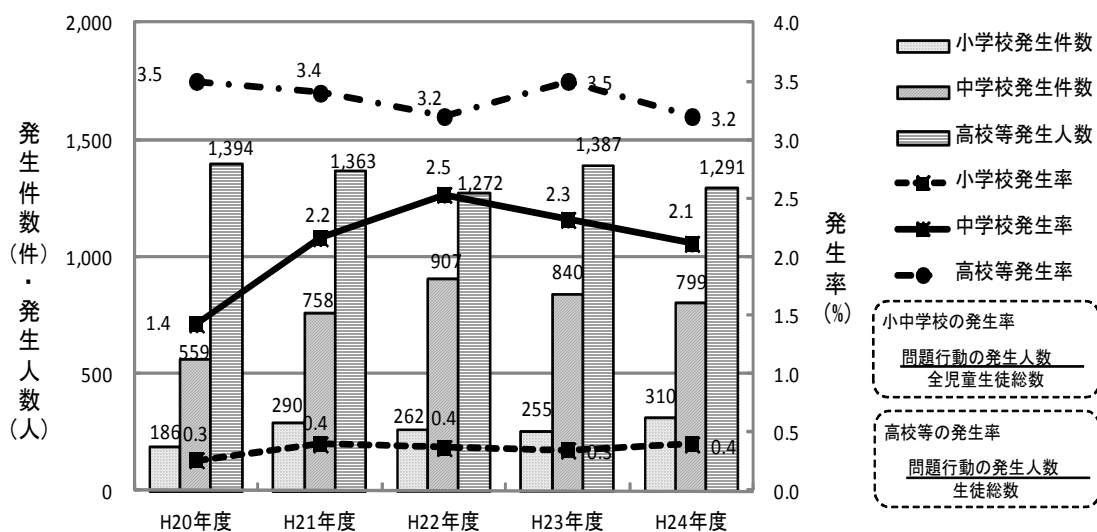


児童生徒の問題行動等調査(文部科学省)

(6) 問題行動の状況

児童生徒の問題行動は、中学校で急激に増加し、高校でさらに増加する傾向にあります。

群馬県における児童生徒の問題行動の推移(公立)



※ 高校は全日制のみの数値。「問題行動」とは、万引・窃盗、喫煙、飲酒、生徒間暴力、暴行傷害、家出、夜遊び、校則違反、交通違反等。

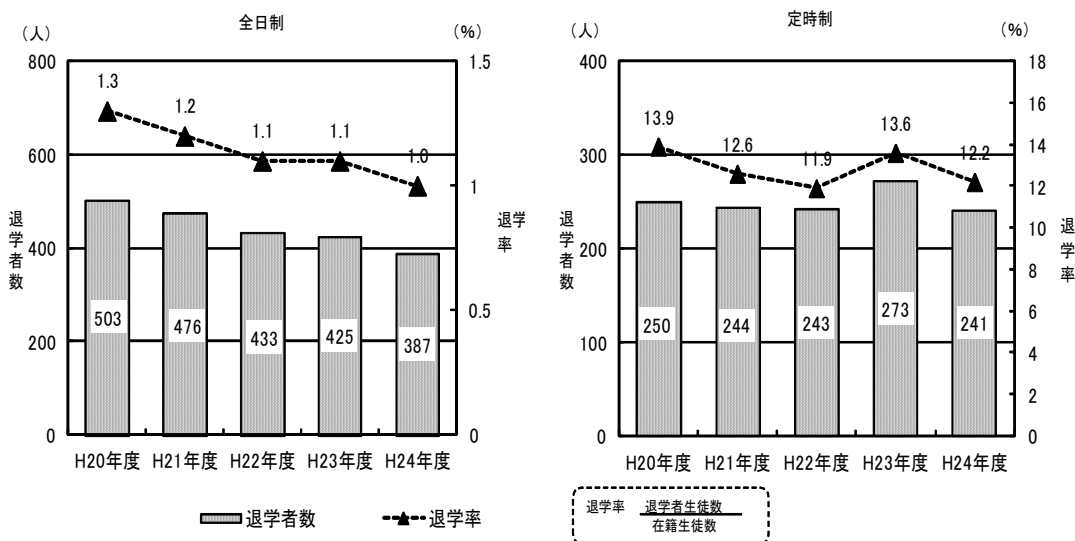
小中学校：児童生徒の問題行動等に関する月例報告（群馬県教育委員会）

高等学校：生徒動向等調査（群馬県教育委員会）

(7) 中途退学者の状況

公立高校の中途退学者は、全日制ではやや減少傾向、定時制では平成24年度に減少しており、全日制の高校では1.0%、定時制では12.2%の生徒が中途退学している状況があります。

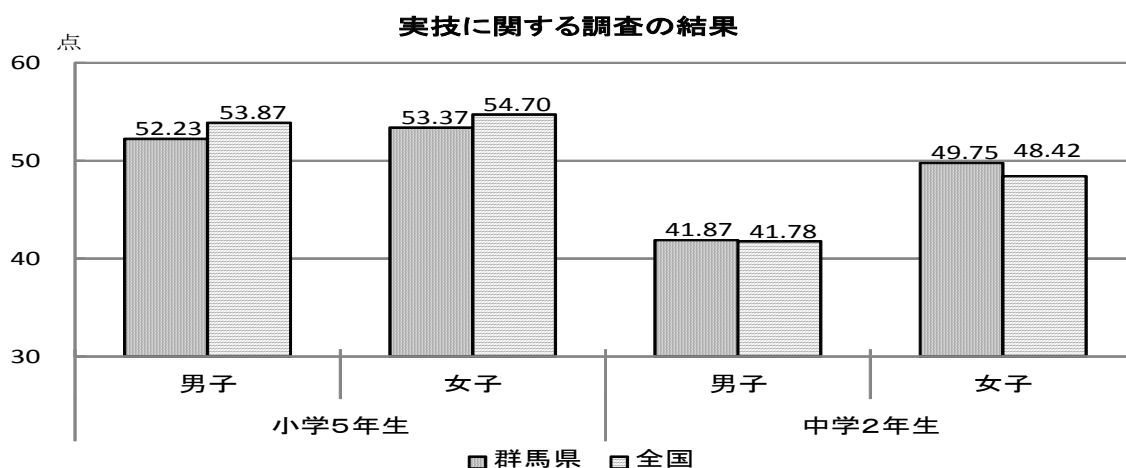
群馬県における中途退学者の推移(公立)



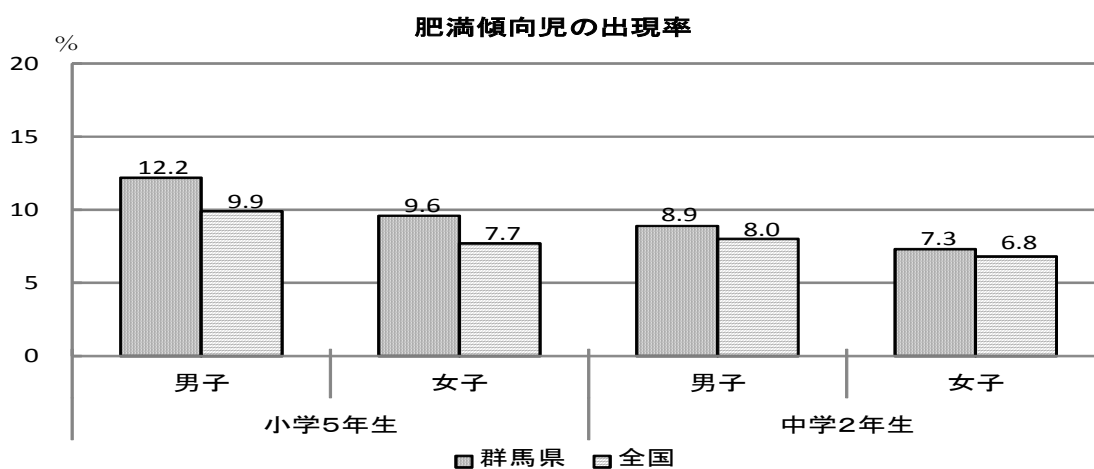
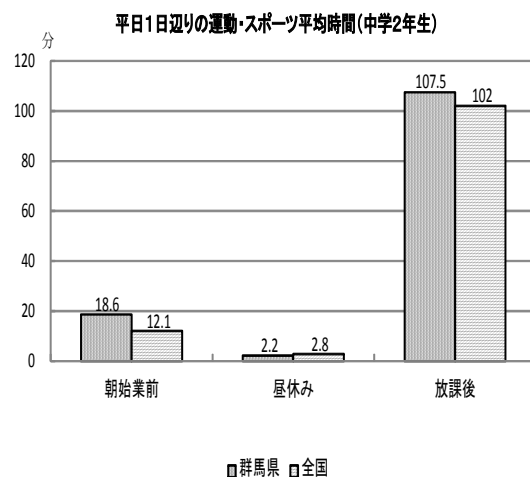
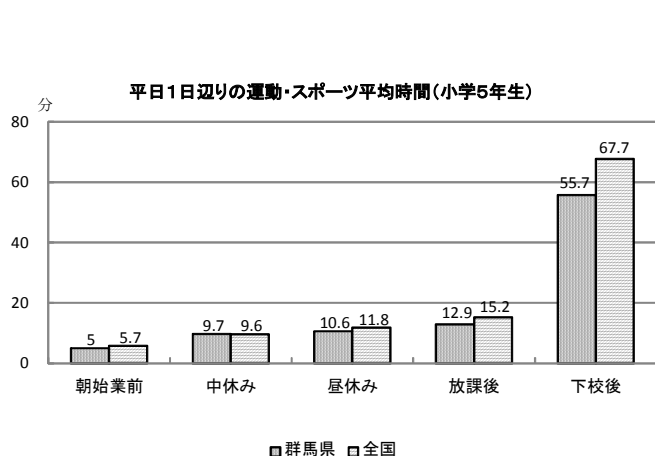
児童生徒の問題行動等調査（文部科学省）

3 体力・運動能力の状況

本県の児童生徒の基礎的運動能力は、小学校では男女ともに全国下位ですが、中学校になると全国平均を上回るようになります。一方、肥満傾向児の出現率は、小学校、中学校とも全国平均を上回っています。



※「握力」、「上体起こし」、「長座体前屈」、「反復横とび」、「20mシャトルラン」、「50m走」、「立ち幅とび」、「ボール投げ」の8項目（中学生は「持久走」を加えた9種目）を各10点満点で数値化したもの



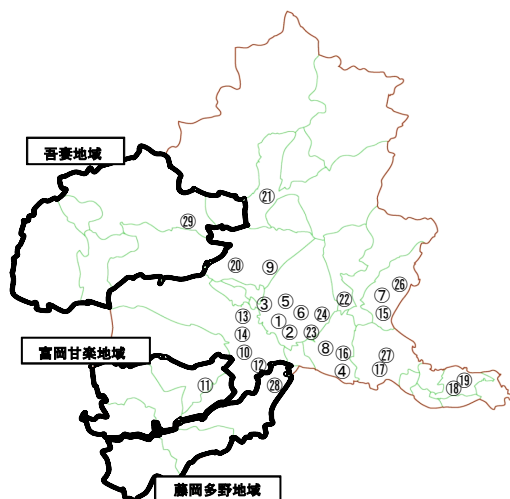
平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣調査（文部科学省）

4 特別支援教育の状況

(1) 特別支援学校の配置状況

未設置地域の解消に取り組んでおり、平成25年度に富岡甘楽地域に新たに設置し、藤岡多野、吾妻地域においても設置に向けた準備を進めています。

特別支援学校の配置状況



○県立特別支援学校			
番号	学校名	所在地	障害種
(1)	盲学校	前橋市	視覚
(2)	聾学校	前橋市	聴覚
(3)	前橋高等	前橋市	知的
(4)	養護学校	伊勢崎分校	伊勢崎市
(5)	赤城養護	本校	前橋市
(6)	学校	日赤分校	前橋市
(7)		桐生分校	桐生市
(8)		伊勢崎分校	伊勢崎市
(9)		小児医療セ	渋川市
		ンター分校	
(10)	みやま養	本校	高崎市
(11)	護学校	富岡分校	富岡市
(12)	高崎高等養護学校	高崎市	知的
(13)	二葉養護学校	高崎市	肢体
(14)	二葉高等養護学校	高崎市	肢体
(15)	あさひ養護学校	桐生市	肢体
(16)	伊勢崎特別支援学校	伊勢崎市	知的
(17)	太田高等養護学校	太田市	知的
(18)	館林高等特別支援学校	館林市	知的
(19)	館林特別支援学校	館林市	知的
(20)	榛名養護	本校	渋川市
(21)	学校	沼田分校	沼田市
(22)	渡良瀬養	本校	みどり市
(23)	護学校	しらがね分校	前橋市

○市町村立特別支援学校			
番号	学校名	所在地	障害種
(24)	前橋市立養護学校	前橋市	知的
(25)	高崎市立養護学校	高崎市	知的
(26)	桐生市立特別支援学校	桐生市	知的
(27)	太田市立太田養護学校	太田市	知的

○今後の設置予定(県立)			
番号	学校名	所在地	障害種
(28)	みやま養護学校藤岡分校(仮称)	藤岡市	知的
(29)	榛名養護学校吾妻分校(仮称)	中之条町	知的

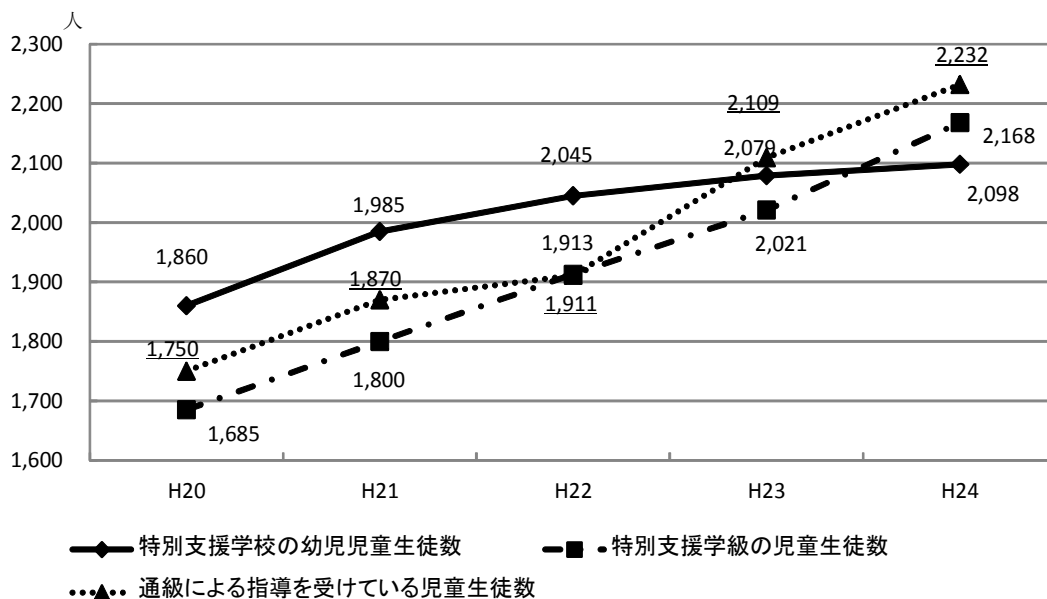
※H25設置

※ 太枠はこれまで特別支援学校が未設置だった地域

(2) 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導の状況

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数並びに小中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒数は、いずれも増加傾向にあります。特に、特別支援学級の児童生徒数と通級による指導を受けている児童生徒は、5年間で3割弱増加しています。

特別支援学校等で指導を受けている児童生徒等の推移



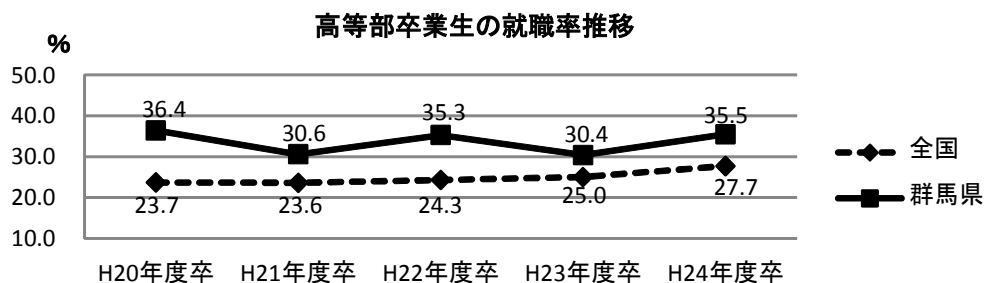
※ 通級による指導とは、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間、通級指導教室で行うこと

群馬の特別支援教育（群馬県教育委員会）

(3) 就労の状況

ア 特別支援学校高等部卒業生の一般就労率

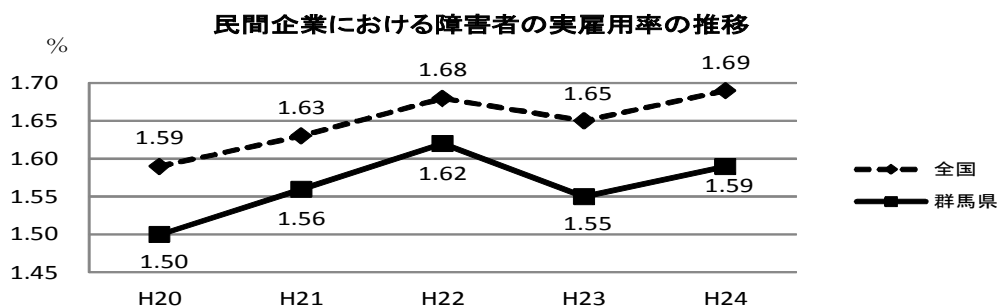
就労支援員と進路指導に関わる教員が連携し、就業体験先や新たな職域の開拓、現場実習等における巡回指導を行うなど、進路指導の充実に努めており、一般事業所への就労率は全国平均を上回っています。



学校基本調査（文部科学省）

イ 県内企業の障害者雇用率の状況

県内の民間企業における障害者雇用率は全国平均を下回る状況が続いています。

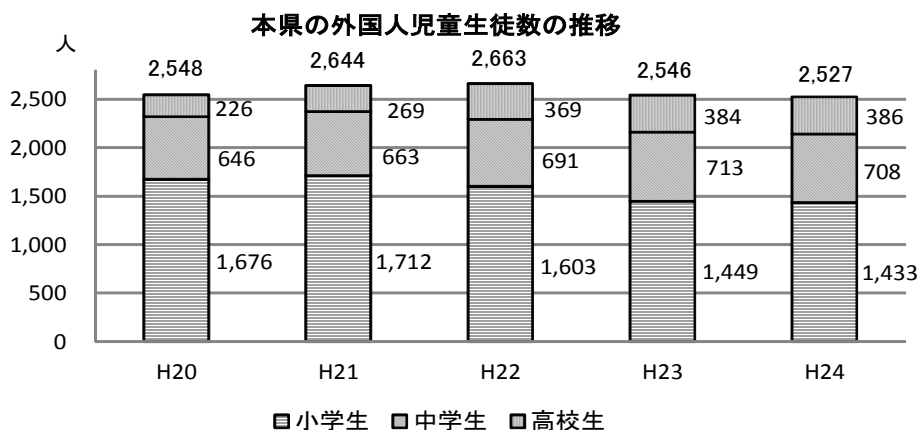


※ 平成22年度途中で雇用率の算定方法に変更があったため、平成23年度以降の数値と平成22年度以前の数値とを単純比較することはできない。

厚生労働省・群馬労働局調査

5 外国人児童生徒の状況

県内には、人口比で外国人の占める割合が全国的に見て高い市町村があります。厳しい経済状況から減少傾向にはありますが、平成24年度現在で2,500人を超える外国人児童生徒が県内で学んでいます。

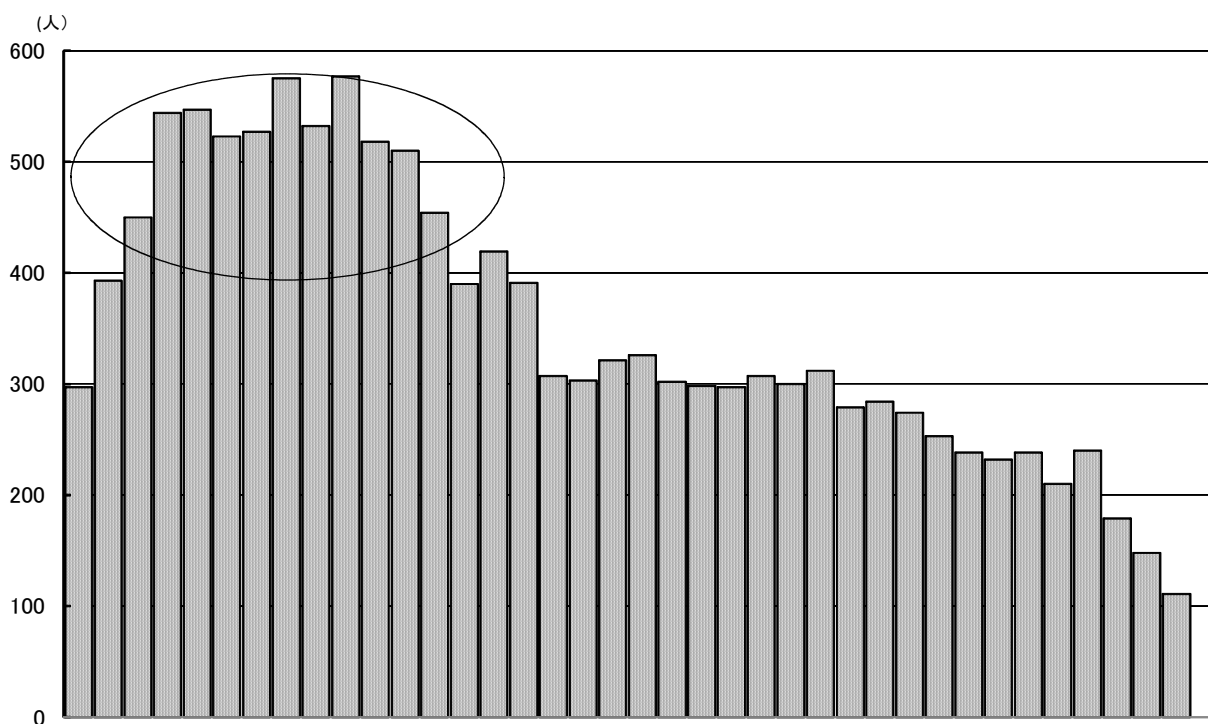


6 教職員の状況

(1) 教員の年齢構成

本県では、今後10年間に教員の退職者がピークを迎えます。

平成25年度 年齢別教員数(義務・県立)



年齢	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	合計
人数	297	393	495	544	547	523	545	575	532	577	518	510	454	390	419	391	307	303	321	326	302	298	297	307	300	312	279	284	274	253	238	232	238	210	240	179	148	111	0	13,469

(2) 教職員の病気休職者の状況

本県では、毎年度100人を超える教職員の病気休職者が出ており、その約半数が精神疾患が原因となっています。

過去5年間の教職員の病気休職者数

(人、%)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
病気休職者数 (a)	123	109	117	111	119
比率 (a/c)	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8
うち精神疾患患者数 (b)	59	47	52	51	60
比率 (b/c)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4
教職員総数 (c)	15,224	15,194	15,142	15,149	15,124

※教職員総数には臨時的任用職員を含まない。

第7 学校と地域の連携及び生涯学習の状況

1 学校と地域の連携の状況

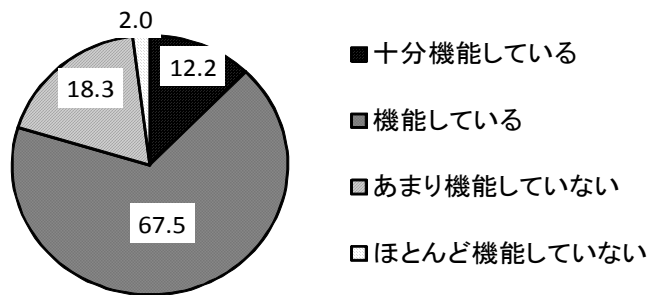
(1) 学校支援センターの実施状況

本県では、学校支援センターをすべての小・中学校に設置し、地域の教育力を活用し、児童生徒を育成する取組を行っており、多くのボランティアに参画いただいています。しかし、約2割の学校で「機能していない」など、学校により取組に差が見られます。

ア 設置状況

100% $\left(\begin{array}{l} \bullet \text{スペースを確保} \quad 42.6\%、\text{機能のみ} \quad 57.4\% \\ \bullet \text{コーディネータ等の位置付け} \quad \text{あり} \quad 41.8\%、\text{なし} \quad 58.2\% \end{array} \right)$

イ 運営状況



ウ 学校支援ボランティア数（24年度実績）

延べ人数 約70万人（実質人数 約9万6千人）

エ 学校支援ボランティアの内容

- (授業) ・ミシン操作、調理実習 ・総合的な学習の時間
 ・楽器演奏 ・生活科 等
- (授業以外) ・安全パトロール ・図書館整備、読み聞かせ
 ・環境整備 ・部活動指導 等

平成25年度学校支援センター運営推進状況調査（平成25年4月群馬県教育委員会）

(2) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況

本県では「放課後子どもプラン」として、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」との一体的あるいは連携による総合的な放課後対策を実施しています。

放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施状況

区分	放課後子ども教室		放課後児童クラブ	
	H20年	H24年	H20年	H24年
群馬県	28.2	29.7	84.2	88.6
全国	34.3	48.2	88.8	91.3
備考	※小学校区数に対する実施率		※市町村の実施率	

※ 放課後子ども教室

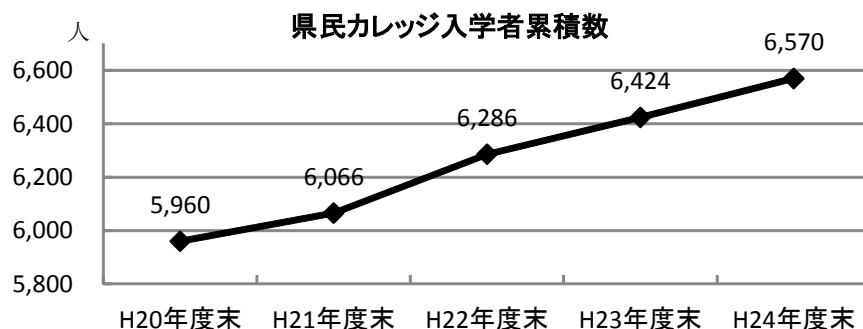
すべての児童を対象に、学校の空き教室や校庭等を利用して、地域住民の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動を行う事業

※ 放課後児童クラブ

共働き等で昼間家庭に保護者がいない児童を放課後預かり、遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る事業

2 ぐんま県民カレッジの入学者の状況

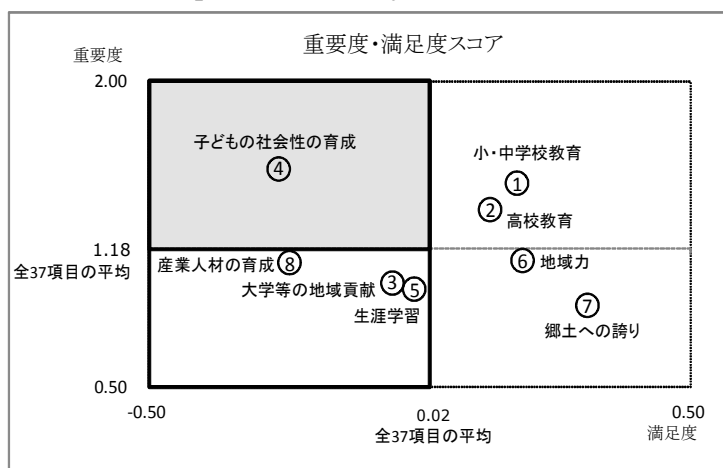
県生涯学習センターが中核となって進めている「ぐんま県民カレッジ」の入学者数の累計は着実に増加しています。



第8 平成25年度県政県民意識アンケートの結果（関連項目抜粋）

平成25年度県政県民意識アンケートの選好度調査（37項目の施策の重要度・満足度調査）では、教育に関連する8項目のうち、「子どもの社会性の育成」が全体の平均よりも「重要度が高いのに満足度が低い」結果でした。また、「大学等の地域貢献」、「生涯学習」、「産業人材の育成」についても「満足度が低い」状況です。

一方で、「小・中学校教育」、「高校教育」については平均よりも「重要度、満足度とも高い」結果でした。



番号	施策	重要度	満足度
1	小・中学校教育	1.50	0.18
2	高校教育	1.37	0.13
3	大学等の地域貢献	1.01	-0.05
4	子どもの社会性の育成	1.57	-0.26
5	生涯学習	0.98	-0.01
6	地域力	1.12	0.19
7	郷土への誇り	0.90	0.31
8	産業人材の育成	1.11	-0.24
平均値 37項目の平均値		1.18	0.02

群馬県総務部調査

※ 各施策のスコアは、回答を以下の方法で数値化し、回答者全員の平均値を算出したものです。

- ・重要度：重要2点、やや重要1点、どちらとも言えない0点、あまり重要でない－1点、全く重要でない－2点
- ・満足度：満足2点、やや満足1点、どちらとも言えない0点、やや不満－1点、不満－2点

第9 群馬県教育振興基本計画（第1期：平成21年度～平成25年度）の実施状況

第2期の群馬県教育振興基本計画を検討するに当たっては、第1期計画の50の「具体的な取組」について、各取組の課題ごとに、平成24年度末までの対応状況、残っている課題、新たな課題を検証しました。

また、第1期計画は、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき実施している教育委員会の点検及び評価の中で、取組実績の点検及び評価を行い、県議会に報告するとともに公表しています*。

第2期計画の各取組の課題は、これらの検証や点検・評価の結果を踏まえて設定しました。

※ 教育委員会の点検・評価（平成24年度対象）の詳細は、県ホームページを御参照ください。（ページアドレス：<http://www.pref.gunma/03/x0100223.html>）

(参考) 策定の経緯

1 策定経過

計画策定に当たっては、教育長及び知事部局を含む関係課室長で構成する「第2期群馬県教育振興基本計画策定委員会」及び外部の有識者等の意見聴取の場として「第2期群馬県教育振興基本計画策定懇談会」を設置し、計画原案を策定しました。

また、検討の各段階において、教育委員会委員の協議を行ったほか、県議会文教警察常任委員会に報告しました。

計画原案についてパブリックコメントを実施後、「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」に基づき、議会の議決を経て策定しました。

なお、策定に当たっては、企画会議等に報告し、全庁的な合意形成を図っています。

期日	内容
平成25年	
1月16日	・県教育委員協議会で第2期計画の策定について協議
2月13日	・県市町村教育長協議会で第2期計画の策定について説明
4月23日	・第1回策定委員会で第2期計画の方向性を検討
5月13日	・第1回策定懇談会で第2期計画の方向性を検討
5月21日	・県教育委員協議会で第2期計画の方向性について協議
6月5日	・県議会5月定例会文教警察常任委員会で第2期計画の方向性を説明
6月17日	・第2回策定委員会で骨子案を検討
6月26日	・第2回策定懇談会で骨子案を検討
7月24日	・県教育委員協議会で骨子案について協議
7月31日	・骨子案について立案段階でのパブリックコメントを実施 (～8月14日)
8月12日	・県社会教育委員会議定例会で骨子案を説明
8月29日	・県議会文教警察常任委員会月いち委員会で骨子案を説明
9月2日	・第3回策定委員会で素案を検討
9月9日	・第3回策定懇談会で素案を検討
9月11日	・県教育委員協議会で施策体系案について協議
9月30日	・県議会9月定例会前期議会文教警察常任委員会で素案を説明
10月17日	・教育事務所長会議で素案を説明
10月17日	・県市町村教育長協議会で素案を説明
10月22日	・県教育委員協議会で素案について協議
10月23日	・県企画会議で素案を説明
11月8日	・第4回策定委員会で原案を検討
11月18日	・第4回策定懇談会で原案を検討
11月19日	・県教育委員協議会で原案について協議
12月9日	・県議会9月定例会後期議会文教警察常任委員会で原案を説明
12月11日	・原案についてパブリックコメントを実施(～1月8日)

期日	内容
平成26年	
1月15日	・県教育委員協議会で案について協議
1月22日	・第5回策定懇談会で案を検討
2月10日	・県教育委員会会議で知事による議案上程について同意（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく知事からの意見聴取）
2月17日	・県議会平成26年第1回定例会に議案を上程
3月10日	・県議会平成26年第1回定例会文教警察常任委員会で審議・採決
3月19日	・県議会平成26年第1回定例会本会議で可決
3月20日	・県教育委員会会議で「第2期群馬県教育振興基本計画案」を決定
3月26日	・県企画会議に「第2期群馬県教育振興基本計画案」を報告
3月28日	・第2期群馬県教育振興基本計画決定

2 群馬県教育委員会委員名簿

氏名	役職等
森本 純生	※H25.10.4教育委員会委員(委員長職務代行者)任期満了退任
山田 浩史	委員長(H25.10.7～(委員長職務代行者(H25.9.11～10.7)))
坂本 壽枝	委員長職務代行者(H25.10.7～)
清水 和夫	(H25.10.1委員長退任)
眞保 智子	
天田 清之助	(H25.10.5～委員就任)
吉野 勉	教育長

3 第2期群馬県教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

氏名	役職等
石川 京子	NPO法人リンケージ理事長
今井 陽子	群馬県小中学校PTA連合会家庭教育委員長
宇敷 重信	沼田市教育委員会教育長
荻原 高子	臨床心理士、群馬県スクールカウンセラースーパーバイザー
金澤 朱美	ヨシモトボール(株)総務グループ教育担当リーダー
河本 榮一	河本工業(株)代表取締役
樽井 哲	群馬県文化協会連合会会長
寺澤 敬子	群馬県読み聞かせグループ連絡協議会会長
豊泉 周治	群馬大学教育学部長 【座長】
長澤 みち子	ガールスカウト群馬県第34団 団委員長
野口 秀樹	明照学園理事長
羽鳥 進一	群馬県立高崎高等学校長
花田 勝彦	上武大学ビジネス情報学部准教授、同大学駅伝部監督
藤井 浩	上毛新聞社論説委員長 【副座長】
布施川 恵子	前橋高等養護学校伊勢崎分校PTA会長

4 第2期群馬県教育振興基本計画策定委員会委員名簿

部局	職	氏名
総務部	学事法制課長	中村 弘子
生活文化スポーツ部	少子化対策・青少年課長	飯塚 欣彦
	文化振興課長	高橋 栄樹
	スポーツ振興課長	荒井 進
健康福祉部	子育て支援課長	金田 昇
環境森林部	自然環境課長	下田 明英
産業経済部	労働政策課長	沼澤 弘平
	産業人材育成課長	石川 利一
教育委員会	教育長	吉野 勉 【委員長】
	教育次長	長尾 景茂 【副委員長】
	教育次長（指導担当）	須永 光明 【副委員長】
	総合教育センター所長	堀澤 勝
	総務課長	瀬古 聖一
	管理課長	塚越 昭一
	福利課長	三田 功
	学校人事課長	松本 昭彦
	義務教育課長	久保 信行
	高校教育課長	鶴生川 隆之
	特別支援教育室長	須藤 隆
	生涯学習課長	森田 勝也
	文化財保護課長	柿沼 則久
	健康体育課長	林 康宏

第 2 期 群馬県教育振興基本計画

平成 2 6 年 3 月 発行

発 行 群馬県

編 集 群馬県教育委員会事務局総務課

T E L 0 2 7 - 2 2 6 - 4 7 3 0

F A X 0 2 7 - 2 4 3 - 7 7 8 6

E-mail kisoumuka@pref.gunma.lg.jp

